

放送法案説明

唯今議題となりました放送法案の提案理由を御説明申し上げます。
現在の放送事業の主体でありまする社團法人日本放送協会は、民法
の規定に基いて設立されておりますが、その施設については無線電信
法の規定に基き、通信大臣の許可の下に運営されておるのであります。
しかし、無線電信法の規定は極めて簡単でありまして、殊に同法は「
事業」を規制するものではありませんので、今日の如く発達した放送
事業を規制いたします上に極めて不謹の点が多いばかりでなく、通信大
臣に包括的権限の委任をいたします点は、新憲法の精神にもそむかない
ことにも相成るのであります。

又放送事業は、現在におよぶしては華美上日本放送協会がその經營を
独占してゐるのであります、日本放送協会の性格は單なる私的機関
たる民法上の社團法人すぎないのでありますて、この様な機関をして
て社会生活のあらゆる面倒に重大なる影響力をもつてゐる放送事業を
法律的な根拠もなく事実上独占せしめてゆくことはこれ又新憲法の權

神にそむかないのですありますて、この點日本放送協会の性格を公的を機
関に改組して國民全般の福祉に奉仕せしめることを明定する必要があ
るばかりでなく、最近におよぶしては、新たに放送事業の經營を希望
する向も多い実情からいえしまして、この際放送事業の在り方並びに
それの監督機構について全般的にこれを法制化する必要が生じて参
たのであります。

かかる見地から、今回放送法を制定せんとしためでありますが、慶
本法案に規定してあります主要なる内容について申上れば、

先ず、第一に放送政策に関する三原則といしまして、

1 放送業務が情報及び教育の手段として、又國民文化の媒体としても、

國民に最大の效用を發揮せらる事をを保障すること。

2 放送を自由な表現の場として、その不偏不党と眞実と自録とを保
障すること。

3 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明かにすることによ
つて、放送が健全なる民主主義に奉仕し、且つそれを育成するようにな
ること。

を明確にし、この法律の範囲内で番組編集、放送受信、表現等が自由

であることを明かにしなくてはならぬのであるが、
第二にいたしましては、放送を規律し、監督する行政機関として、
知事の外局たる放送委員会の設置を規定いたしましたことであります。
乃ち、この委員会は法律で定める権限の行使につきましては、会
く独立してこれを行うことをし、電波監理の技術的事項以外は他の如何なる機関、組織、團体等にも支配されないのでありますとして、委員会
を構成する委員数は五人にして、内閣總理大臣が國会の承認を経て任命
する仕組みいたしてあります。

第三に、さきほど、申し上りました如く、現在の社團法人日本放送会を公的な範囲に與租せんとすることとあります。

協会の理事七人は放送委員会が國会の承認を経て任命され、その職務を執行する。その他協会は官利行為を行うことが出来ないところ、協会は聽取料を徵収することができるものであること、協会は基本金をもたず、社

償によつて必要な資金を貰うものであること、また協会には課税しないこと等を決定いたしました次第であります。

第四回　審理をして日本に送り、輸出を禁じる
輸入を行つては、これが出来る途を開いたのであります。これによりまして
日本に上総を有しない者、外國政府又はその代表者等の如きものを除
きましては、凡て法律の規定する條項により審理の上、取扱局を開設
することが出来るよう規定したのであります。

以上申し上げました外、放送に因する一般的制限事項
不服の審理及び訴訟に因する事項並びに所要の罰則を規定いたします
ると共に、この法律施行後五年以内に、内閣総理大臣は、特別の審議
会を設置して、この法律の存続、改正又は廃止についての勧告を求め
んことをいたしましたことが本法律の重なる課題となつております。
以上本法律条文の趣旨及び法律の大要を御説明申し上げた次第であ
りますが、何とぞ充分御審議の上速かに御賛成下さるようお願ひいた
します。

放送法案正誤表

一 第二條第一項第八号中「放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合せをいう。」を「放送設備とその保守運用に必要な要員を備えた施設をいう。」に改める。

二 第四條第二項中「時事評論、」を削る。

三 第四條中第三項中「直接関係者」を「直接関係人」に改める。

四 第六條中「放送を受信することができる。」を「放送の受信をすることができる。」に、「提供する放送を受信する」を「提供する放送の受信をする」に、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければならない。」に改める。

五 第七條中「放送及びその受信」を「放送の送信及び受信」に改める。

六 第九條第一項第二号中「高基準」を「高度の基準」に、「運営の

統制」を「選用の統制」に改める。

七 第九條第一項第十三号四中「放送設備・放送業務」を「放送業務、放送設備」に改める。

八 第九條第三項中「第一項第五号の調査又は同項第六号の検査」を「第一項第六号の検査又は同項第十一号の調査」に改める。

九 第二十條第一項中「内閣総理大臣が」を「内閣総理大臣が、」に改める。

十 第二十五條第三項中「協会の剩余金その他の収入」を「協会の収入及び剩余额」に改める。

十一 第三十八條第一項中「第六十二條」を「第六十三條」に改める。

十二 第五十三條中「開設」を「設置」に改める。

十三 第六十五條中「その政見を放送」を「政見放送」に、「他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」に改める。

- 十四 第八十一條第二項中「(昭和二十三年法律第一号)」を「(昭和二十三年法律第八十一号)」に改める。
- 十五 第九十九條表題「(この法律の改廃)」を「(この法律の廢止)」に改める。
- 十六 第九十九條第二項中「意見を徵す」を「意見を徵する」に改める。
- 十七 第百二條第一項中「日本放送協会」を「協会」に改める。
- 十八 第百五條中「(昭和二十三年法律第一号)」を「(昭和二十三年法律第十号)」に改める。

放送法案修正事項

昭和二十三年十一月
省信通

放送法案修正事項
昭和二十一、二月
通信省

組」に、同項第八号中「放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合せをいう。」を「放送設備とその保守運用に必要な要員を備えた施設をいう。」に改める。

第四條第三項中「直接關係者」を「直接關係人」に改める。

放送の受信をする」に、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければならぬ。」に改める。

第九條第一項第二号中「高基準」を「高度の基準」に、
「運営の

統制」を「運用の統制」に改める。

本調査のため、放送事業者に対し、必要な報告

記録の提出を命じ、又は所部の職員をして業務の状況若しくは帳簿その他物件を検査させること、並びに受信設備の設置者より必要な報告を徴すること。
第九條第一項第十三号四中「放送設備、放送業務」を「放送業務放送設備」に改める。

第九條第一項第十四号を次のよう改めると
十四 所管の放送行政に關する法令を立案すること

第二十條第一項中「内閣總理大臣が」を「内閣總理大臣が」に改める。

×十一、第二十一條第三項を次のよう改める。

○三 放送委員会の会議の議事は、委員長を加え、出席委員の過半数をもつてこれを決する。

×十二、第二十五條第一項第一号を次のよう改める。

○一 全國的、地域的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。

○二 同第二号を次のよう改める。

○二 國際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用し、又は政府の提供する施設を使用しこれを運用すること。

○三 第二十五條第三項中「協会の剩余金その他の収入」を「協会の受信料その他の収入及~~不~~剰余金」に改める。

○四 第三十六條に次の二項を加える。

○二 前項の場合を除く外、役員は、その意に反して解任されることはない。

○五 第三十八條第二項中「第六十二條」を「第六十三條」に改める。

○六 第四十一條~~支拂~~「（貸借対照表等の承認）」を「（貸借対照表等の提出）」に改める。

○七 第四十八條中「營業廣告を放送し」を「他人の營業に關する廣告を放送し」に改める。

○八 第五十三條中「開設」を「設置」に改める。

○九 第六十五條中「その政見を放送」を「政見放送」に、「他の候補者に對しても、申出により同一般備を使用し、」を「他の候補者に對しても申出により同一放送設備を使用し、」に改める。

○十 第六十八條第一項第一号の次に左の一號を加え、第二号以下を順次繰下げる。

○二 第六十條に規定する免許状記載事項に違反した場合

○三 第七十五條第二項中「出席委員の過半數をもつて、」を「委員長を加え出席委員の過半數をもつて、」に改める。

(二十二)

第八十一條第二項中「(昭和二十三年法律第号)」を「(昭和二十三年法律第八十一号)」に改める。

(二十三)

第九十九條表題「(この法律の改廢)」を「(この法律の改廢の手続)」に改める。

(二十四)

第九十九條第二項中「意見を徵す」を「意見を徵する」に改める。

(二十五)

第一百二條第一項中「日本放送協会」を「協会」に改める。

(二十六)

第一百五條中「(昭和二十三年法律第号)」を「(昭和二十三年法律第一百十号)」に改める。

(二十七)

第三十九條中「通信省」を「郵政省」に改める。

(二十八)

第一百五條の次に次の一條を加える。

(附替規定)

第一百六條 通信省の再組織に関する法律が制定施行されるまでは、この法律の規定中「電波廳」及び「郵政省」とあるを「通信省」とする。

裏面白紙

放送法等修正案

昭二三・九・一〇
通 信 省

送 信 施

「第二條第二項中「放送を目的とする電気通信」を「放送番組」と改める。

二 第二條第八号中「放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合せをいう。」を「放送を行うに必要な人的物的施設の総合的組織体をいう。」と改める。

三 第六條中「該放送を受信することができる。」を「放送の受信をすることができる。」と、「提供する放送を受信する。」を「提供する放送の受信をする。」と、「支拂わねばならない。」を「支拂わなければならない。」と改める。

四 第七條中「放送及びその受信」を「放送の送信及び受信」と改める。

五 第九條第一項第二号中「高基準」を「高度の基準」と、「運営の

統制」を「選出の終制」と改める。

六 第九條第一項第五号の「調査のため」を削り、「提出を命ぜること」と「提出を命じ又は自ら調査すること」と改める。

八 第九條第一項第十号中「被送を受信し」を「被送の受信をし」と改める。

八 第九條第一項第十四号を次のように改める。

十四 所管放送行政に関する法令を立案すること。

九 ^{第十四條} _{次に左の二項の次に左の一項を加える。}

3 國会閉会の場合又は衆議院解散の場合に、委員の任期が満了したとき又は欠員を生じたときの措置については、政令をもつてこれを定める。

六 第二十二条を次のように改める。

十一 第三十三條第二項の次に左の一項を加える。

3 國会の閉会の場合又は衆議院解散の場合に役員の任期が満了

裏面白紙

謹信省

したとき又は次回を生じたときの措置については、政令をもつてこれを定める。

十二、第三十七條「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條」の次に「第五十一條」を加える。「第五十四條及び第五十七條」を「第五十四條ト第五十七條反水第十九條」と改める。

十三、第四十一條^{春賀}「（貸借対照表等の承認）」を「（貸借対照表等の提出）」と改める。

十四、第四十八條中「營業廣告を放送し」を「他人の營業に関する廣告を放送し」に改める。

十五、第五十二條を次のよう改める。
「^{協会を解散する場合}」と「^{その他の事由}」を「^{同一の事由}」とし、

十六、第六十五條中「その政見の放送」を「政見放送」と、「他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」と改める。

裏面白紙

十、第六十九條第一項第一号の次に左の一項^(E)を加え、第二号以下を
一項宛縫下げる。

二、第六十條に規定する弁護状記載事項に違反した場合

十一、第八十一條第二項中「昭和二十三年法律第母一」を、「昭和二

十三年法律第八十一号」と改める。

十五、第九十九條表題「(この法律の改廢)」を「(この法律の改廢
の手続)」と改める。

二十六第九十九條第二項中「意見を徵す」を「意見を徵する」と改め
る。

二十七、第一百五條中「昭和二十三年法律第母一」を、「昭和二十三年
法律第百十、若一」と改める。

二十八、第一百九條の次に左の一項を加える。

(附則規定)

第三百九十九條 運信省の再組織に関する法律が制定施行せられるま

裏面白紙

では、この法律の規定中「審査課」とあるのを「運輸省」と、「
船舶地方運輸監理局」とあるのを「運輸局」と読みえるも
と見る。

一、(政府修正)

第二條第一項第二号中「放送を目的とする電気通信」を「放送番組」と、同様同項第八号「放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合せをいう。」を「放送を行うに必要な人的物的施設の組合的組織体をいう。」と改める。

二、第四條は修正の要はないものと思はれる。

三、(国会修正)

第四條第三項の次に左の一項を加える。

外 則項の規定は、民法の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

四、(政府修正)

第六條中「放送を受信することができる。」を「放送の受信をすることができる。」と、「提供する放送を受信する」を「提供する放送の受信をする」と、一文脚わねはならない。」を「一文拂わなけれはなら

ない。」と改める。

五、(政府修正)

第七條中「放送及びその方法」を「放送の送信及び受信」と改める。

六、(政府修正)

第八條の「独立して」は修正の要はないものと思はれる。

七、(政府修正)

第九條第一項第二号中「高齢者」を「高齢の基準と、一連官の新制」と改める。

八、(政府修正)

第九條第一項第五号中「提出を命ずること。」を「提出を命じ又は自ら調査すること。」と改める。

九、第九條第一項第十二号は修正の要はないものと思はれる。國会において研究せられた。

十、(政府修正)

第九條第一項第十四号を次のように改める。

十四 所管放送行感に該する法律を立案すること。

十一、国会修正

第九條第四項中「商業、工業、」を「産業、」と改め、「農業、」を削る。

古賀送安員会の委長の就任については、修正の要はないものと思はれる。

十二、国会修正

第十一條第二項第六号の政見の役員の範囲及びこれを政令で定めるとの旨については、国会において研究修正せられたい。

十三、国会修正

第十三條を次のよう改める。

第十三條 女性は、内閣總理大臣の承認した場合以外、他の職に就くことができない。

十四、政府修正

第二十二條に學務局の内部組織を規定すべきであるが、目下行政官理課と打合せ中であるので、別途提出する。

十五、国会修正

第二十五條第一項第六号を次のよう改める。

六 放送の音及短速に必要な出版をし又は放送の文書に関する相談所等を設立すること。

十七、国会修正

第二十五條第一項第八号を次のよう改める。

八 ニュース及び出版を収集し、並びにこれを他人に提供し、又はニュース記事板開設に参加すること。

十八、国会修正

第二十五條第三項の次に左の一項を加える。

九 放送委員会は、必要と認めたときは、本議場一場第七号による研究の成績及び第九号による著作権を公辯させることができる。

十九（国会修正）

第三十一條第三項を次のよう改める。

3 副会長及びその他の理事は、定款の定めるところにより協会を代表し、且つ会長を補佐して協会の業務を掌理する。

二十（国会修正）

第三十六條に次の項を加える。

2 前項の場合を除く外、役員は、その意に反して解任されることはない。

二十一（政府修正）

第三十七條「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條」の次に「第五十一條」を加え、「第五十四條及び第五十七條」を「第五十四條、第五十七條及び第五十九條」と改める。

二十二（政府修正）

第四十一條表題「（貸借対照表等の承認）」を「（貸借対照表等の提出）」と改める。

二十三（国会修正）

第四十三條第二項の放送債券の発行額十五億円の増額の件は國会において研究修正せられたい。

（政府修正）

第四十八條中「營業廣告を放送し」を「他人の營業に關する廣告を放送し」に改める。

二十四（国会修正）

第四十九條を次のように改める。〔第二項を削る〕
協会は、放送委員会の認可を受けないで、放送設備の全部又は一部を譲渡し、処分し、販貸し、担保に供し、その運用を委託し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に屬させることができない。

二十五（政府修正）

第五十二条を次のように改める。

協会を解散する場合は、別に法律でこれを定める。

二十六（国会修正）

第五十五条第五号中「五分の一」を「三分の一」と改める。

二十七（政府修正）

第六十五条中「その政見の放送」を「政見放送」と、「他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、」を「他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、」と改める。

二十八（政府修正）

第六十八条第一項第一号の次に左の一号を加え、第二号以下を一号宛縁下げる。

二 第六十條に規定する免許状記載事項に違反した場合

二十九（政府修正）

第八十一条第二項中「昭和二十三年法律第一号」を「昭和二十

三年法律第八十一号」と改める。

三十（国会修正）

第八十八条候中公安妨害放送を罰する件については、国会において研究修正せられたい。

三十一（国会修正）

第九十一條一般職員の取扱については、国会において研究修正せられたい。

三十二（国会修正）

(1) 第七章雜則第九十九條の前に次の一條を加え、第九十九條以下の様文を一條宛縁下げる。

（有線放送等）

第九十九條 電線路により公衆に放送番組を傳送する施設については、第三條、第四條、第五條及び第七條の規定を準用する。但し一邸宅内、一轄内又は一移動体内に施設する

ものは、この限りではない。

- 2 前項の施設のうち、公衆がその放送番組を電氣的設備により直接受信することを目的とするものについては、放送委員会規則の定めるところにより、この法律の一般放送局に關する規定を準用する。「放送設備によつて、」を夫々(2) 第八十八条第一項及び第二項中「放送設備又は第九十九條の施設によつて、」と改める。

三十三へ政府修正」

第九十九條表題「（この法律の改廃）」を「（この法律の改廃の手続）」と改める。

三十四へ政府修正」

第五十九條第二項中「意見を徵す」を「意見を徵する」と改める。

三十五（政府修正）

第一百五條中（昭和二十三年法律第 号）を、（昭和二十三年法律第百十号）と改める。

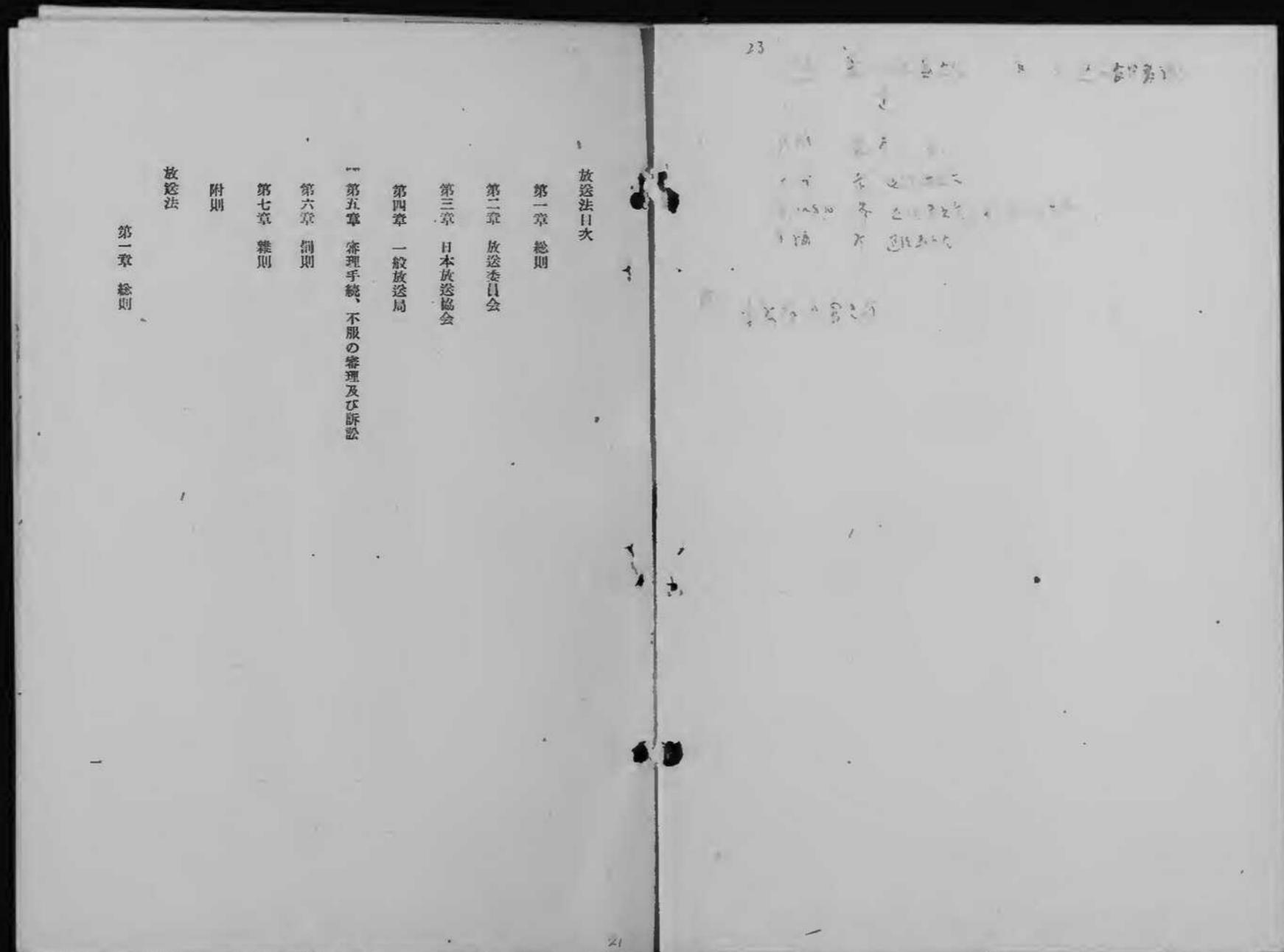
三十六（政府修正）

第一百五條の次に左の一條を加える。

（謙替規定）

第一百七條 適信省の再組織に関する法律が制定施行せられるまでは、この法律の規定中「電波廳」とあるのを「適信省」と、「電波廳地方電波管理局」とあるのを「適信局」と読み替えるものとする。

放
送
法
案



(この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の利便、利益又は必要に合致するように規律するとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が、情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國民に最大の効用と福利とをもたらすことを保障すること。

二 放送を自由な表現の場として、その不偏不党、眞実及び自律を保障すること。

三 放送に携わる者の國民に対する直接の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つ、それを育成するようすること。

(定義)

第二條 この法律においては、左の用語を各下記の意義に用いる。

一 「放送」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電気通信の送信及び受信をいう。

放送は、これを左の五種に分ける。

(一) 標準放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める標準放送用周波数を使用する無線電話による放送

(二) 短波放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める短波放送用周波数を使用する無線電話による放送

(三) 超短波放送 國際條約、協約及びそれらの附屬規則に定める超短波放送用周波数を使用する無線電話による放送(周波数変調放送を含む。)

(四) 電視放送(テレビジョン) 放送設備による映像又は映像と音声との組み合せの放送

(五) 模写放送(ファクシミル) 記録の目的をもつてする放送設備による文字、形像、図画又はそれらの組み合せの放送

二 「放送業務」とは、放送を目的とする電気通信を創出し、演出し及び廣ばんすること並びにそれらに關す

る施設を運営することをいう。

三 「国内放送」とは、日本の領土内で受信されることを目的とする放送をいう。

四 「国際放送」とは、日本の領土外において受信されることを目的とする放送をいう。

五 「周波数」とは、放送に使用する搬送波の周波数をいう。

六 「放送電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

七 「放送設備」とは、放送の送信に使用する無線設備をいう。(演奏室設備、中継連絡設備若しくはそれらの附属設備と無線設備の組み合せを含む。)

八 「放送局」とは、~~放送を行つてゐる~~放送設備とその保守運用に必要な要員の組み合せをいう。

九 「一般放送局」とは、日本放送協会が施設した以外の放送局をいう。

十 「放送事業者」とは、一般放送局の免許を受けた者及び日本放送協会をいう。

十一 「受信設備」とは、各種の放送の何れか一以上を受信ができる設備をいう。

十二 「放送番組」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電気通信の内容をいう。

(放送番組編集の自由)

第三條 何人も、法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し、又はそれを規律することができない。

(ニュース放送)

第四條 ニュース記事の放送については、左に掲げる原則に従わなければならない。

- 一 嚫格に眞実を守ること。
- 二 直接であると間接であるにかかわらず、公安を害するものを含まないこと。
- 三 事実に基き、且つ、完全に編集者の意見を含まないものであること。
- 四 何等かの宣傳的意図に合うように着色されないこと。
- 五 一部分を特に強調して何等かの宣傳的意図を強め、又は展開させないこと。
- 六 一部の事実又は部分を省略することによつてゆがめられないこと。

二、一章の「力」を用いて、これは四つから成る二、二の章節が不當で目立つような漏洩をしなべること。

別3. 寺事分所及び寺事解説の放送についても述べた前項各号の原則に従わなければならぬ。

三

六

血行
卷之三

若しくは取消又は本人若しくは直接関係人の弁明の放送をし又はさせなければならない(請求によらないで一
般放送局の免許を受けた者又は日本放送協会がその放送について眞実でない事項を発見したときも同様とする。)

(国際放送)

第五條 國際放送は、國際親善を害

組を編集する場合も同様とする。

(誠信の自由)

卷之三

卷之三

九家集卷之二

卷之三

白居易集卷之七

第七條 放送設備及び受信設備は、放送及び受信の目的以外に使用してはならない。

第二章 放送委員会

(卷之三)

第八條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の一部若しくは全部の事務に付託する。

卷之三

議の議決による。

(一般的権限及び職責)

第九條 放送委員会は、別に規定するもの外、左に掲げる一般的権限及び職責を有する。

一 この法律の委任により、又はこの法律を執行するため、放送委員会規則を制定すること。放送委員会規則は、官報でこれを公布する。

二 放送局の免許並びに建設及び使用の承認を與え、免許を拒否し、取消し、更新を許可し、又は免許事項の変更を許可すること。この権限の行使については、電波監と協議するものとする。この場合において、無線電信法及びこれに基く命令の規定にかかわらず、電波監の権限は、技術的運用の高基準の確保並びに他の無線通信に対する妨害を防ぐに必要な放送局の技術的設備及びその運営の統制の範囲をこえることができない。

三 放送設備及び受信設備に関し、必要な最低技術要件を制定すること。但し、使用電波の型式、周波数の精度、電波の質及び受信設備に関する事項については、少くとも電波監の定める技術基準を満たすものでなければならぬ。

ればならない。

四 放送に関する國際的又は地域的協定に関する政策を決定し、必要と認めるときは、これに参加すること。

五 調査のため放送事業者に対し、必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命ぜること。

六 放送設備又は受信設備を検査すること。

七 不法に施設された放送設備の除却を命すること。

八 第三号の最低技術要件を満たさない受信設備の設置者に対し、その受信設備の改修を命ずること及び改修を命ぜられた設置者が、改修を行はず、又は改修を行つても、なお同号の最低技術要件を満たさない場合において、その受信設備の使用を禁止すること。

九 放送に関して、國內及び國外の、時宜に適し、且つ、權威ある情報を入手し、これを第一條に規定する原則に照して分析し、及び解釈すること。

十 この法律に従つて行われる放送・受信し、これを第一條に規定する原則に照して分析し、及び解釈すること。

と。

一〇

十一 この法律の範囲内の事項に関し、自己の発意により調査を行うこと。この場合においては、これを文書とし、調査した案件及びその結論を、関係資料を添附して、記述しなければならない。

十二 放送の発達に関する研究を奨励し、及び援助すること。

十三 現在及び將來の放送政策に関し、左に掲げる問題を調査し、且つ、公衆の利用できる報告書をもつて内閣総理大臣に申し出ること。

(一) 放送地域の拡充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信されるような放送業務の改善
(二) 放送番組編集の自由を具現する方法及び放送設備を自由な表現を行うための不偏不党且つ公共的な場として、簡易且つ公平に利用できるようにする方法

(三) 特殊の利益を代表する政治的、経済的、社会的その他いかなる團体にも支配されない放送企業の責任ある經營形態の維持

(四) 放送設備、放送業務及び受信設備の改善に重大な關係のある政府各機関の機能の協調を確保するための方法

(五) 放送に對し政府の行う規律の性質、範例及び限度に關し改善を要する事項

(六) 教育の目的のためにする放送の利用

(七) 國際放送の業務を管理する目的、組織及び方式

(八) 周波数変調、模写（ファクシミル）、電視（テレビジョン）その他新しい放送業務の開発方策

(九) その他放送委員会が重要と認める放送政策上の諸問題

十四 放送に関する法令を整備し、又はこれを建議すること。~~所管行政機關に於ける放送の実務~~

十五 他の行政機關の所掌に屬する事項であつて、この法律の目的達成上必要な事項については、所管行政機關に必要な勧告を行い、又はその意見を内閣総理大臣に申し出ること。

十六 所管行政に関し、都内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家

公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に従つて処理しなければならない。

2 放送委員会は、前項第六号の放送設備又は受信設備の検査に関する事務を電波廳に委託することができる。

3 放送委員会が、その職員をして、第一項第~~四~~号の調査又は同項第六号の検査をさせる場合には、その身分を示す証明を携帯させ、関係人の要求があつたときは、これを墨示せなければならない。

4 放送委員会は、その職員を果しその事務を行うに当つては、政府又は民間の機関の放送業務、放送設備、受信設備及び資料（統計資料を含む。）を最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の團体の代表者等の意見を徵するよう努めなければならない。

（構成）

第十條 放送委員会は、委員五人をもつて、これを組織する。

2 委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。

（委員の任命）

第十一條 委員は、公共の利益に関して公正な判断をすることができ、且つ、廣い経験と卓越した識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て、内閣総理大臣がこれを任命する。この場合において、衆議院が同意して参議院が同意しないときは、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により衆議院の同意をもつて両議院の同意とする。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は被産者で復権を得ない者
- 二 無期以上の刑に処せられた者又は第六章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 三 國家公務員であつて懲戒免職の处分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の團体を結成し、又はこれに加入了した者

六 政黨の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）但し、役員の範囲は政令でこれを定める。

七 放送用通信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者、放送事業者、放送設備の所有者又はこれら者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

ハ前号に掲げる事業者の隣体の役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

10

第十二條 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、成規の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

に、これを準用する。

(正明)

第十四條 委員の任期は五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間を在任する。

第十五條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一六

- 一 第十一條第一項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手続により、罷免を可とすると決定された場合

2 前項第一号の規定による彈劾の事由は、左に掲げるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。
- 二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

(罷免)

第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一政党に属するに至つた場合においては、内閣総理大臣は、両議院の同意を経て、同一政党に属する委員を二人以内にするため十分な数の委員を罷免する。この場合において、第

十一條第一項後段の規定は、これを準用する。

2 前項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(彈劾)

第十七條 委員の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行ふ。

- 2 内閣総理大臣は、委員の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る委員に送付しなければならない。
- 4 最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。
- 5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。
- 6 委員の弾劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。
- 7 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

(報酬)

一八

トノ

第十八條 委員長は、予算の範囲内で、國務大臣のほう給に準する報酬を、委員長以外の委員は、予算の範囲内などで、一般職の國家公員の最高のほう給よりも高く、國務大臣のほう給よりも低い額の範囲内の報酬を受ける。

2 委員は、任期満了して退任した場合には、國家公務員一般職の者に準じて退職手当及び恩給を受けることができる。

3 委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。

(退職後の就職の制限)

第十九條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十一條第二項第七号から第九号までに掲げる職についてはならない。

(委員長及び副委員長)

第二十條 委員長及び副委員長は、委員のうちから、内閣総理大臣がこれを命ずる。

成

2 委員長は、放送委員会を代表し、その会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。

(会議及び手続)

第二十一條 放送委員会は、放送委員会規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、会議を開催することを常例としなければならない。

2 放送委員会の会議は、委員長又は副委員長若しくはその両者を含み、少くとも三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 放送委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。

4 会議の議事は、すべて議事録として記録して置かなければならない。この記録は、別に規定する場合を除き、公衆の閲覧のため公開されなければならない。

5 事務局長又はその代理人は、幹事として会議に出席し、前項の議事録の作成に当る。

一九

二〇 6 前五項に定めるものの外、放送委員会の会議の議事に関する必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

(事務局)

第二十二条 放送委員会に事務局を置き、放送委員会の権限及び職責に属する事項に関する事務を処理させる。

2 放送委員会は、政令の定める範囲内で、電波廳地方電波管理局に事務局の事務の一部を分掌させることができる。

3 放送委員会は、前項の事務につき、電波廳地方電波管理局を指揮監督する。

(放送政策の報告)

第二十三条 放送委員会は、内閣総理大臣を経由して、國会に対し、毎年その常会開会後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

一 放送の現状（放送に関する組織、施設、提供業務、分布及び財物の状況並びに放送に関する事象を含む。）
な影響のある社会的、経済的、政治的、文化的その他の事象を含む。）

二 放送の将来の発達に重大な影響のある技術的、工学的、経済的、文化的その他の事象の現在から将来にわたりる傾向及び進歩

三 放送業務の管理に関する政策について勧告に基いてなした改変

四 放送に関する政策、監督組織、運営組織又はその職務の遂行につき中止のあつた変更を実現するための法令の制定及び改廃に関する建議

五 その他この法律の目的達成に必要な事項

2 放送委員会は、第四十一條に掲げる日本放送協会の毎事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書及びそれらに関する説明書を内閣総理大臣を経由して國会に提出するとともに、これを公告しなければならない。

3 放送委員会は、前二項に掲げる場合の外、必要と認めた場合又は國会の要求があつた場合は、放送に関する事項につき内閣総理大臣を経由して、國会に報告しなければならない。

(協会の目的)

第二十四条 日本放送協会（以下單に協会という。）は、放送を公共の利益と必要なために行うことを目的とする。

2 協会は法人とする。

(協会の業務)

第二十五条 協会は、前條の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

一 全國的、地域的及び地方的放送設備を設置し、維持し、及び運用すること。

二 國際放送を行うため、放送局を設置し、又は政府の提供する施設を使用しこれを運営すること。

三 放送番組を編集し、放送すること。

四 放送番組編集上必要な劇團、音楽團等を維持し、養成し、又は助成すること。

五 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。

六 放送の普及発達に必要な出版をすること。

七 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は放送技術に密接に関連するものに限り、且つ、原則として他の機関の研究と重複しないものに限る。

協会は、他の機関の研究施設及び活動との重複を避けるために基礎研究又は実用化研究に関する契約をすることができる。

八 ニュース及び情報を集收し、並びにニュース提供機関を設け、又はこれに参加すること。

九 文学、音楽その他の藝術作品及びこれらの記録の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。

但し、協会は、放送を目的としない公演その他のために著作権を使用することができます。
ない。
十 工業所有権を取得すること及び協会の目的達成に有効な発明に関する研究の成果等を使用する権利を取得すること。

十一 法律で制限された場合を除き、協会の職員、職員であつた者及びそれらの家族の福利のための團体、施設、基金、信用及びその他の利便を改定し、助成すること及びそれらの者の退職金その他の手当の制度を設け、並びにそれらの者の福利のための保険金を負担すること。

十二 協会は、前項の業務を行うに當つては、營利を目的としてはならない。

十三 協会の剩余金その他の收入は、すべて本條第一項に掲げる業務遂行のために用いなければならない。

(事務所)

第二十六條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

第二十七條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

(定款)

第一項 第二十七條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

五 役員及び理事会に関する事項

六 放送債券発行に関する事項

七 公告の方法

八 定款改正の手続に関する事項

第二十八條 協会は、左の事項を登記しなければならない。

(登記)

第一項 第二十八條 協会は、左の事項を登記しなければならない。

二 名称

三 事務所

四 設立の年月日

五 役員の氏名及び住所

六 その他政令をもつて定める事項

2 前項に定めるもの外、登記に因して必要な事項は、政令でこれを定める。

3 前二項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

(役員)

第二十九條 協会に役員として、理事七人、監事二人を置く。

1 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。

(理事会)

第三十條 理事をもつて、理事会を構成する。

2 理事会は、協会の重要な業務を審議する。

(役員の職務)

第三十一條 会長は協会を代表し、その業務を總理し、理事会を主宰する。

2 副会長は、会長に事故のあるときは、その職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 副会長及び理事は、会長を補佐して協会の業務を掌理する。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員の任命)

第三十二條 会長、副会長及び他の五人の理事は、放送に関する識見を有する年齢二十五年以上の者の中から、放送委員会が内閣総理大臣を経由し両議院の同意を得て、これを任命する。この場合において、第十一條第一

項後段の規定は、これを準用する。

2 監事は、事業計画に関して識見を有する者のうちから、放送委員会がこれを任命する。

3 役員（監事を除く。）の任命については、第十一條第二項の規定を準用する。但し、同條第二項第七号は、これを「放送用送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（名称の如何にかかわらずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。）若しくはその事業の株式の十分の一以上を所有する者（任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。）」と読み替えるものとする。

4 役員（監事を除く。）の任命については、そのうちの四人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

（役員の任期）

第三十三條 役員の任期は四年とする。但し、補欠の役員は、前任者の残任期間を在任する。

2 役員は、これを再任することができる。
3 口頭の開会の場合又は無記録の解説の場合は、署名の傍アーティックとされ
(兼職の禁止) 外と生じたとおり措置については、改定もつてこれも定めよ

第三十四條 協会の役員は、放送委員会の承認した場合を除く外、他の職に就くことができない。

（役員の退職）

第三十五條 役員（監事を除く。）は第十一條第二項各号の一に該当するに至った場合においては、当然退職するものとする。この場合においては、第三十二條第三項但書の規定は、これを準用する。

（解任）

第三十六條 放送委員会は、左に掲げる役員を解任する。但し、理事の場合には内閣総理大臣を経由して、両議院の同意を絶なければならない。この場合において、第十一條第一項後段の規定は、これを準用する。

一 理事のうち四人以上が同一の政党に所属するに至つた場合、同一政党に属する理事を二人以内にするため十分な数の理事

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた役員

三〇

(民法等の準用)

第三十七條 民法(明治二十九年法律第八十九號)第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四號)第三十五條第一項の規定は、協会にこれを準用する。
カトウカホ

(放送局の設置)

第三十八條 協会が、放送局を設置しようとするときは、放送委員会の許可を受けなければならない。

2 第五十四条及び第五十六条から第六十一条までの規定は、協会の設置する放送局に、これを準用する。

(受信料)

第三十九條 協会は、その提供する放送を受信することのできる受信設備を設置した者から、受信料を徴収することができる。但し、放送の受信を目的としない無線設備及び慈善、救護その他公共のために供する受信設備であつて、別に放送委員会規則で定めるものは、この限りでない。

36

- 2 前項の受信料の額については、一年ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。一年内にこれを変更しようとするときも同様とする。
- 3 放送委員会は、前項の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならぬ。

- 4 協会が、第一項の受信料の徴収方法その他受信者と締結する契約の條項については、あらかじめ放送委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 5 協会は、受信料の徴収に関する事務を逓信省に委託することができる。

(国際放送の費用負担)

第四十条 協会の行う国際放送の経費は、予算の定めるところにより、國がこれを負担する。

(貸借対照表等の提出書類)

第四十一條 協会は、事業年度ごとに貸借対照表、財産目録及び損益計算書なまびこれらに関する説明書を作成し、毎事業年度終過後一箇月以内に、これを放送委員会に提出しなければならない。

三一

(会計監査等)

第四十二条 放送委員会は、協会に対し、その財産状況の報告を命じ又は所部の職員を派遣して、その監査をさせることができる。

(放送債券及び借入金)

第四十三条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、十五億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を債券償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 前四項に定めるものの外、放送債券に関する必要な事項については、政令の定めるところにより、商法(明治三十二年法律第四十八号)の社債に関する規定を準用する。

6 協会は、借入金現在高一億円をこえて借入をしようとするときは、その度ごとに放送委員会の認可を受けなければならない。

(放送の休止及び廃止)

第四十四条 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。この場合においては、速かにその旨を放送委員会に届け出なければならない。

(放送に関する研究)

第四十五条 放送委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第二十五條第七号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負担する。

3 前二項の規定によつて行われた研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益になるよう利用しなければならない。

(放送番組の編集)

第四十六條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすよう最大の努力を拂わなければならない。

協会は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならぬ。

一 公衆に対し、できるだけ完全に、世論の対象となつて いる事項を編集者の 意見を加えないで報道するこ

二　意見が対立している問題については、それぞれの意見を代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明らかにすること。

二月八日

卷之三

卷之三

(政治的公不)

22
公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさ

(営業廣告放送の禁止)

第四十八條 協会は、表現の如何にかかわらず、~~人間の尊厳~~を放送してはならない。

第四十九條 協会は、放送設備の全部又は一部を賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、又は方法の如何にか

2. 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、放送局の設備の全部又は一部を譲渡又は処分することができない。

三六

第五十條 協会には、所得税及び法人税を課さない。

(免税)

第五十一條 協会の営む放送事業は、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)第一條の土地を収用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散は、別に法律でこれを定める。

第四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を設立しようとする者は、放送委員会の免許を受けなければならない。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画及び事業收支見積
- 二 放送の種類(國際放送であるときはその旨)
- 三 放送事項
- 四 放送設備の工事設計
- 五 放送設備の位置及び所有者
- 六 使川電波の型式及び周波数並びに放送電力
- 七 放送時間及び放送区域

八 工事落成及び放送開始の予定期日

九 その他放送委員会規則で定める事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができない。

一 日本の國籍がない者

二 外國政府又はその代表者

三 外國の法人又は團体

四 法人又は團体であつて、前三号に掲げる者が、その代表者となつてゐるもの

五 法人又は團体であつて、第一号から第三号までに掲げる者が、その役員の三分の一以上又は議決権の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員会は、第五十四条に規定する申請書を受理したときは、左の各号に掲げる事項を考慮して、審査しなければならない。但し、第四号に掲げる事項の審査については、電波廳と協議するものとする。

一 当該放送局の設置が、第一條の原則に合致するものであること。

二 当該放送局の放送設備の工事設計が、放送委員会規則の定める最低技術要件を満たすものであること。

三 当該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るものであること。

四 電波廳の行う電波管理に支障のないこと。

2 放送委員会は、申請の審査に關し必要があるときは、申請者に対し、出頭又は資料の提出を求めることがあります。

第五十七條 放送委員会は、前條の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであると認めたときは、申請者に対し、第五十三條に規定する免許を行う。

(建設承認)

第五十八條 放送委員会は、前條の規定を行つたときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、前條の規定による免許を受けた者（以下免許人といふ。）に対し、放送設備の建設承認を行う。この場合において、放送委員会は、当該放送設備の建設完了の期日を指定することができる。

② 当該放送設備が、前項の期日までに落成しない場合、放送委員会は、これが不可抗力その他正当な事由によるものでないと認めたときは、その建設承認を取り消すことができる。

(設備の検査)

第五十九條 放送委員会は、前條の規定によつて承認を與えた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波廳と共同してこれを行うものとする。

② 前項の検査の結果、当該放送設備がこの法律の規定に適合していないと認めたときは、放送委員会は、免許

人に対し、期日を指定して、その改修を命ずることができる。

③ 免許人が、前項の期日までに改修を行わず又は改修をしても検査に合格しない場合は、放送委員会は、これが不可抗力その他正当な事由によるものでないと認めたときは、その免許を取り消すことができる。

(使用承認及び免許状)

第六十條 放送委員会は、前條の規定によつて行つた検査の結果が、この法律の規定に適合していると認めたときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、免許人に対し、使用承認を與える。

② 前項の場合放送委員会は、免許人に対し、次の事項を記載した免許状を交付する。

一 免許人の氏名

二 免許の有効期間

三 呼出符号及び呼出名称

四 放送の種類（國際放送であるときはその旨）

四二

五 放送事項

六 放送設備の位置

七 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力

八 放送時間及び放送区域

(免許の有効期間)

第六十一條 免許の有効期間は、前條第一項の使用承認の日から起算して五年を経過した日までとする。

2 免許人が、前項の有効期間満了後引き続き放送局を設置しようとするときは、免許の更新を受けなければならぬ。

3 免許の更新の有効期間は、一箇年とする。但し、再更新を妨げない。

4 免許の更新は、第一項又は第三項の有効期間満了の日から六箇月以前八箇月をこえない期間において、放送委員会にこれを申請する。

5 免許の更新については、第五十六條及び第五十九條の規定を準用する。

(免許の変更の申請)

第六十二條 免許人が、第五十四條第二号から第七号までの事項を変更しようとするときは、放送委員会に申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請については、第五十六條及び放送設備工事設計の変更の場合において第五十九條の規定を準用する。

(免許等の拒否)

3 放送委員会は、第一項の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していると認めたときは、これを許可し、免許状の記載事項を訂正しなければならない。

第六十三條 放送委員会は、第五十三條の免許、第六十一條第二項若しくは第三項の免許の更新又は前條の許可の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していないと認めたときは、これを拒否する。

四三

よし、奇頂の易古今二流には、第五章で定める審理手続を経なければならぬ。

(断香放送等)

第六十四條 爰許人は、廣告放送をなし、又は放送時間を使ひて他人に使用させる場合においては、その料金を放送委員会に届け出るとともにこれを公表しなければならない。

卷之三

第六十五條 放送その他の選舉運動に関する放送をさせたときは、料金を徴収するとしないとにかかわらず、その選舉における他の候補者に対しても、申出により同一設備を使用し、同等な條件の時間において、同一時間数を與えなければならない。

新編　日本書紀傳 卷之三

卷之三

ばならぬ

第六十七條 免許人は、放送委員会の認可を受けないで、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、運用を委託し、又は方法の如何にかかわらず他人の支配に屈させることができない。

(免許の取消又は業務の停止)

第六十八條 放送委員会は、免許人が、左の各号の一に該当すると認めた場合には、当該免許を取り消し、又は首尾より月日を定めて、業務の停止を命ずることができる。

第一 第五十四條又は第六十二條に規定する申請書又はこれに該する書類の提出のための法律又はこの法律に基く放送委員会規則に違反した場合

西漢書

乙類 第六章に規定する罪を犯し刑に処せられた場合

乙類 正当な事由がなく引き続き一箇月以上放送を休止した場合

乙類 放送委員会は、前項の取消の場合においては、第五章に定める審理手続を経なければならない。但し、前項第四号による場合を除く。

第五章 審理手続、不服の審理及び訴訟

(審理手続)

第六十九條 放送委員会は、第三十九條、第六十三條及び第六十八條の規定による場合の外、この法律によりその権限に属する事項につき、職権により本章に定める審理手続を行うことができる。

(審理手続の開始)

第七十條 審理手続の開始は、審案の当事者（以下單に当事者という。）及び放送委員会が必要と認める関係人に対し、専案の要旨、審理期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送達して、これを行

う。

乙類 前項に掲げる者以外で、審理の結果に利害関係を有すると思料する者は、関係人として、この手続に参加することができる。

(代理人)

第七十一條 当事者又は関係人は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

第七十二條 放送委員会は、審理上必要と認めるときは、単立又は職権により、左に掲げる行為をすることができる。

乙類 当事者若しくは関係人を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者より意見を徵し、又是報告させること。

乙類 標榜書類その他の物件の所持者に對しその提出を求めること。

三 当事者若しくは関係人の放送局その他必要な場所に臨んで、設備、業務、帳簿書類その他について実地検査をすること。

2 放送委員会が、その職員をして前項第三号の検査をさせる場合には、その身分を示す証票を携帯させ、関係人の要求があつたときは、これを呈示させなければならない。

4 第一項第一号に定める参考人は、放送委員会規則の定めるところにより、所要の費用及び手当を請求することができる。

(主張と立証)

第七十三條 当事者若しくは関係人又はその代理人は、審理に際して、自己の主張を述べ、証拠を申し出で、且つ、当事者、関係人若しくは参考人を審問することができる。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならない。但し、個人の秘密を保つため必要があるときは公益上

必要があるときは、この限りでない。

2 審理は、委員長が、これを指揮する。

3 審理に際しては、調書を作成しなければならない。

〔審議手続
〔作成とあるも
〔作成をあらわす
〔議決及び通知〕
すのり、

第七十五條 放送委員会が、審理手続により処分を行おうとするときは、委員長及び三人以上の委員の会議の議決によらなければならぬ。

2 前項の会議の議事は、出席委員の過半数をもつて、これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前項の会議は、これを公開しない。

4 第一項の処分は、書面により、これを当事者及び関係人に通知しなければならない。

5 前項の通知書には、放送委員会の認定した事実及び理由を示さなければならない。

6 第一項の処分は、当事者に通知書が到達したときに、その効力を生ずる。

(不服の申立)

第七十六條 放送委員会の処分に不服がある者は、放送委員会に対して、不服の申立をすることができる。

2 不服の申立は、処分の通知を受けた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を放送委員会に提出して、これを行わなければならない。

3 不服の申立は、原処分の執行を停止しない。但し、放送委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(申立の却下)

第七十七條 放送委員会は、申立書に基き不服の審理を行う十分の理由がないと認めたときは、申立書を受理した日から三十日以内に申立を却下することができる。

2 前項の規定による却下は、文書により、これを申立人に通知する。

(不服の審理の開始)

第七十八條 前條の規定により却下する場合を除き、放送委員会は、申立書を受理した日から三十日以内に不服の審理を開始しなければならない。

(審理手続規定の準用)

第七十九條 第七十條から第七十四條までの規定は、不服の審理にこれを準用する。

(決定)

第八十條 放送委員会は、不服の審理の後、決定をもつて、原処分を維持し、若しくは変更し、又は取り消す。

2 第七十条第一項から第三項までの規定は、前項の決定にこれを準用する。

3 決定は、文書によりこれを行い、放送委員会の認定した事実及び理由を示し、委員長及び会議に出席した委員が、これに署名押印しなければならない。

4 決定書には、少數意見を附記することができる。

5 決定は、申立人に決定書の原本が到達したときに、その効力を生ずる。

(訴の提起)

第八十一條 放送委員会の処分に対する不服の申立をした後でなければ、裁判所に対し、訴を提起することができない。

2 前項の訴に関しては、本章に定めるものの外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八号）の定めるところによる。

(出訴期間等)

第八十二條 前條の訴は、第七十七條の却下又は第八十條の決定のあつたことを知った日から六十日以内に、これを提起しなければならない。但し、却下又は決定の日から百二十日を経過したときは訴を提起することができない。

2 第八十條の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(記録の添付)

第八十三條 第八十條の決定に対する訴の提起があったときは、裁判所は遅滞なく、放送委員会に対し当該事件の記録の添付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第八十四條 第八十一條の訴については、放送委員会の認定した事実は、これを立証する十分な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 商項に規定する十分な証拠の有無は、裁判所が、これを判断するものとする。

(決定の取消及び変更)

第八十五條 裁判所は、第八十條の決定が左の各号の一に該当する場合は、これを取り消すことができる。

一 決定の基礎となつた事実を立証する十分な証拠がない場合

二 決定が憲法その他の法令に違反する場合

2 裁判所は、第八十條の決定の内容が、憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認める

ときは、これを変更することができる。

(事件の差戻)

第八十六條 裁判所は、第八十條の決定を変更することを相当と認めるときは、変更すべき点を指示して、事件を放送委員会に差し戻すことができる。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、審理手続に関し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

第六章 罰則

(公安を乱す等の放送の罪)

第八十八條 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に処する。

② 放送設備によつて、風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

3 第四條第三項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。この場合において、私事に係るときは、告訴をまつてこれを論ずる。

(不法放送の罪)

第八十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條第一項の規定による許可若しくは第五十三條の規定による免許又は第六十一條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の免許の更新を受けないで放送した者
二 第六十條第一項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定による使用承認がないのに放送した者
三 第六十二條第一項(第三十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けないで第五十四條第一号から第七号までに掲げる事項を変更して放送した者

四 第六十八條第一項の規定により業務を停止された後、放送した者

(目的外使用の罪)

五六

第九十條 第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(とく職の罪)

第九十一條 協会の役員が、その職務に関し贈りを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する贈りを供與し、又はその申込若しくは約束をした者も同様の罰に処する。

(不法建設の罪)

第九十二條 第五十八條第一項（第二十八條第二項において準用する場合を含む。）の建設承認がないのに放送設備を設置した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

(就職制限違反の罪)

第九十三條 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(報告又は届出義務違反等の罪)

第九十四條 第九條第一項第五号、第四十二條、第四十四條但書又は第六十六條の規定による報告、資料、帳簿その他の記録の提出若しくは届出を怠り、又は虚偽の報告、資料、帳簿その他の記録を提出し、若しくは虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(業務執行妨害の罪)

第九十五條 第九條第一項第六号若しくは第七号、第四十二條又は第七十二条第一項第三号（第七十九條において準用する場合を含む。）の規定により、職員が行う調査、検査又は監査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第九十六條 法人の代表者は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に因

五七

し第八十八條から第九十二條まで、第九十四條又は前條の違反行為をしたときは、行為不を罰する外、その法
人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

(登記をしないときの制裁)

第九十七條 協会の役員が、この法律又はこの法律に基く命令に違反して登記をすることを怠り、又は不実な登
記をしたときは、これを五千円以下の過料に処する。

(出頭、陳述等をしないときの制裁)

第九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを五百円以下の過料に処する。

一 第七十二条第一項第一号又は第三号（第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による当事者、
関係人又は参考人に対する处分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせ
き、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十二条第一項第二号（第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による物件の所持者に対する

る处分に違反して物件を提出しない者

第七章 雜則

(この法律の改廃の手続)

第九十九條 内閣総理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、放送に関する意見がある十五人以上の國
民各層を代表する委員から成る審議会を設置して、放送に関する政策を調査せしめ、この法律の存続、改正又は
廃止についてその勧告を求め、且つ、放送委員会の意見を徴さなければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の期間内において必要があると認めるときは、何時でも審議会を設置し、その勧告及
び放送委員会の意見を徴すことができる。

三 前二項の場合において、審議会が、この法律を改正又は廃止すべきことを勧告したときは、内閣は、速かに
この法律を改正し又は廃止する法律案を勧告書及び意見書の各原本とともに、國会に提出しなければなら
い。

附則

六〇

(施行期日)

第一百條 この法律は、公布の日から九十日を経過した日から、これを施行する。

(最初の委員の任期)

第一百一條 最初に任命される放送委員会の委員長以外の委員の任期は、第十四条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年及び四年とする。

(協会の設立)

第一百二條 国本放送協会は、この法律施行の日から、六十日以内にこれを設立する。

1 社團法人日本放送協会は、この法律施行の日現在の帳簿價格によるその資産及び負債その他一切の権利義務並びに職員を、前項の期間内に、協会に引き継がなければならない。但し、会員出資額は、それぞれこれを会員に返還するものとする。

3 放送委員会は、設立委員を命じて、協会設立の事務を処理させる。

4 設立委員は、定款を作成して、放送委員会の認可を受けなければならない。

5 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく第二項の引継をしなければならない。

6 前項の引継を終つたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を協会の会長に引き継がなければならない。

7 協会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、会長、副会長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

9 協会が成立したときは、この法律施行の際現に存する社團法人日本放送協会は解散する。

(この法律施行前になされた許認可)

第一百三條 この法律の施行前になされた放送無線電話の施設の許可及びその他の許認可は、この法律の規定に基き、取消、変更又は更新されるまでは、これを有効とする。

(登録税法の改正)

第一百四條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條ノ二ノ二、日本放送協会が放送債券ニ付登記ヲ受タルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ收ムヘシ
一 放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ拂込 每回拂込金額 千分ノ三

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止 每一件 金千二百円

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受タルトキハ毎一件金三百円ノ登録税ヲ收ムヘシ

第十九條第七号中「法令ニ依ル公團」の下に「日本放送協会」を、「公團ニ關スル法令」の下に「放送法」

を加える。

(地方税法の改正)

第一百五條 地方税法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第十三号中「大日本育英会」の下に「及び日本放送協会」を加える。

(總理府設置法の改正)

メ 第百六條 總理府設置法(昭和二十三年法律第一号)の一節を次のように改正する。

第二條中「財閥關係役員再審在委員会」の次に「放送委員会」を加える。

第四條の表中

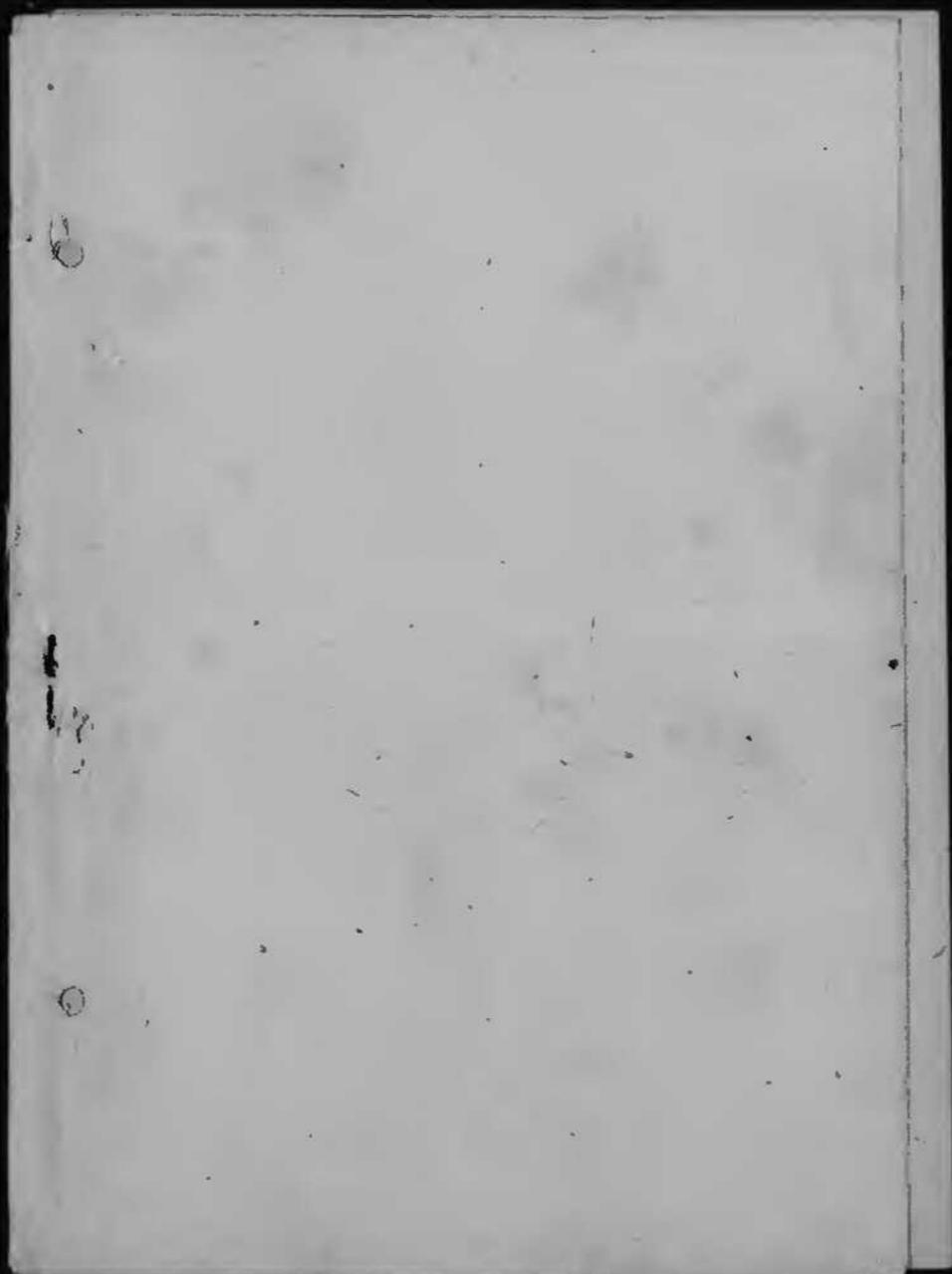
「財閥關係役員再審在委員会 財閥同族支配力根絶法(昭和二十三年法律第一号)」の次に

「放送委員会 放送法(昭和二十三年法律第一号)」を加える。

理由

六四

放送が情報及び教育の手段並びに國民文化の载体として、國民生活に至大な影響のあるにかんがみ、これを公共の利便、利益又は必要に合致させるとともに、その自由を保障し、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



ヤラン

司令部により訂正された箇文

通信省電波局
二三六一四

第一條二号中「不偏不党性」と下に「誠実性」(インテグリティ)を加える。

第二條中第一号本文を「放送」とは、公衆に直接提供する目的で行われる電気通信の各種及び漫録をいう。」に、同号(+)標準放送の下を「国際協約、協約及びそれらの附属規則に定める「〇〇〇キロサイクルを中心とする放送用周波数を使用する無線電話による放送」に夫改め、同号(+)の末尾に「(周波数変調放送を含む。)」を加え。第三号及び第十二号中の「無線通信」を「電気通信」に改める。

第六條中但書を「但し第三十一条に定める受信料はこれを支拂はねばならない」に改め。第二項に「前項の受信設備の受信機は、放送委員会の定める最低技術要件を満たすものでなければならない。」を加へる。

第九條第一項第五号を「放送事業者による調査のため必要な報告、資料、帳簿その他の記録の提出を命ずること。」に改める。

第二十五條第三項中「協会の目的達成」を「本條第一項に掲げる業務遂行」に改める。

第四十一條中「その承認を受け」を削る。

第二條第一号の「放送」の定義の変更に伴ひ左の如く改める。

第一條本文、第九條第一項第四号、同第九号同第十二号同第十三号(+)及び第二十三條第一項第一号(ハ二ヶ所)同第二号中「及びその受信」を削る。

第九十四條中「第六、六條の規定による報告」の下の「若しくは資料」を「資料、帳簿若しくはその他の記録」に改め「虚偽の報告」の下の「若しくは資料」を「資料、帳簿しくはその他の記録」に改める。

放送法

放送法
案

第 1 号 謹啓

日本放送協会
監修

放送法目次

- 第一章 総則 /
- 第二章 放送委員会
- 第三章 日本放送協会
- 第四章 一般放送局 / 不収録
審理手続、取締
及び訴訟
- 第五章 儲金
- 第六章 制則
- 第七章 雜則
- 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送及びその関連を、
公共の利益、利益又は必要に合致するよう運営するとともに、そ
の自由を保障し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が、情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國
民に最大の効用と福利とをもたらすことを保障すること。

二 放送を自由な表現の者として、その不偏不党派と自覚とを
保障すること。

三 放送における者の國民に対する直接の職責を明らかにすること
れよつて、此が健全な民主主義の奉仕し、且つそれを實現する
ようになると。

(定義)

第二條 この法律においては、左の用語を各下記の意味に有する。

一 「放送」とは、公衆に直接供給する目的で行われる無線通信の
送信をいう。

二 放送の左の五種に分ける。
（標準放送 五百三十五キロ・サイクル以上十六〇五キロ・サイクルま
での周波数を取扱する無線電話による放送）

三 短波放送 國際協約、協約及びそれらの附屬協定による放送

四 超短波放送 國際協約、協約及びそれらの附屬協定による放送

五 電視放送（テレビジョン） 放送設備による映像又は映音と
との組み合せの放送

六 営業放送（アクリシミル） 記録の目的をもつてするものと認め
よる文字、形象、図画又はそれらの組み合せの放送

二 「放送業者」とは、放送を目的とする無線通信を創出し、以て
し及び廣播すること並ひこれそれらに關する部設を運営することを
いう。

三 「國內放送」とは、日本の領土内で受信されることを主とす
る放送をいう。

四 「國際放送」とは、日本の領土外において受信されることを日
的とする放送をいう。

五 「局波数」とは、放送用に使用する放送波の周波数をいう。

六 「放送電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

七 「放送設備」とは、放送用に使用する無線設備をいう。(演奏室
設備、中継連絡設備若しくはそれらの附属設備と無線設備の組み
合せを含む。)

八 「放送局」とは、放送設備とその保守運用必要な長年の組み
合せをいう。

九 「一般放送局」とは、日本放送協会が施設した以外の放送局を
いう。

十 「放送事業者」とは、一般放送局の元請を受けた者及び日本放
送協会をいう。

十一 「受信設備」とは、各種の放送の例れか一以上を受信するこ
こができる設備をいう。

十二 「放送番組」とは、公衆に直接供する目的で行なれる無線
通信の内容をいう。

(放送番組の自由)

十三 「個人も法律に定める範囲内よるのでなければ、放送番組に干
渉し又はそれを規制することができない。

(ニュース放送)

十四 「ニュース記事の放送については、左記要件を満足しない場合
ばならない。

一 謹密に眞実を守ること。

二 直接であると間接であるとにかかわらず、公安を害するものを含まないこと。

三 事実に基き且つ完全に編集者の意見を含まないものであること。

四 何等かの宣傳的意図に合うよう着色されないこと。

五 一部分を特に強調して何等かの宣傳的意図を強め又は展開させないこと。

六 一部の事実又は部分を省略することによつてゆがめられをいたこと。

七 ニュース事項を記事にするについては、何等かの宣傳的意図を設け又は展開するよう一の事項が不当に目立つようを編集をしないこと。

2 時事評論、時事分析及び時事解説の放送についてもまた前項各号の原則に従わなければならぬ。

第三章 放送設備の規制
第一節 放送設備の規制
第二節 放送設備の規制
第三節 放送設備の規制
第四節 放送設備の規制
第五節 国際放送は、國際親善を害するものであつてはならぬ。外、
國において放送する目的で、國內で放送番組を編集する場合も同様とする。

ト受信設備

第六條 無線電信法（大正四年法律第二十六号）第二條の規定にかかるわらず、何人も自由に受信設備を設置し、放送を受信することができる。但し、その受信機は、放送委員会の定める最低技術要件を満たすものでなければならぬ。

ハ目的外使用の禁止

第七條 放送設備及び受信設備は、放送及びその受信の目的以外に使用してはならない。

(設置)

第八條 この法律の公正な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に放送委員会を置く。

2 放送委員会は、総理府の外局として独立してこの法律の規定に基く権限を行う。

3 放送委員会が、その権限を行うには第一條に掲げる原則に従い、毎二十一條及び第七十五條に規定する会議の議決による。

（一般的の権限及び職責）

第九條 放送委員会は、別に規定するもの以外、左に掲げる一般的の権限及び職責を有する。

一 この法律の委任により又はこの法律を執行するため、放送委員会規則を制定すること。放送委員会規則は、官報でこれを公布する。

二 放送局の免許並びに建設及び使用の承認を與え、免許を許否し、取消し、更新を許可し又は免許事項の変更を許可する十一年の権限。

三 この権限の行使については、電波廳と協議するものとする。この場合において、無線電信法及びこれに基づく命令の規定にかかるらず、電波廳の権限は、技術的選用の高基準の確保並びに他の無線通信に対する妨害を防ぐに必要な放送局の技術的設備及びその運営の統制の範囲をこえることができない。

四 放送設備及び受信設備に關し、必要な最低技術要件を制定する決定し、必要と認めるときは、これに參加すること。

五 放送事業者は、~~新規~~ 報告書と資料の提出を命令せしめ、これを満たすものでなければならぬこと。

六 放送設備又は受信設備を検査すること。

不法に施設された放送設備を障害してその除却を命ずること。
第三号の最低技術要件を満たさない受信設備の譲設者に対し、
その受信設備の改修を命ずること及び改修を行つてもなお同号の最低技術要件を満
たさない場合において、その受信設備の使用を禁止すること。
放送及びその受信に関する、國內及び国外の、時宜に適し・且
つ、権威ある情報を入手し、これを第一條に規定する原則に照し
て分析し及び示狀すること。

この法律に従つて行われる放送を受信し、それを第一條に規定
する原則に照して分析し及び示狀すること。

十一 この法律の範囲内に於ては、自己の発意により調査を行う
こと。この場合においては、これを文書とし、調査した案件及び
その結果を、関係資料を添附して、記述しなければならない。

十二 放送及びその受信の発達に關する研究を獎勵し及ぶ援助する

こと。

十三 現在反り屈みの放送政策に因る、左に述べる損害を蒙り、
且つ、公衆の利益である懇告書をもつて内閣總理大臣が請う
こと。

(一) 放送地盤無効化による公衆のあらゆる分野にて公平又は
されるよう放送政策の改善する事。

(二) 放送番組編成の自由を實現する方法及び放送設備の自由を表
現を行うための不偏不倚、且つ、公共的な場として、簡易且つ公平
に利用できのようにする方法。

四 特殊の利益を代表する政治的、經濟的、社会的その他いかな
る團体にも支拂はれない放送企畫の責任ある運営組織の運営
の監督設備の整備及び支拂は無い運営組織の監督に當り、且つ、監督のあり
政府各機關の運営の協議を確保するための方針

五 放送事業者に対する政府の監督、及ぶ放送の

度に關し改善を要する事項

内 教育の目的のためにする放送の利用

国際放送の業務を管理する目的、組織及び方式

内 開波数変調、模写ヘファクシミル、電視・テレビジョン、その他新しい放送業務の開発方策

内 その他、監査委員会が重要と認める放送政策上の諸問題

内 放送に関する法令を立案し又はこれを建議すること。

内 他の行政機関の所掌に属する事項であつて、この法律の目的達成上必要なる事項については、所轄行政機関に必要な勧告を行い、又にその意見を内閣総理大臣に申し出ること。

内 所管行政に關し、部内の人事、会計及び庶務に關する事務を處理すること。但し、人事に關しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に従つて処理を爲さなければならぬ。

2 放送委員会は、前項第六号の内、審査、審議、又は受信設備の設置に關する事務を監査課に委託することができる。

3 放送委員会は、第一項第五号の調査又は同項第六号の検査若しくは場合に応じて、その職員はその身分を証明する証票を携帶し、要求があつたときは、何時でもこれにて示しなければならない。

4 放送委員会の職責を果し、その事務を行うに當つては、政府機関又は民間機關の放送業務、放送設備、受信設備及び資料、統計資料を含む、最大限に利用し、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の団体の代表者等の意見を聽するよう努めなければならない。

（構成）

第十條 放送委員会は、委員五人をもつて、これを組織する。
委員のうち、一人を委員長、一人を副委員長とする。
（委員の任命）

十一 段員は、公共の利益の關係上て公正を判断することができ。
且つ、一 職務に件廣い經驗を有する年齢三十歳以上者の者。
二 左の各号の一に該当する者は、委員となることができ。一
一 禁治産者若しくは年俸に過半又は以産者で復かて選抜の者。
一 禁錮以上の刑に服せられ若しくは第六章に規定する罪を犯し或
に咎せられた者。
二 家公務員であつて懲戒を取の处分を受け、当該处分の日から
一年を経過しない者。
三 日本國憲法施行の日以後既婚未満者若しくは既婚後又はその下に立
した政府を、暴力で威嚇する者、其を主張する政勢、その他の關係
を結成し、又はこれに加入した者。
四 政黨の役員（任命の日以前一年間に於てこれに該當した者を除く）
五 政黨の役員（任命の日以前一年間に於てこれに該當した者を除く）
六 放送用機信傳若しくは受信器の所有者若しくは販賣業者、放
送事業者、放送設備の所有者又はその者が法人であるときは
その役員一名称の如何いかかわらず、又は同等以上の職務若しく
は支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。一 著しくはその
事業の株式の十分の一以上を所有する者、一 任命の日以前一年間に
おいてこれらに該当した者を含む。
八 前号に掲げる事業者全体の役員、任命の日以前一年間に於いて
これらに該当する者を含む。一
九 放送を利用する廣告業者等として放送に依存する事業者又は
これらの者が法人であると見てその役員、一 任命の日以前一年間に
おいてこれらに該当した者を含む。一
委員の任命については、そのもの三人以上が同一の政黨に屬す
る者とをることとなつておかねばならない。

二十二集 学園祭り、任者登、お高級御貴賓館の面臨見るにて、本堂の
宣誓書に署名してからでなければ、その禮事を行つてはならぬ。
（家公著御法事三章より七箇の禮事略、第凡て七章、卷首三章、卷
中四章、卷末六章の範疇を除くと、七章だ、これを總題す。

(宣傳工作研究)

十三、公私賈け、任官後、立高級制限者當の面臨に於て、其黨の宣傳事に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。平家公私賈け三章より七類の場合は、先見下七類、第百三、四、五四類、平百六十類の範圍を除くが、其原因、これを禁用する。

卷之三

(任用) 事務局長の任期は五年とす。但し、猶次の任期に、前五年の成績が良ければ、再選する。

(雜記)

(錄 63)

第一回に明るい一回該當する延年つる雲
西脇總理大臣の轉進化粧と、公使の彈劾手續に至り、其発電文を
とておと決定された結果、
前々第ニ号の規定に入る彈劾の事実は、云々され、その上に
心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと
政治上の迷惑を免し、その結果、云々され、
こと。
(總説)
十六日、本院のうち三人以上の者が、同一政党員で、公使をつる
きにてて、内閣總理大臣は、御意の御旨を以て、同一政党の
内閣の幹部を一人以内にするため下命を出のうとして、
其請の地をつく、
その意に反して、それがされ、これが

(一) 弹劾

- 第十七條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行ひ。
- 2 内閣総理大臣は、委員の弾劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写真を訴追に係る委員に送付しなければならない。
- 4 最高裁判所は、第二項の書面を受領した日から三十日以上九十日以内の間ににおいて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。
- 5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならぬ。
- 6 委員の弾劾の裁判の手続は、裁判所規則でこれを定める。

ク 裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

(一) 報酬

- 第十八條 委員長は、國務大臣のほう給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は、各省次官の最高ほう給よりも少くない程度の報酬を受けれる。
2 委員は、任期満了して退任した場合には、國家公務員一般職の者に準じて退職手当及び恩給を受けることができる。
- 3 委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。
- (一) 退職後の就職の制限
- 第十九條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十一條第二項、第七号から第九号までに掲げる職についてはからない。
- (一) 委員長及び副委員長
- 第二十條 委員長及び副委員長は、委員のうちから、内閣総理大臣がこれを命ぜる。

2 委員長は、放送委員会を代理し、その会議を主導する。

3 副委員長は、委員長に事故のあるときは、その職務を代行し、委員長が欠員のときは、その職務を行う。

（会議及び手続）

第二十一條 放送委員会は、放送委員会規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回、定期会議を開催することを常例としなければならない。

2 放送委員会の会議は、委員長又は副委員長若しくはこの二者を含み、少くとも三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 放送委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。

4 会議の議事は、すべて議事録として記録して置かなければならぬ。この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧の

ため公開されなければならない。

5 事務局長又はその代理人は、幹事として会議に出席し、前項の議事録の作成に当る。

6 前五項に定めるものの外、放送委員会の会議の議事に關し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

（事務局）

第二十二條 放送委員会に事務局を置き、放送委員会の権限及び職責に属する事項に関する事務を処理させる。

2 放送委員会は、政令の定める範囲内で、電波廳地方電波管理局に事務局の事務の一部を分掌させることができ。

3 放送委員会は、前項の事務につき、電波廳地方電波管理局を指揮監督する。

（放送政策の報告）

第二十三條 放送委員会は、内閣総理大臣を経由して、國会に対し、

毎年常会開会後六十日以内に、この法律の施行状況及課題を擲げる事項を記載した施政報告書を提出しなければならない。

一 ①各の政策（特に内閣での政策）の進捗、宣傳、宣傳活動、分布及び財政の状況並びに政府の運営方針並に關連して国民に重大な影響のある三会的、經濟的、政治的、文化的その他の事象を寫む。)

二 施政報告書の範囲の範囲の先端に重大な影響ある技術的、工学的、經濟的、文化的その他の事項（技術的・経済的・文化的その他の事項の範囲内に於ける政治的・經濟的・文化的その他の事項）に於ける事項

（四）

成績業務の管理に関する政策について勧告並びにてなした改進提案に關する政策、監督組織、運営組織又はその職務の遂行につき申出のあつた改正を実現するための法令の制定及び改廃を要する御言

三 他の法律の適用を蒙る事項

（二）

一 政府委員会は、本件に関する事項の為、必要と認めた場合又は國債に対する償還、財政預金、税金の領收及びそれらに付する利息、内閣、大蔵省で適用して、会計を終了した後、これを公報したければならない。

（三）

政務委員会は、前二項に該する事項の外、必要と認めた場合又は國債の償還、財政預金、税金の領收及びそれらに付する利息、内閣、大蔵省で適用して、会計を終了した後、これを公報したければならない。

（四）

（五）

（六）

行う。

一 政府が行うる上級目的より、全國的、地域的及び地方的施設設置を設置し、經營し及び運用すること。

二 國際放送を行ひ乍らも放送局は報道し又は政府の提供する施設で運営しこれを運営せん。

放送委員会は組織しておるのであること。

放送委員会は上必要な測量、音楽團等を維持し、養成し又は助成すること。

協会が運営することを主な目的とする公演演説会その他の催事を催し又は後援すること。

放送の普及發達に必要な一般をすること。
段落の進歩発展に必要な研究施設を設置すること。
の研究活動を促進技術に關係に關連するものに限り、且つ、他の機関の研究結果として實質的なものに限る。

協会は他の機関の研究施設及び活動との連絡を避けられたために基礎研究又は實用化研究に關する実績を得ることができ。ニユーヨーク及びカナダの音楽團は、日本及み其の他の音楽團は、各の文化に貢献せん。

専門の目的達成を期すもの、文学、音楽その他の機能作品の著作権及びこれらの記載の著作権を保護し、これらの著作権を保護し、且つ、又はその使用を禁ずること。但し、協会は、以降の目的とした公演その他のために著作権を侵害することができない。

工場が有すると及ぼすことを及ぼす目的達成に有効な發明の貢献を奨励する。其の標準を定め、且つ、又は個人または團體の貢献を奨励する。併し、又は個人または團體の貢献を奨励する。

十一 放送では、これらは、監視を、社会の成長、發展であつて、又はそのために、科学、技術、文化、教育、文化、技術、文化、文化等をそ

の他の利便を設定し、助成すること及びそれらの者の退職金その他の手当の制度を設け並びにそれらの者の福利のための保険金を負担すること。

2 協会は、前項の業務を行う際につては、福利を目的としてけたら
まい。

3、協会の余余金その他の収入はすべて協会の目的達成のため用い
かければならない。

一、名称

第二十六回 例会は、主として本部を東京都に置く。

2、例会は、本部の地代役務を専務所が負くことである。

一定款 第二十七回 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければなら
ない。

一、目的

二、名称

事務所の研究費、

資産原ひ会計に関する事務、

被りの手帳料、報酬、旅費、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2、公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

公債の支拂、

2 項に定めるものの外、登記に關して必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

3 前二項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

一役員一

第二十九條 協会に役員として、理事七人、監事二人を置く。

2 理事のうち一人を会長、一人を副会長とする。

一理事会一

第三十條 理事をもつて、理事会を構成する。

2 理事会は、協会の重要会務を審議する。

一役員の職務一

第三十一條 会長は協会を代表し、その業務を總理し、理事会を主宰する。

2 副会長は、会長に事故のあるときは、その職務を代行し、会長が

欠員のときは、この職務を行う。

3 副会長及び理事は、会長を補佐して協会の業務を掌理する。

4 監事は、協会の業務を監査する。

一役員の任命一

第三十二條 会長、副会長及び他の五人の理事は、放送に関する識見を有する年齢三十五年以上の者のうちから、放送委員会が内閣總理大臣を經由し西證院の承認を経て、これを任命する。

2 監事は、事業計理に関する識見を有する者のうちから、放送委員会がこれを任命する。

3 役員一監事を除く。一の任命については、第十一條第二項の規定を準用する。但し、同條第二項第七号は、これを「放送用送信機若しくは受信機の製造業者若しくは販賣業者又はこれらのが法人であるとき」の役員一名称の如何にかかるとこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下本條中同じ。一若しくは

裏面白紙

深川酒記
此錄多舊稿
一萬九千八百
年十一月
林草

○居間人のうすのうち、由良太兵衛ゆらたへの主めでたり。及び舞妓まいぎ舞人まいじん共とも也。

その事業の株式の十分の一以上を所有する者へ任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。」と読み替えるも可い。

役員へ職事を除く。」の任命については、そのうちの四人以上が同一の政党に属する者となることをかつていたらしい。

(役員の任期)

第三十ニ條、役員の任期は四年とする。但し、補欠の役員は、前任者の職任期間を在任する。

2 役員は、これを再任することとする。

(就職の禁止)

第三十西條、協会の役員は、同委員会の懲戒した場合を除く外、他の職に就くことができない。

(役員の退職)

第三十五條、役員（職事を除く。）は第十一條第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、当然退職するものとする。この場合にか

(解任)

第三十六條、放送委員会は、元に与げる役員を解任する。但し、理事の場合には内閣總理大臣を經由して、兩議院の同意を経なければならぬ。この中から、上記水引と云ふことは、この中から、同一種毒のうち四人以上が同一の取引に所属するに至つた場合、同一政党に属する職事を三人以内にするため十分な數の職事

一、職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

(民法上の準用)

第三十七條、民法第四百六十九条第一項の規定並びに第五十七条並びに訴訟事件手続法第三十五條第一項の規定並びにこれで適用する。

(監査局の監督)

第三十八條、協会は、監査局の監督に立ちてるとさに監査委員会の許可を受けなければならない。

2 次五丁西側友山第五丁六條から第六丁一ノ瀬まで、此處の設置する放糞場所これを專用する。

(交 應 輯)

第三十九回 協会は、自分の説教で人間を變へせらるゝ所で見るに
其説教を蒙したから、受信料を徴収することができろ。但し、
前後の受信を目的としたもの無誤取扱は、公衆の目的
に供する受信説教であつて、研究説教は、會規則で定めらるゝ所
の限りでない。

前記の如きの事は、一々書くまでもないが、それよりは、一年内にこれを更しようとするよりも、同様と
する。

で、おれがねがひをあらわす。たゞ、この一項の受験料の徵収方法その他の問題は、宣傳者と審議會が、必ずしも同一の問題である。

卷之三

（中略）
（中略）

及ばず。これらは既に下る説教書を参考し、無事翌年春の開幕後二月、
即ち同月廿九日、会に還りて、
新刊行の爲めに、

（会計監査室）
四十回の監査委員会は、監査に専ら、その財務状況の報告を以て、監査報告書を作成する事ができる。

卷之三

（債券償却積立金）

第四十二條の二 協会は、前條の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を債券償却積立金として積み立てなければならない。
2 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

二 放送債券及び借入金一

第四十三條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送委員会の認可を受けて放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、十五億円をこえることができない。
3 前二項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、同法の社債に関する規定を準用する。

4 協会は、借入金現在高一億円をこえて借入金をしようとするときは、

その度ごとに放送委員会の認可を受けなければならぬ。

一 放送の休止及び廃止一

第四十四条 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときはこの限りでない。この場合においては、速かにその旨を放送委員会に届け出なければならない。

一 放送に関する研究一

第四十五条 放送委員会は、放送の進歩発達を図るために必要と認めるときは、協会に対し、第二十五条第七号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の場合において要した費用は、該会がこれを負担する。

3 前二項の規定によつて行われた研究の成果は、全放送事業を含む公共の利益であるように利用しなければならない。

一 放送番組の研究一

第四十六条 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満足する最高の努力を施さなければならぬ。協会は、この目的を達成するため、科学的世論調査を定期的に行わなければならぬ。

2 協会は、放送番組の編集に當つては左の各号の定めるところによらなければならない。

1 公衆に対する、できるだけ完全に、世論の対象となつてゐる毫項

を編集者の意見を加えないで報道すること。

- 二 異なる意見が対立している問題については、それぞれの意見を代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明らかにすること。
- 三 成人教育及び学校教育の進展に寄與すること。
- 四 音楽、文学及び娛樂等の分野において、常に最善の文化的な内容を保持すること。

（政治的公平）

第四十七條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならぬ。
2. 公選による公職の候補者に、政見放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、同等な條件の時間において、同一時間数を與えなければならぬ。

（營業廣告放送の禁止）

第四十八條 協会は、表現の如何いかかわらず、營業廣告を放送してはならない。

（財團に対する賃貸）
第四十九條 協会は、放送設備の全部又は一部を貯貸し、担保を出し、その運用を委託し又は方針の如何いかかわらず他人の支配に委されることができない。

2. 協会は、放送委員会の認可を受けなければ、放送局の設備の全部又は一部を譲渡又は処分することができない。

（協会の免稅）

五十條 協会には所得税及び法人税を課さない。

五 市道府県、市町村との間におけるものには、協会の事業に対する地方税を課すことと/orして、地方税を課すことと/orして、

(協会の土地收用権)

第五十一條 協会の営む放送事業は、土地收用法第二條の土地を收用

又は使用することとのてどもする事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散については、別に法律でこれを定める。

(第四章 一般放送局)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員会の免許を受けなければならぬ。

(免許)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に記載する事項を記載した書類を添えて、放送委員会に提出しなければならぬ。

(免許の申請)

第一 業務計画及び事業收支見積

第二 放送の種類(國際放送であるときはその旨)

第三 放送区域

第四 放送設備の工事設計

第五 放送設備の位置及び所有者

第六 使用電波の型式及び周波数並びに放送電力

第七 放送時間及び放送区域

第八 工事落成及び放送開始の予定期日

第九 その他放送委員会規則で定める事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に記載する者は、前條の免許を申請することができない

一 日本の國籍がない者

二 外國政府又はその代表者

三 外國の法人又は團體

四 法人又の團體であつて、前三号に該する者が、その代表者となつ

て いるもの

三 法人又は團体であつて、そのうち三十までに該する者が、その役員の三分の一以上に於けるものの五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員会は、第五十四条に規定する申請書を受達したときは、左の各号に掲げし記載を考慮して審査しなければならぬ。但し、該西半に掲げる事項のうち次ついては、監視處と協議するものとする。

一 当該放送局の設置が、第一條の原則に合致するものであること。
二 当該放送局の放送設備の工事敷野が、放送委員会規則の定める最低枚数を満たすものであること。

三 当該放送事業の商業的意義が、その企画を維持するに足るものであること。

四 設設處のうちを申請者に委託のためのこと。

2 放送委員会は、前項の規定に依るところは、申請者に対し、出頭又は監督の権限を有することとなる。
(申請の免許)

第五十七條 放送委員会は、前項の規定に依りて審査した結果、当該申請者が、この公衆の報知放送會社であると認めたときは、甲請者に若し、第五十三条に規定する免許を行う。

(監督の権限)

第五十八條 放送委員会は、前項の規定に依り、第九條第一項第二号の規定に依り、監督の権限をして、前條の規定による監督を受けた者(以下免許人といふ)に対し、放送設備の監視を行つ。この命令に依りて、放送委員会は、当該設備の監視完了後を監視するところがである。

免許人が、前項の規定に依り、前条の規定に依り、放送委員会は、これが不可抗力を以て當初の監視を行つておらず、それでないと認められたときには、そ

の建設承認を取らざることができる。

(ハ) 放送の検査)

第五十九條 放送委員会は、前項の規定によつて承認を與えた放送設備の工事が終成したことは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波廳と共同してこれを行うものとする。

2 前項の検査の結果、当該設備がこの法律の規定に適合しないと認められたときは、放送委員会は、免許人に對し、期日を指定して、その改修を命ぜることができる。

3 免許人が、前項の所定までに改修を行わず又は改修をしても検査に合意しがた場合は、放送委員会は、これが不可抗力その他の理由によるものでないことを認めたときは、その免許を取り消すことができる。

(使用承認及び免許狀)

六十條 放送委員会は、前項の規定によつて行つた検査の結果が、この法律の規定に適合していると認めたときは、第九條第一項第二号の規定に従い、電波廳と協議して、免許人に對し、使用承認を交付する。

2 前項の場合は、放送委員会は、免許人に對し、次の事項を記載した免

許狀を交付する。

- 1 免許人の氏名
- 2 免許の有効期間
- 3 呼出符号及び呼出名稱
- 4 放送の種類(國際放送であるときはその旨)
- 5 放送事項
- 6 放送局の本式及び局番號並びに放送電力

八 放送時間及び放送区域

(免許の有効期間)

第六十一條 免許の有効期間は、六十條の使用承認の日から起算して五年を経過した日までとする。

2 免許人が、前項の有効期間満了後引き放送局を設置しようとするときには、放送委員会が免許の更新を受ければならない。

3 免許の更新の有効期間は、一箇年とする。但し、再更新を妨げない。

4 免許の更新は、前項の有効期間満了の日から六箇月以前八箇月をとるべきは、放送委員会がこれを申請する。

5 免許の更新については、第五十六條及び第五十九條の規定を準用する。

(免許の變更の申請)

第六十二條 免許人が、第五十四條第一号から第七号までの事項を變更する。

しようとするとき、放送委員会に申請書を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請については、第五十六條及び放送設備工事設計の變更の場合において第五十九條の規定を適用する。

3 放送委員会は、第一項の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していると認めたときは、これを許可し、免許状の記載事項を訂正しなければならない。

(免許等の拒否)

第六十三條 放送委員会は、第五十三條の免許、第六十一條第二項若しくは該三項の免許の更新又は再びの許可の申請を審査した結果、この法律の規定に適合していないと認めたときは、その申請を拒否する。

2 放送委員会は、前項の場合においては憲章に定める審理手続を経なければならぬ。

(廣告放送等)

第六十四條 発託人は、廣告放送をなし又は放送時間を利用されを承認においては、その全額を放送委員会に預け出るとともにこれを受取した時は放送料から差し引かなければならない。

(候補者放送)

第六十五條 一連投票局が、その選管候補者より又は他の一連投票局の選管候補者に公選による公職の候補者にその政見の放送その他選舉運動に關する放送をさせとさせとされ、料金を徴収するとしないと不當である。その選管候補者は公職の候補者放送して、申し出たより同一設備を使用して、同種の候補の時間よりいて、同一時限数を與えなければならぬ。

(廃止)

第六十六條 管理人が、放送局に正しよりとするときは、一箇月前にその旨を放送局に公に届け出なければならない。

(名義の変更)

第六十七條 発託人は、私を差しの認可を受けないで、放送設備の全部又は一部を譲渡し、貸借し、運営を委託し又は方法の如何にかかわらず他人の文書に署名することを止め。

前項の規定についてとは、第五十三条の発託の場合の例による。

(免許の廃止)

第六十八條 ①免許机关は、免許人が、元の称号の一に該当すると認めめた場合は、計画書をもつて改めて一ヶ月以内に期間を定めて、該号の停止を命ぜ得ることがある。
②前項の規定についてとは、第五十三条の発託の場合の例による。
③免許の廃止は、該号の停止後三十日以内に該号を返却し又はこれに添えた書類を、該号の停止を命ぜられた場合
この法律又は、公職の候補者放送の規則に違反した場合
該号に係る税金を支拂ひた場合
該号に係る税金を支拂ひた割合

正当な墓山が全く引き渡し一箇月以上假設を休止した場合
葬送委員会は、亡きの尊様の靈廟に、
お参りする場合を除く。

理手続に経営され販売しない。但し、これが何故かは各場合で異なるが、第五章所見手帳、不取扱い立及時訴訟

(管理手稿)

（審理手続の開始）
第七十條　審理手続の開始は、訴狀の送達者（以下單に記載者とする。）及び原告委員会の代表と認められる團體人に對し、訴狀の送達、期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送達してこれに付う。

前項に掲げた以外の事で、上の結果を損害すると思料

七言律『讀壁手稿』

する者は、隠士にして、もの手に付く者とがてある。
（代理八）

第七十一 論　当の老父曰く、隠士をの遺徳と歎めろ。云々を後
理人に譲任することができる。

七十二

七十二條　相談委員会報告書　議題上に於ける討論の結果を記す。甲正
權により、不正競争の有無を立証することができた。

一　当事務所は如何に競争力を審問し、又は参考人に出頭を求めて不正
競争の上つゝ、それでの言より意見を出し文は報告させること。
二　競争競争をその範囲、併ね外に擴張せんとする事の提出を戒めること。
三　当事務所若しくは顧客八人との競争の範囲を競争の範囲と定めて、設
備、業務、機密、機密譲渡までの範囲を定めて之を記すこと。

これを呈示させなければならぬ。

3 第一項第一号に定める参考人は、政治委員会規則の定めるところにより、訴訟の費用及び手当を請求することができる。

(主張と立証)

第七十三条 当事者若しくは関係人又はその代理人は、審理に際して、自己の主張を述べ、証拠を提出し、且つ、当事者、関係人若しくは参考人を尋問することができる。

(審理の公開率)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならない。但し、個人の秘密を保つため~~秘密を保つため~~に公證上必要なあるときは、この限りでない。

2 総務課、委員長(奉公監察官事務のあるときは、副委員長)以下同上。」が、これを指摘する。

3 審理に際しては、調書を作成しなければならない。

(処分の議決及び通知)

第七十五条 政府委員会は、前項平時により処分を行おうとするときは、委員長及び八月七日以前の総務課長に通知せられなければならない。

2 前項の會議は、出席者の過半数をもつてこれに決し、可否同意のときには、委員長の決定するところによること。

3 前項の會議は、これを公開しない。

4 第二項の處分は、解説文通り、これを当事者及び関係人に通知しなければならない。

5 前項の通知文は、政府委員会の規定した実及び理由を示さなければならぬ。

6 第二項の處分は、異議申立てを受けたときに、その効力を生ずる。

(不服の申立)

第七十六條 既に委員会の部分に不服ある者は、該委員会に対し不報の申立をすることができる。

不服の申立は、認分の過失又は誤りから三十日以内に、理由を記載した申立てを該委員会に提出して、これを行わなければならぬ。

不服の申立ては、原認分の執行を停止しない。但し、該委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(申立の却下)

第七十七條 該委員会は、申立てに却下するが、不服の審理を行つた分のみ理由がないと認めたときは、申立てを受理した日から三十日以内に申立てを却下することができる。

2 申立てによる却下は、文書により、これを申立人に通知する。

(不服の審理の開始)

第七十八條、前條により却下する場合を除き、該委員会は、申立てを受理した日から三十日以内に、不服の審理を開始しなければならない。

(審理手続規定の準用)

第七十九條、第七十條から第七十四条までの規定は、不服の審理にこれぞ準用する。

(決定)

第八十條 該委員会は、不服の審理の後、決定をもつて、原認分を維持し若しくは変更し又は取り消す。

2 第七十五條第一項から第三項までの規定は、前項の決定にこれぞ適用する。

この決定は、文書により、これを行ひ、該委員会の認定した事実及び理由を示し、委員長及び会議に出席した委員が、これに署名押印しなければならない。

- 4 決定書には、少數意見を附記することができる。
5 決定は、申立人に決定書の原本が到達しないときに、その効力を生ずる。

(訴の提起)

- 第八十一條 放送委員会の处分に対ししては、不服の申立てをしてなければ、裁判所に對し、訴を提起することができない。
前項の訴に關しては、地方委員会を告ぐする。
第八十二條 訴の提起は、不服の申立て下の通知書又は不服の審理による決定書の副本の到達した日から三十日以内に、これを行ひなければならぬ。
不服の申立ての却下に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(決定の効力)

第八十二條 訴の提起は、過分又は決定の執行を停止しない。但し、

(裁判所が必要と認めるときは、この限りでない。)

(記録の送付)

第八十三條 決定に対する訴の提起があるときは、裁判所は遅滞なく放送委員会に對し当該決定の記録の送付を求めなければならぬ。
(專属管轄の拘束力)

第八十四條 前條第一項の訴については、放送委員会の認定した事実は、これを立証する十分な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

第八十五條 裁判所は、決定を認めたときは、これを相當と認めるときは、これを執行する旨を表示して、ます。當選の令に差し戻すことができるものとする。

(決定の取消及び確定)
第八十六條 裁判所は、決定を認めたときは、これを相当と認めるときは、これを執行する旨を表示して、ます。當選の令に差し戻すことができるものとする。
(決定の取消及び確定)
第八十七條 裁判所は、決定を認めたときは、これを相当と認めるときは、これを執行する旨を表示して、ます。當選の令に差し戻すことができるものとする。
八十八條 裁判所は、決定を認めたときは、これを相当と認めるときは、これを執行する旨を表示して、ます。當選の令に差し戻すことができるものとする。

- 一 決定の基礎となつた事実を立証する十分な証拠がない場合
- 二 決定が憲法その他の法令に違反する場合
- 2 裁判所は、決定の内容が憲法等の他の法令の適用について独創に過ぎ又は不当であると認めるときは、これを覆更することができる。

一 規則委任事項

- 第八十七條 この法律に定めるものを除き、審理手続に關し必要な事項は、放送委員会規則でこれを定める。

第六章 罰則

一 不法建設の罪

- 第八十九條 第五十八條第五項、第三十八條第二項において準用する場合を含む。の建設承認がないのに放送設備を設置した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪はこれを罰する。

一 不法放送の罪

- 八十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
- 一 第三十八條第一項の規定による許可若しくは第五十二條の規定による免許又は第六十一條第二項、第三十八條第二項において準用する場合を含む。の免許の更新を受けないで放送した者
 - 二 第六十條第一項、第三十八條第二項において準用する場合を含む。の規定による使用承認がないのに放送した者
 - 三 第六十二條、第三十八條第二項において準用する場合を含む。の規定による許可を受けないで第五十四條第二号から第七号までの掲げる事項を変更して放送した者
 - 四 第六七八條第一項の規定によく業務を停止させられた者（目的外使用の罪）
- 第九條 第七條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(風俗壞乱等項放送等の罪)

第九十一條 之放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二

年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。
其送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力
で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に処す

第九十一条 協会の役員又は職員が、その職務に因し賄りを收受しないことをこれを要求し若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

前項に該定する賄ろを供與し又はその申込若しくは約束をした者も同様の罰に処する。

一就職制限違反の罪一

(報告又は届出義務違反等の

第九十四條 第九條第一項第五号、第四十二條但書、第四十四條但書又は第六十六條の規定による報告若しくは資料の提出若しくは届出

を怠り又は虚偽の報告若しくは監査料を提出し若しくは虚偽の届出
した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第九十五條 第九條第一項第五号若しくは第六号、第四十二条又は

七十二條第一項第三号（第七十九條において適用する場合を含む。）の規定により、職員が行う調査、検査又は監査を拒み、妨げ又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第九十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十一条から第十九条まで、第十四條又は前條の違反行為をしたときは、行爲者を罰せ
第十九条第一項の規定による

る外、その法人又は人に対しても各本件の罰金刑を科する。

(出頭、陳述をしない者等)

第九十七條 左の各号の一に該当する者は、これを五級門以下の過料に処する。

一、第七十二条第一項(第七十九条)の規定による場合を含む。の規定による当事者、関係人又は委員会が開催する延滞又は違反して出席せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者。

二、第七十二条第一項第二号(第七十九条において準用する場合を含む)の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者。

第七章 雜則

(有線放送) 第九十九條 公衆に直接提供する目的で、電線路を使用して放送番組に準ずる事項を傳送するものに對しては、第三條、第四條及び第六

十四條(免許の取消の場合は除く)の規定を準用する。

三七九 改廢等

第九十九條 内閣總理大臣は、この法律施行後から五年以内において、放送に關し意見がある十五人以上の上院各爵を代表する委員から成る審議会を設置して、放送に関する意見を聽取し、其質を聽取せしめ、この法律の存続、改正又は廃止についてその旨を承認し、且つ、放送委員会の意見を徵さなければならぬ。

二 内閣總理大臣は、前項の期間内に於て、かかるあると認められたるときは、何時でも審議会を設置し、その期日及び審議会の意見を徵すことを勧告したときは、内閣總理大臣がこれを公報等の官報等に勧告書及び意見書の各冊子とともに、国会に提出するに當り得ない。

右案 改變へ主作人

右案 改變へ主作人

(施行期日)

第一百條 この法律は、公布の日から九十日を経過した日からこれを施行する。

(最初の委員の任期)

第一百一條 最初に任命される放送委員会の委員長以外の委員の任期は、第十四條の規定にかかわらず内閣総理大臣の定めるところにより、それぞれ一年、二年、三年及び四年とする。

(協会の設立)

第一百二條 日本放送協会は、この法律施行の日から六十日以内にこれを設立する。

2. 社團法人日本放送協会は、この法律施行の日現在の帳簿價格によるその資産及び負債その他一切の権利義務並びに職員を、前項の期間内に、協会に引き継がなければならぬ。但し、会員出資額は、

それぞれこれを会員に返還するものとする。

3. 放送委員会は、設立委員を命じて、協会設立の事務を処理させる。

4. 設立委員は、完款を作成して、放送委員会の認可を受けなければならぬ。

5. 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく第二項の引継ぎをしなければならない。

6. 前項の引継ぎを終つたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を協会の会長に引き継がなければならない。

7. 協会の会長が前項の事務の引継ぎを受けたときは、会長、副会長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

8. 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

9. 協会が成立したときは、この法律施行の際現に存する社團法人日本放送協会は解散する。

(この法律施行前になされた許可)

第百三十六条 この法律の施行前になされた放送無線電話及び聽取無線電話の施設の著者及び他の施設の許可は、この法律の規定に従い、取扱い、改良又は更新されるまでは、これを有効とする。

(放送税法の改正)

第百四條 放送税法の一部を次のように改正する。
第六條ノ二ノ二 日本放送協会が放送税を徴収するに付随する支拂金トキハ左ノ種別ニ従じ、放送税ヲ收ムヘシ。
一、正送債券交へ其ノ額二圓以後ノ拂込 每回拂込金額 千分ノ三
二、登記権項ノ變更ハ消滅又廢止 每一件 金千二百圓
タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各號ノ登記ヲ受ケルトキハ毎一件
全額百圓ノ登録税ヲ收ムヘシ。
(地方税法の改正) ~~以下に引抜きをしてみる~~

第一百三十条 地方税法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「大日本育英会」の下に「及日本放送協会」を加える。

(輸送税法の改正)

第一百六條 輸送税法(昭和二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條中「正規役員再審査委員会」の次に「放送委員会」を加える。

目次

一、財團法人監査委員会、財團同業支配力壓除法(昭和二十三年法律第二号)
の外に「放送委員会」を加える。

理由

放送が情報及び教育の手段並びに國民文化の媒体として、國民生活に至大な影響のあるのにかんがみ、これを公共の利便、利益又は必要に合致させるごとに、その自由を保障し、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ニテ放送は國民文化の媒体として、國民生活に至大な影響のあるのにかんがみ、これを公共の利便、利益又は必要に合致させるごとに、その自由を保障し、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送人、受信人

是れを國民文化の媒体として、國民生活に至大な影響のあるのにかんがみ、これを公共の利便、利益又は必要に合致せるごとに、その自由を保障し、その健全な発達を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一
四

四月十日

昭和二十三年六月一日

6.6

放送案
送信室

①大體方
事務局に付
傳達係より荷物に付
消化されなかつた
各元をきいてく

審議用

送

信

室

- 記載用紙
無事運送取扱事項
放送法目次
放送法
第一章 放送委員会
第二章 放送委員会
第三章 日本放送協会
第四章 一般放送局
第五章 審理手續・再審理及び訴訟
第六章 雜則
第七章 雜則
附則
審議用紙
無事運送取扱事項
放送法目次
放送法
第一章 放送委員会
第二章 放送委員会
第三章 日本放送協会
第四章 一般放送局
第五章 審理手續・再審理及び訴訟
第六章 雜則
第七章 雜則
附則

不一

下第一章 放送法

總一覽

（この法律の目的）

第一條 この法律は、放送^{（公共の利便、利益又は必要に合致するやうに規律する）}と共に、その自由を保障し、その^{（）}發送を図ることを目的とする。

2 放送に關する國の政策は、左の通りとする。

一 放送事業が、情報及び教育の手段として、國民文化の興味として、國民に最大の効果と利益とを齎すことを保障すること。

二 放送を自由な表現の障壁として、その不偏不黨性と一貫性とを保障すること。

三 放送に携る者の國民に対する直接の責任を設定することによつて、放送が健全な民主主義化奉仕し、且つそれを育成する上に努めすること。
（定義）

第二條 この法律では、左の用語を各下記の意義に用いる。

一 「放送」とは、公衆に供する車輌で行ひれる電氣通信を送信^{（）}を受けることをいう。

放送に左の五種に分ける。

（）標準放送^{（）} 五三〇キロサイクル以上一六〇五キロサイクル迄の周波数を使用する無線電話による放送

（）短波放送

（）國際播報に定める短波放送用周波数を使用する無線電話による放送

（）超短波放送

（）無線電話による放送

（）電視放送（テレビジョン）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

（）電視放送（アクリシミル）

「國内放送」とは、日本の領土内で受信されることを意味する放送をいう。

「國際放送」とは、各種の取扱いの何れか一つ以上より日本の領土外において受信されることを意味する放送をいう。

「局放送」とは、取扱い使用する放送波の周波数をいう。

「放送能力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

「放送事業者」とは、放送に使用する無線設備をいう。(それは演奏会場、中継送信設備若しくはそれ等の附属設備と無線設備の組合せを含む)。

「放送局」とは、放送設備とその保守運用に必要な裏員の組合せをいう。

「一般放送局」とは、日本以降通常が施設した以外の放送局をいう。

「放送事業者」とは、日本放送协会一般放送局の免許を受けた者(月刊放送局)

來はその構造をいう。

「受信設備」とは、各種の放送(外國もあつて行う放送を含む)を受信することができる設備をいう。

「放送番組」とは、公衆供する為に行われる電気通信をいう。

「電気通信の自由」

第三、個人を法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し又はこれを解説することができない。

(ニニース放送)

第四、ニュース放送 左に掲げる原則に従わなければならぬ。

一 ニュース記事は、正確性と實質を守らなければならない。

二 ニュース記事は、眞理であると間接であると理解らされ、公安を害するものを含んではならない。

三 ニュース記事は、學識的且つ完全な編集者の意見を採用してもされなければならない。

四 ニュース記事は、何等かの宣傳的意圖に合うように着色されてもならない。

五 ニュース記事の一小部分を特に強調して何等かの宣傳的意圖をもつて

又は展開させてゆからなければ。
いかなるニュース記事も一部の事件又は部分を省略することによつて済められてはならない。
ニュース項目を記事にするに際しては、何等かの宣傳的意圖を設け又は廣く読者不ように、一々の事項が不自然に目立つような編集をしては本音の放送はつり難い。
評論、時事分析及び戦事解説は難材に前段各述從む方ければならない。

(ハ受信設備)
約六後 無線電話法、大正四年法律第二十六號の規定にかかるらず、何人も受信設備を設置し、該端を受信することができる。但しその受信機は、放送委員会の定める最低技術要件を満すものでなければならない。

第二章 放送委員會

(設置)

第七〇 この法律の公正な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣議官大臣の所管の下に放送委員會を置く。
第七一 その所管の外局として、設立して其の職務を行う。
第八〇 放送委員會は、その職務執行に際しては、第一條及第十二条の規定の如くは不らぬ。委員會はすべての議決は、第一條に規定する本員に從むければならない。

(一般的権限及び職責)

第八一 放送委員會は、別れ御准するものの外左に掲げる一般的権限及び職責を有する。
一 この法律によつて審査された権限及び職責を執行するため、放送委員會規則を制定すること。放送委員會規則は官報で公布する。

又は展開させては本らぬ。

いかなるニュース記事も一部の事實又は部分を省略することによつて歪められては本らぬ。

ニュース事項を記事にするに際し、何等かの宣傳的意圖を設け又は故意に隠さるよう、一つの事項が不當に目立つよう編集をして本らぬ。

二
論評、時事分析及び戦争解説は嚴格に厳密各範囲に従わなければならぬ。

(國際放送)

第五條 國際放送は、國際親善を達するものであつては本らぬ。外國において放送する目的で國內で番組を編集する場合も同様とする。

(目的外使用の禁止)

第六條 放送設備及び受信設備、時間又は登録した目的以外の使用を許さない。

不 第二章 放送委員會

(設置)

第七条 この法律の公正な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣大臣の指揮の下に放送委員會を置く。

第八条 放送委員會は、總理の外局として、獨立して其の権限を行う。

第九条 放送委員會は、別れ取扱するものの外左に掲げる一般的な権限及び職責を有する。

一 この法律によつて委託された権限及び職責を執行するため、放送委員會規則を制定すること。放送委員會規則は官報で公布する。

④ 次回付 3
→ 金券券

国立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

此送局の免許及び使用の承認を與え、拒否し、取消し更新を許可し又は免許事項の変更を許可する一切の権限。この権限は、書類の有する者に於て専ら及ぶ。但し、其の使用許可をする権限と協同して行われなければならぬ。○送信省設置法（昭和二十三年法律第○一）の規定に拘らず、電波

放逐の政策的事項に關し何等の種類又有せば又放逐局の建議と連
帶以對する最終的決定權有するもので印本い。

電波の行う施設許可及び使用許可に蒙らずば、電波廳は、技術的及
用の高基準を確保せしむる無線通信に対する妨害を防ぐに必要な取
扱局の技術的設備及び技術連絡の統制の範囲を定めて付与する。
電波廳の行う放送局の施設許可、使用許可及び周波数の指定又はそ
の変更に對する申請及びそれらの條件で放送局を運営する事務に付す
る一切の申請並びにこれらに關する交渉は、すべて立派委員會に付
され、放送委員會において處理される。
放送委員會は、電波廳に對して、放送局の施設許可及び運営許可の
手續をする。この場合においても電波廳は、前掲の規定に嚴格從従つ

て、放送委員會の申出を迅速に處理しなければならない。
申請者によつて放送委員會以外の者に提出された放送局に歸するいか
なる申請も、電波廳によつて受理され且つ處理されることはない。

大正元年、新潟本所事件を機に、新潟は絶えざる争
いを、更に社説の改修を命ぜ、これが改修工事の起
源である。少くとも、1911年（明治44年）から1912
年（明治45年）にかけては、新潟は、改修工事の行
程で、たゞちりぬくなれど、さういふ改修工事の次第
を記す。

波送設備及び受信設備に關し、必要な最低技術條件を制定すること。
但し、使用電波の型式、周波数の確定、電波の質^ク及び受信設備に關する事項については、少くとも電波源の定める技術基準を満すものでなければならぬ。

この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見あるときは、
その意見を内閣總理大臣に呈出すること。
内閣總理大臣に呈出する事第であつて、この法律の目的達成上、

この法律は從つて行われる旅送を禁じし、これ至第一條に於て定せ
る一端的政策に照して分岐し難い。これを兩側の内閣總理大臣と
五ひ外國諸事務官に禁じること並に一般に公表すること。

現在及び將來の放送政策に關し、左掲げる事題問題を調査し、且つ公衆の利用できる報告書を以て内閣總理大臣に勧告すること。
放送地域の擴充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信される上うに放送業界を改善すること。
放送業界の自由を具現する方法及び自由な表現を行うための不満
不満且つ公共的準備として、新設施を容易く且つ簡単に利用できる
ようとする方法。

特許の利益を代表するにあたる政治的、經濟的、社會的その他の
團体による文書されたない放送企業の責任ある經營形態の堅持
放送規制機関の改善に重大な關係のある政府各機關の機能等の
充實と確保はする所とする手筋たるの方策
に對し政府の行う規律の性質、範圍及び制限を明する望まし
い政策の決定。次第も次第も

教育の目的のためのその政治の作用
國際販送業者を管理する目的、組織

國立公文書館
National Archives of Japan

National Archives of Japan

放送設備及び受信設備に關し、必要な最低技術條件を制定すること。
但し、使用電波の型式、周波数の確定、電波の質、及び受信設備に關する事項については、少くとも電波標準の定める技術基準を満たすものでなければならぬ。

この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは
その意見を内閣總理大臣に呈上すること。

秋月四　この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、
その意見を内閣總理大臣に呈出すること。
他の行政廳の所管に屬する事項であつて、この法律の目的達成上小
型な事項については、所管行政廳に必要を勧告する事と定めらる。

放送設備又は受信設備を検査すること。
不法に施設された放送設備を撤去せしむる。

國内及び國外の時宜に適し、且つ
ある情報を入手し、これを第一條の規定する十種の審査に照して
分析し及び解説すること。

現在及び將來の政事政策に關し、左に掲げる重要な問題を調査し、且

公務の執行とし、本邦書類の内閣総理大臣の書類を存じて、
販送地域を擴充及び公文のあらゆる分野によつて公平に受信され
る上うえ販送業務を改善すること。

當初は、自由の表現の方法及び表現の手段として、公私の立場を考慮せしめ、且つ、利害でさえも、尊重する方針を取った。

よう此する方法、特殊の利益を代表するかある政治的、經濟的、社會的その他の「立場」

放送業の改善に重大な關係のある政府各機關の機能を
加強せしむる事に於ては、本來の責任ある官僚形態の運営
が、必ずしも改進の要件となつてゐる。そこで、この問題は、
放送業の改善に重大な關係のある政府各機關の機能を
強化せしむる事に於ては、本來の責任ある官僚形態の運営
が、必ずしも改進の要件となつてゐる。

教育の目的のためとするに當へ利用
する事、一此對し政府の行う規律の性質、範圍及び制限を擇する望まし
い政策の決定、以て之を實現する事次

國際販送業者を管轄する目的、組織及び方法の規定

第5定

その他委員會が重安と認める放送政策上の諸問題

十四 地方に於ける輸送の政策の整備を促すこと及びそれらの政策化する様子を立案し又はこれを建議すること。

四十一 が直轄は、その職責を果しその事務を行つては、左に挙げる事項を守らなければならぬ。

四二 政府機関又は民間機関の放送業務、放送施設及び資料（統計資料も含む）を最大限に利用すること。

四三 必要を認める場合は、農業、工業、金融、通商、教育、文化、地方自治等の團体の代表者等の意見を徴する（うへてきめいわくりうけい）
種々な立場から意見を徴する（うへてきめいわく）事務の運営に關係する事項を審議し及び援助すること。

四四 各種の政府機關から隨時原稿される放送に對する問題を検討する

四四〇

土 二 う法律の範囲内、多次に亘り且つ改めてより詳説を以てし
十 一 旅送委員會は、次の職務を行ふため必要あるときは、この法律
律の範囲内に於ける事務に關し、其の執行並びに輸送費等を充當する。
政府機関、民間機関、團体又はその職員若くは個人に付し、出
頭を命ぜ、又は必要な報告、轉報等くは資料の提出を求めるこ
とをす。

十 二 旅送委員會は、その職務を行ふため必要あるときは、前項に
掲げる各委員會に於ける事務に付し必要な調査を実施すること

付す。

（）周波輿論調査、模範、電報その他の種々の郵送業者の開拓

策定

（）その他委員會が重要と認める放送政策上の諸問題

（）回

（）回車輿論調査する等の政策の發展を促すと及びそれらの政策の實

する場合の立案し又はこれを建議すること。

（）回車輿論調査は、その職責を果してその事務を行つては、左の事

件を守らなければならぬ。

（）回車輿論調査

（）回政府機関又は民間機関の近畿業務、放送施設及び資料（統計資料

も含む）を最大限に利用すること。

（）回車輿論調査

（）回車輿論調査は、農業、工業、金融、美術、農業、教育、
地方自治等の團體の代表者等の意見を聽する（うる）。あめねりりい
（）回車輿論調査は、人材の選拔（ひきだし）の上での意見を聽取（うき取り）
（）回車輿論調査は、反対運動（ひきだし）すること。

（）回

委員事務。この法律の範囲内の事項に關し、自己の意思により
本を行ふ十分な権限を有するものとする。

委員が開會を行つたときは、これを文書とし、調査した案
作成の決定又は結論をも關係資料を添附して、記述しな

事務官監督に屬し、内閣の人選、財政及び庶務に關す
あ勧告を準備すること。但し、人事に関しては、總務全般
業務（監視等二十條）に當つて辦理され、其はしない。

事務を電報間に委託できることができる。

3 放送委員會は、第一項第六號の調査又は同項第七號の検査を行ふ際ニ付ける
かりて、その身分を證明する證票を携帶させなければならぬ。

ハ構成 放送委員會は、委員五人を擇て、これを組織する。

2 委員の内、一人を委員長、一人を副委員長とする。

ハ委員の任命

第十一條 委員は公共の利益に關して公正な判断をすることが可能且つ
卓越した廣い経験と意見を有する年齢三十五年以上の者の中から、

國會の同意を経て、内閣總理大臣がこれを任命する。

左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復權を得ない者
二 禁錮以上の刑に處せられた者又は第十七章に規定する罪を犯し
處せられた者

三 公務員であつて懲戒免職の處分を受け、當該處分の日から二年
以内に公務員として就職する者
四 本法施行の日以後において、日本憲法又はその下に成立した政
府の官吏又は公務員として就職する者
五 本法施行の日以前一年間ににおいてこれに該當した者を
含む。但し役員の範囲は放送費會規則でこれを定める。

監査官は、この法律の範囲内の事項に關し、専門の意見により

（イ）は、これを文書ニシテ調査した案
が開港の行つた事実等は、記述しな
ず、並にその決定又は結論を附して、關係資料を添附して、記述しな
ければならぬ。

放送委員會は、前項第七號の放送設備又は受信設備の検査に関する事務を電波廳に委託することができる。

放送委員會は、第一項第六號の調査又は同項第七號の検
査本は、その身分を聲明する識票を携帶せなければなら
ハ構成

委員の内、一人を委員長、一人を副委員長とする。

ハ委員の任命一
第十一條 委員は公共の利益に關して公正な判断をすることが可能且つ
更進上之爲へる爲めに實驗に當り得る年齢三十五年以上の者の中から、

2、左の各號の一に該當する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復讐を得ない者
二 禁錠以上の神に感せられた者又は第七章に規定する罪を犯した者

三
處せられた者
國家公務員であつて懲戒免職の處分を受け、當該處分の日から二年
以内に再び公務員として就職する者
行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政
府を主張する政黨その他の團體を結成し、
支拂ふ者
政治の參與ハ任命の日以前一年間においで、これに該當した者を
官署に通し役員の範囲は放送費會規則でこれを定める。

七 活用送信機、又は受信機、「開設機器を含む。」の製造業者、販賣業者、放送事業者若しくは放送設備の所有者、これらが法人であるときは、その他の名稱の如何にかかわらず、これを同様以上の職務又は支配力を有する者、又はそれらの事業に、非車上車太車又は其の類似する者、若くはその事業の株式の十分の一以上を所有する者、五令の日以前一年間ににおいてこれに該當した者を含む。

八 前號に掲げる事業の團體の役員その他名稱の如何にかかわらず、同様以上の職務又は支配力を有する者、任命の日以前一年間を経てこれに該當した者を含む。

九 放送を利用する告白者等、主として該送に依存する事業者又はこれらが法人であるときは、これらの役員その他名稱の如何にかかるところになつてはならない。

一〇 宣言及び服務

以前一年間ににおいてこれに該當した者を含む。

一一 委員の任命については、その中の三人以上が同一の政黨に属する者となることをなつてはならない。

一二 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、成規の宣言書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。

一三 委員の任期は五年とする。但し、補缺の委員は前任者の残任期間を以て、五百六十條の規定を除く外、委員にこれを準用する。

一四 委員は、他の職に就くことができない。

一五 在任

一六 委員の任期は五年とする。但し、補缺の委員は前任者の残任期間を以て、在任する。

2

委員はこれを再任することができる。

ハ退職
第十五條 委員は、左の各號の一に該する場合においては、當然退職するものとする。

- 一、第十一條第二項各號の二に該するに至つた場合
二、内閣總理大臣の訴追に起き、公開の彈劾により、罷免を可とする事決定された場合
三、前項第二號の規定による彈劾の事由、左に掲げるものとする。
一、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。
二、職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

ハ罷免
第十六條 委員のうち三人以上の者が、同一政黨に属するに至つた場合においては、内閣總理大臣は、兩議院の承認を得て、同一政黨に属する委員を二人以内にするため十分な数の委員を罷免する。

- 第十六條 委員の争議の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。
2 内閣總理大臣は、委員の訴追をしようとするときは、訴追の事由を裁判した書面を最高裁判所に提出しなければならない。
3 内閣總理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の訴追に係る委員に送付しなければならない。

委員はこれを再任することができる。

第十條 委員は、左の各號の一に該當する場合においては、當然退職するものとする。

一 第十一條第二項各號の一に該當するに至つた場合。
二 内閣總理大臣の訴追に遇き、公開の彈劾により、罷免を可とするも決定された場合。

2 該條第二號の規定による彈劾の事由、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。
二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

ハ罷免

第十五條 内閣總理大臣は、國會の承認を経て何時でも三人以上の委員が同一政黨に所属するに至つた場合、この中の委員を罷免する。

2 前項の場合を除く外委員は、その意に反して罷免されることがな

ハ彈劾

第十六條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行ふ。

2 内閣總理大臣は、委員の訴追をしようとするときは、訴追の事由を手取した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

3 内閣總理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の漏洩を訴追に係る委員に送付しなければならない。

- 4 最高裁判所は、二月の審議を受終した日から三十日以上九十日以内の間にいて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに内閣總理大臣及び訴追に係る委員に、これを知しなければならない。
- 5 最高裁判所は裁判開始の日から百日以内に判決を行ひなければならぬ。
- 6 三月の連続の裁判の平賃は、裁判所規則でこれを定める。
- 7 裁判官とする場合に、裁判の貢賛とする。

大蔵省
委員は十七年未根取付、正務大臣の俸給に準する報酬を・委員長以外の委員は一月十五日未根取付、正務大臣の俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

委員は、任期満了して退職した場合は、現當時の俸給月額に在職の年数は年半の報酬を受ける。一段落の口あき等え、最も多く傳はざりとすく、口あき大れの報酬をもたらすが、たまに報酬をもたらす。

月數を乗じた額の四割相当額の範囲以内で、その功績の度に従い、放送委員會の議により決定した退職手當を受けることができる。

5 委員が、在職中死亡した場合も前項の額による。

ハ退職後の所持の調理

十六條 退職後一年未満者は、その退職後一年間は、第十條第二項第七號乃至第九號に掲げる職についてはならない。

ハ委員長及び

第十九條 委員長一び兩者に於て、委員の内閣總理大臣かこれを命ずる。

2 委員長は、政務本員第一代表し、その總務を主宰する。

3 副委員長は、委員長が事務あるときは、その總務を代行し委員長か

委員のときは、その職務を行ふ。

八 議論及び手續

第二十條 放送委員會は、放送委員會規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一同、定期會議を開催することを常例としなければならない。但し、必要ある場合においては、定期以外の會合は他の場所において開催することができる。

二 放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若くはその兩者を含み、少く三もハ委員長事務ある者は副委員長、三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

三 放送委員會の會議の議事は、出席委員の過半數を以てこれを決する。

四 會議の議事はすべて議事録として記録して置かなければならぬ。

この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧のため公示する。

一 事務局

第二十一条 放送委員會に事務局を置き、放送委員會の権限及び職責に属する事項に関する事務を掌りしもの。但し、政令で定める。

二 放送委員會は、政令の定める範囲内で、電波監理地方電波管理局に事務局の事務の一部を分掌させることができる。

三 放送委員會は、前項の事務につき、電波監理地方電波管理局を指揮監督する。

委員のときは、その職務を行ふ。

ハ 議及び手続

第二十一条 放送委員會は、放送委員會規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一同、定期會議を開催することを常例とし、こしなければならない。但し、必要ある場合においては、定期以外の會議は他の場所において開催することができる。

放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若くはその兩者を含み、少くとも、委員長事務あるとき、副委員長、三人以上の委員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

放送委員會の會議の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。

會議の議事はすべて議事録として記録して置かなければならぬ。

この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覽のため公

開されなければならない。

5 事務局長又はその正當な代理人は、幹事として會議に出席し、前項の幹事録の作成に當る。放送委員會の會議の議事に關しその他必要な事項は、放送委員會規則でこれを定める。

ハ 事務局及び地方事務局

第二十二条 放送委員會の事務局を置き、放送委員會の権限に屬する事項に關する事務を掌りしめる。

2 放送委員會事務局の事務の一一部を分掌せらるたる、地方事務局を置く。地方事務局の名稱・位置、所掌事務の範囲及び管轄區域は、政令でこれを定める。

ハ 放送政策の報告

第二十三条 放送委員會は、内閣總理大臣を経由して、國會に對し、毎年

常會開催後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

- 一 放送の現状
（放送の現状は、放送に關する組織、施設、提供業者、分布及び財政及び放送に關連して國民に重大な影響のある社會的、政治的、文化的、政治的、文化的その他一切の一般的事象を含むものとする。）
- 二 放送の將來の發展に重大な影響のある技術的、工學的、經濟的、文化的等の事項の現在及び將來の進歩及び推移
- 三 放送業務の管理條件を規定している國の政策
- 四 政策の改訂
- 五 法律によって設定された政策・監督組織・運營組織又はその職務の遂行につき申出のあつた變更を實現するための法規の制定及び改廃に関する建議
- 六 その他のこの法律の目的達成に關連すると思われる重要な事項

2 放送委員會は、毎十條に掲げる日本放送協会の毎事業年度の賞借契照表、財産目録、損益計算書を内閣總理大臣を經由して國會に報告することを以て、これを公告しなければならない。

3 放送委員會は、前二項に掲げる場合の外、必要と認めた場合は、放送委員會は、前二項に掲げる場合の外、必要と認めた場合は、國會の要求あつた場合は、放送に關連する事項につき附屬報告又は特別報告を、内閣總理大臣を經由して、國會に提出しなければならない。

(運営の設立)

第二十ニ条 （放送を公共の利益と通じて行うことを目的とする。日本放送協会（以下「協会」といふ）を設立する。

2 國會は法人とし、動産、不動産及びその他の財産を保有することができる。

三十二条

1 保し、剩餘金その他の収入ある場合はそのすべてを該協会の目的達成のためにのみ用ひなければならない。

(協会の業務)

第二十四條 協会は、前項の目的を達成するため、左に掲げる業務を行ふ。

1 國際化事業をもめたラジオ・テレビ等の、公衆の利益のための事業を行ふ。

2 放送番組を編集し、放送すること。

3 放送番組編集上必要な調査、音樂團等の維持、成績評議会等の開催し、維持し及び選用すること。

放送局を設置する事務

4 標準放送及び短波放送により、國際放送を行うため必要な政府の提供する施設を使用し又はこれを申請する事務

5 放送番組を編集し、放送すること。

6 放送番組編集上必要な調査、音樂團等の維持、成績評議会等の開催し、維持し及び選用すること。

7 協会により放送せられることを主な目的とする公開演奏等での他の娯楽の催を組織して実現し又は実現すること。

8 放送の普及發達に必要な出版をする事と。但し、出版の販売を通じて、

9 放送の進歩發達に必要な研究施設及び出版の大規模な重複を避けたために

10 研究に費用化の契約をし或は依存することができること。

ニュース及び情報を収集すること及び連絡元設立し又はこれに参加すること。

協賛の目的達成を助長するため、文學、音樂その他の學能作品の著作権を取得すること及びそれらの記錄を作成する。

また著作権を使用し、使用を承認し又は利用すること。但し、

上記する目的以外で著作権を公演その他の目的のために使用すること等違法であるものではない。

十、審許を申請して取扱し、又は買収その他の方法で取得すること及び協賛の目的達成に有効な聲明に附載ある秘密其の他の情報を車両し又は共用する賞施設を取扱すること。

十一、法律で制限された場合を除き、協賛の当事負、龍溪裏面及びその家族の福利に及ぶようを關係、施設、基金、信用及びその他の相談を既定し、助成すること及びそれらのものの退職金庫等その他他の手帳の廻顧を設け、並びにそれらのものの福利のための車両を

実施すること。

一 事務所

第二十五條 協會は、主たる事務所を東京都に置き從たる事務所を必要とする時に置くことができ。い。

一定款

第二十六條 協會は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一一目的
二名稱

三事務所の所在地

資産及び収計に關する事項

役員及び理事會に關する事項

放送債券發行に關する事項

公告の方法

定款改正の手續に關する事項

二 定款及びその變更は、放送委員會の認可を受けなければならぬ。

一登記

第二十七條 協會は、左の事項を登記しなければならない。

一目的

二名稱

三事務所

四設立の年月日

五役員の氏名及び住所

六前項に定めるもの以外、登記に關して必要な事項は、放送委員會規則でこれを定めらる。

七第一項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなけれ
ば、これを以て第三者に對抗することが出來ない。

一役員

第二十八條 協會に役員として、理事七人、監事二人を置く。

監事のうち一人を會長、一人を副會長とする。

一
班
學
敘

二十九條　達事を以て、達事を以て、
成す。

卷之三

第三十回 長は医を代表し、その業務を總理し、理事會を主宰する。

禁制のとき、その職務を行ふ。

副會長及び理事は、會長を補佐して協會の業務を掌理する。

本二十一番、官長、副官長及び少將の五名の連署は放逐の議して指揮權

を有する年令三十五年以上の者の中から、放送委員會が多數投票に

四月九日午後二時

より審査の同意を経て、之を任命する。

二九六

これが任命する。

筆三連の規定を準用する。但し、同様第二項第七號のうち放送事業者及

び放送施設の所有者又は、これらのが者が法人であるときは、その從

門の他名簿の如何に據らすこれを同等以上の職務又は支配力ある者を除き、同條第三項に「三人以上」とあるのを「四人以上」

卷之三

卷之三

三十二
者の中の如きは、

2
一
卷之二

第三十三條 協會の役員は、放送委員會の承認した場合を除くの外、
他の職に就くことができない。

一役員の退職

三十四條 役員は第十一條第二項各號の一に該當するに至つた場合においては、當然退職するものとする。但し、第七號の放送事業者及び放送設備の所有者はこれらの者が法人であるときは、その役員その他名稱如何に拘らず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を除く。

一解任

第三十五條 放送委員會は、國會の承認を經て、左に掲げる協會の役員を解任する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政黨に所属するに至つた場合におけるこれら理事
- 二 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

（民法等の準用）

三十六條 民法第四十四條の第五十條、第五十四條及び第五十七

（放送局の施設等）

三十八條 協會が、第十一條第一項の放送局を設し、運営しようとするときは、放送委員會の許可を受けなければならぬ。

三十九條、第四十一条、第四十二條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

六十一條第二項及び第三項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。

第三十三条 協會の役員は、放送委員会の承認した場合を除くの外、各の取扱いが就くことができない。

（役員の退職）

第三十四条 役員は第十條第二項各號の一に該當するに至つた場合においては、當然退職するものとする。但し、第七號の放送事業者及び放送設備の所有者はこれらの方が法人であるときは、その役員の姓名稱如何に拘らず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を除く。

（解任）

第三十五条 放送委員会は、兩者の承認を経て、左に掲げる協會の役員を解任する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政黨に所属するに至つた場合におけるこれらの理事
- 二 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

（民法等の準用）

三十条第一項、民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七条並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、協會にこれを適用する。

（放送局の施設）

(ハ受信料)

三十九條、協会は、協会によつて選定された種類の放送を受信することができる受信料を徴収した者から、受信料を徴収することができない場合に、放送設備による受信料を徴収する目的としたい無線放送及び基幹放送との他会社の相約の事例に該する受信料である。放送委員会が定めるものは、この限りでない。

(3)

放送委員会は、前項の場合においては、第六章に定める審理手續を経なければならぬ。

4、協会が、第一項の受信料の徴収方法その他に關し、受信者と締結する契約事項についてはあらかじめ放送委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

5、協会は、受信料の徵収に関する事務を通信省に委託することができる。

6、受信料を受けた通信省は相互協定の條件に従つて受信料の徴収を行ふ。

(4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (7010) (7011) (7012) (7013) (7014) (7015) (7016) (7017) (7018) (7019) (7020) (7021) (7022) (7023) (7024) (7025) (7026) (7027) (7028) (7029) (7030) (7031) (7032) (7033) (7034) (7035) (7036) (7037) (7038) (7039) (70310) (70311) (70312) (70313) (70314) (70315) (70316) (70317) (70318) (70319) (70320) (70321) (70322) (70323) (70324) (70325) (70326) (70327) (70328) (70329) (70330) (70331) (70332) (70333) (70334) (70335) (70336) (70337) (70338) (70339) (70340) (70341) (70342) (70343) (70344) (70345) (70346) (70347) (70348) (70349) (70350) (70351) (70352) (70353) (70354) (70355) (70356) (70357) (70358) (70359) (70360) (70361) (70362) (70363) (70364) (70365) (70366) (70367) (70368) (70369) (70370) (70371) (70372) (70373) (70374) (70375) (70376) (70377) (70378) (70379) (70380) (70381) (70382) (70383) (70384) (70385) (70386) (70387) (70388) (70389) (70390) (70391) (70392) (70393) (70394) (70395) (70396) (70397) (70398) (70399) (703100) (703101) (703102) (703103) (703104) (703105) (703106) (703107) (703108) (703109) (703110) (703111) (703112) (703113) (703114) (703115) (703116) (703117) (703118) (703119) (703120) (703121) (703122) (703123) (703124) (703125) (703126) (703127) (703128) (703129) (703130) (703131) (703132) (703133) (703134) (703135) (703136) (703137) (703138) (703139) (703140) (703141) (703142) (703143) (703144) (703145) (703146) (703147) (703148) (703149) (703150) (703151) (703152) (703153) (703154) (703155) (703156) (703157) (703158) (703159) (703160) (703161) (703162) (703163) (703164) (703165) (703166) (703167) (703168) (703169) (703170) (703171) (703172) (703173) (703174) (703175) (703176) (703177) (703178) (703179) (703180) (703181) (703182) (703183) (703184) (703185) (703186) (703187) (703188) (703189) (703190) (703191) (703192) (703193) (703194) (703195) (703196) (703197) (703198) (703199) (703200) (703201) (703202) (703203) (703204) (703205) (703206) (703207) (703208) (703209) (703210) (703211) (703212) (703213) (703214) (703215) (703216) (703217) (703218) (703219) (703220) (703221) (703222) (703223) (703224) (703225) (703226) (703227) (703228) (703229) (703230) (703231) (703232) (703233) (703234) (703235) (703236) (703237) (703238) (703239) (703240) (703241) (703242) (703243) (703244) (703245) (703246) (703247) (703248) (703249) (703250) (703251) (703252) (703253) (703254) (703255) (703256) (703257) (703258) (703259) (703260) (703261) (703262) (703263) (703264) (703265) (703266) (703267) (703268) (703269) (703270) (703271) (703272) (703273) (703274) (703275) (703276) (703277) (703278) (703279) (703280) (703281) (703282) (703283) (703284) (703285) (703286) (703287) (703288) (703289) (703290) (703291) (703292) (703293) (703294) (703295) (703296) (703297) (703298) (703299) (703300) (703301) (703302) (703303) (703304) (703305) (703306) (703307) (703308) (703309) (703310) (703311) (703312) (703313) (703314) (703315) (703316) (703317) (703318) (703319) (703320) (703321) (703322) (703323) (703324) (703325) (703326) (703327) (703328) (703329) (703330) (703331) (703332) (703333) (703334) (703335) (703336) (703337) (703338) (703339) (703340) (703341) (703342) (703343) (703344) (703345) (703346) (703347) (703348) (703349) (703350) (703351) (703352) (703353) (703354) (703355) (703356) (703357) (703358) (703359) (703360) (703361) (703362) (703363) (703364) (703365) (703366) (703367) (703368) (703369) (703370) (703371) (703372) (703373) (703374) (703375) (703376) (703377) (703378) (703379) (703380) (703381) (703382) (703383) (703384) (703385) (703386) (703387) (703388) (703389) (703390) (703391) (703392) (703393) (703394) (703395) (703396) (703397) (703398) (703399) (703400) (703401) (703402) (703403) (703404) (703405) (703406) (703407) (703408) (703409) (703410) (703411) (703412) (703413) (703414) (703415) (703416) (703417) (703418) (703419) (703420) (703421) (703422) (703423) (703424) (703425) (703426) (703427) (703428) (703429) (703430) (703431) (703432) (703433) (703434) (703435) (703436) (703437) (703438) (703439) (703440) (703441) (703442) (703443) (703444) (703445) (703446) (703447) (703448) (703449) (703450) (703451) (703452) (703453) (703454) (703455) (703456) (703457) (703458) (703459) (703460) (703461) (703462) (703463) (703464) (703465) (703466) (703467) (703468) (703469) (703470) (703471) (703472) (703473) (703474) (703475) (703476) (703477) (703478) (703479) (703480) (703481) (703482) (703483) (703484) (703485) (703486) (703487) (703488) (703489) (703490) (703491) (703492) (703493) (703494) (703495) (703496) (703497) (703498) (703499) (703500) (703501) (703502) (703503) (703504) (703505) (703506) (703507) (703508) (703509) (703510) (703511) (703512) (703513) (703514) (703515) (703516) (703517) (703518) (703519) (703520) (703521) (703522) (703523) (703524) (703525) (703526) (703527) (703528) (703529) (703530) (703531) (703532) (703533) (703534) (703535) (703536) (703537) (703538) (703539) (703540) (703541) (703542) (703543) (703544) (703545) (703546) (703547) (703548) (703549) (703550) (703551) (703552) (703553) (70

(受信料)

第二十九條 協会はもつて提供された種類の放送を受信するごとので
ある機械を装備した人から受信料を徴収することが出来る。

2 前項の受信料の額については、一年毎に放送委員會の認可を受け
なければならぬ。一年内にこれを變更しようとするときも同様と
する。

3 放送委員會は、前項の場合においては、第六章に定める審理手續
を経なければならない。

4 協会が、第一項の受信料の徴収方法その他に開し、受信者と締結
する契約事項についてはあらかじめ放送委員會の認可を受けなけれ
ばならない。これを變更しようとするときも同様とする。

5 協会は、受信料の徵収に関する事務を通信省に委託することがで
きる。

附記を受け放送省は相互協約の條件に従つて受信料の徴収を行ふ。

(貸借對照表等の承認)

第三十九條 協会は、營業年度貸借對照表、財産目録及び損益
計算書を作成し毎事業年度終過後二箇月以内に、これを放送委員會
に提出し、その承認を受けなければならない。

(放送債券及び借入金)の取引

第四十一条 協会は、放送設備の建設若しに改修資金に充てるため、
放送委員會の認可を受けて放送債券を發行することができる。
2 前項の放送債券の發行の限額は十五億圓とする。ただし、
二項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、
放送規則の定めるところにより商法の社債に關する規定を準
用する。

4 協会は借入金現在高一億圓を超えて借入金をしようとするときは、
その度毎に放送委員會の認可を受けなければならない。

(放送の休止及び廃止)の規定

第四十一条 協會は、放送委員會の認可を受けなければ、その放送局を廃止し又はその放送を休止することができない。但し、不抗力に因り休止したときは、^{（この限りで）}その旨を放送委員會に届出なければならない。

(放送に関する研究)

第四十二条 放送が進歩的、放送の進歩發達を図るため必要と認めたときは、協會に對し、第二十四條第七項の範圍内で事項を定めてその研究を命ぜることができる。

(前項の場合において要した費用は、附がこれを負擔する。)

第三項の規定によつて行われる研究の成果は、全放送事業を含む

公共の利益にならなければならぬ。

(会計監査等)

第四十三条 放送委員會は、協會に對し、その財産状況の報告を命じ

又は所部の官吏を派遣して、その監査をさせることができること

(国際放送の費用負担)

第四十四条 協會の行う国際放送の経費は、國がこれを負擔する。

(協會の放送禁止事項)

第四十五条 協會は、時事に關し自己の意見を放送してはならない。

(番組の編集)

第四十六条 協會の番組の編集は、国民の権益を満すよう最善の努力を拂わなければならない。この目的を達成するため協會は、受信者の番組に対する意向を確めるため、科學的輿論調査を定期的に、且つ、繼續して行はなければならない。

2 協會は、番組編集にあたっては左記の從事しなければならない。
一 平信者に對し、出来るだけ完全に公平な問題となつてゐる事項を報道しなければならない。
二 編集者の意見を加えてはならない。

論争を起すに付立つて、本々それせり、かくも御者する者を司り、ノリ揚昇人を加へて、
二、論争事件を認する者、はる意見を代表する責任ある者を紹介し、
登場させることによつて、すべての白旗から論争を明かにするこ
と。

三、協會の適當と認めるからゆる方法をより、成人教育放送及び學
校放送を進展させること、(進展)とす。與する事
四、音楽、文學及び娛樂の分野において、最善の文化的な番組を放送すること。

(勝利の番組公平) 政策

第四十七條、協會の放送番組の編集は、政治的に公平でなければなら
ない。
2、公選による公職の候補者に、その政見の放送を許したときは選
挙運動算定^{下野すよはんじ}させたときは、その選舉における他の候補者に對して
も申出^{しゆしゆ}により同一施設を使用し、同や條件の時間において、同一時
間數^{じかんすう}を與えなむればならない。

(内容を傳持する事)

これは日本放送協會の全放送網にも、個々の放送局にも適用せられ
る。

(廣告放送の禁止)

第四十八條、協會は表^示有^{スル}る如何にかずわらず營業^{シテ}廣告を放送し
てはならない。

(財産に資する制限)

第四十九條、協會は、放送設備の全部若しくは一部の管理を委託し、
賃貸し、擔保を共し、又は方法の如何に拘^{ハシマリ}わらず他人の支配に屬さ
せてはならない。

2、協會は、放送委員會の認可を受けなければ放送設備の全部若しくは一部を譲渡又は處分することができない。

(協會の免稅)

第五十條、協會には所得稅及び法人稅を課さない。

✓2 都道府縣、市町村又はこれに準ずる者は、協會の事業を製して、地方のあらざ

地主税を課すことができない。

（協會の土地收用権）

第五十一條 協會の營利放送事業は、土地收用法第二條の土地收用又は借用することができる事業とし、同法を適用する。

（解散）

第五十二條 協會の解散については、別に法律でこれを定める。

不第 四章 一般放送局

(免許)

第五十三條 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員會の免許を受けなければならぬ。

(免許の申請)

第五十四條 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員會に提出しなければならない。

(企業申請見本)

(工事設計)

一 放送の種類（國際放送であるときはその旨）

二 放送事項

三 放送設備の位置及び所有者

四 使用電波の型式及び周波數並びに放送電力

五 放送時間及び放送區域

六 工事落成及び放送開始の予定期日

七 その他放送委員會に必要と認める事項

(免許申請者の資格)

第五十五條 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができない。

一 日本の國籍がない者

二 外國政府又はその代表者

三 外國法人又は團體

四 法人文は團體であつて、日本の國籍がない者が、その代表者となつてゐるもの

五 法人文は團體であつて、日本の國籍がない者が、その役員の三分の一以上又は議決権の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六條 放送委員會は、第五十八條に規定する申請書を受理した

とぎは、郵便及び左の合意に掲げた事項を考慮して、審査しなければならない。但し、第四条の各項審査について、電波廳と協議するものとする。

一、當該放送局の設置が第一條の趣旨に合致するものであること。

二、當該放送局の放送設備の技術的設計が、放送委員會規則の定める最低技術條件を満すものであること。

三、當該放送事業の財政的基礎が、その企美を維持するに足るものであること。

四、電波廳の行う電波監理に支障のないこと。

五、放送委員會は、申請の審査に際し必要があるときは、申請者に對し、出頭又は資料の提出を求めることができる。

（申請の免許）

第五十七條 放送委員会は、前条の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであることを認めるときは、申請者に対し、第五十三條に規定する免許を與える。（行）

免許の有效期間は五年とし、その後は一年毎に放送委員会に対し、免許を更新の申請をしなければならない。

3 前項の期間は、第六十條に規定する使用承認の日から五年を起算する。

（第十九条の二）
第五十九条 放送委員会（前項の場合において、第九条第一項第二号の規定に従い第五十一条に規定する申請書の写を添付して、試験料に對し、免許人に対する建設許可を申請する。）

放送委員会は、前項の申請に對し、電波局の建設許可が與えられたときは、免許人に對し、放送委員会の建設承認を與える。この場合に於て、放送委員会は、当該設備の建設（以下を指定することができない）と認めたときは、その建設承認を取消すことができる。

（設置の検査）
第五十九條 放送委員会、前條の規定によつて承認を與えた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法（大正四年六月一日起）及びこれに基く命令（之に附する無線設備の検査について）は、電波廳と共同してこれを行うものとする。

2 前項の検査の結果、電波廳がこの法律の規定に適合していないときあるときは、放送委員会は、免許（をうき）に對し、検査の期日を指定する。

八、申請の免許

第五十七條 放送委員会は、前条の規定に基いて審査した結果、当該申請が、この法律の規定に適合するものであることを認めることには、申請書に対し、第五十三條に規定する免許を與える。但し、
2、前項に規定する免許の有効期間は、第六十條に規定する使用承認の日から五年とし、その後は一年毎に放送委員会に対し更新の申請をしなければならない。

八、建設承認

第五十八條 放送委員会は、前条の場合において、第九條第一項第二号の規定に基づく第五十四條に規定する申請書の写を添付して、認定に付し、発許人にに対する建設許可を申請する。
（放送法第41条）

放送委員会は、前項の申請に付し、電波局の建設許可が與えられたときは、発許人は付し、放送委員会の建設承認を與える。この場合に於て、放送委員会は、当該設備の建設期日を指定することができる。
（設置の検査）

第五十九條 放送委員会、前項の規定によつて承認を與えた放送設備の工事が落成したときは、これを検査しなければならない。但し、無線電信法（大正四年六月二十二日法律第一百六號）及びこれに基く命令に定める無線設備の検査については、電波廳と共同してこれを行うものとする。
2、前項の検査の結果、審査設備がこの法律の規定に適合していないときあるときは、放送委員会は、免許付与し、輸送の期日を半年

更仲人

居し。その點設置可否を議論せん。其の後、本件の使用権を取る。

二 発許の有効期間
三 呼出符等及び呼出名類

五

6

7

三

七

2

古文

西行日記
1924年
春
松井義之
著
新編
旅の記録

國立公文書館
National Archives of Japan

3 前項の場合に於て、放送委員會經免許人に代つて、九條第一項の規定に従い事務專に付し放送局の使用許可を申請する。

（免許の更新）

第六十一条 放送局の免許を受けた者は、免許の更新で申請しようとするときは、放送委員會に前項の申請書を提出しての許可を受けなければならぬ。

4 前項の申請は、免許の有效期間満了の日から六月以前八月を経てない期間において、これをしなければならない。

5 第一項の申請については、第五十六條及び第五十七條の規定を用する。

（免許の轉更の申請）

第六十二条 一般放送局の免許を受けた者が、第五十四条第一條乃至第七條の各項の變更申請しようとするときは、放送委員會にその申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

6 前項の申請については、第五十六条及び第五十九條の規定を準用せしめることとする。

7 但し、第五十九條の規定の準用は、工事設計の變更の場合に限る。

放送作業

8 放送委員會は、第一項の申請を審査した結果法律の規定に適合してゐると認めたときは、これを許可し、免許書の該記載事項を訂正しなければならない。但し、工事設計變更の許可であつ場合は、第五十九條の規定による検査に合意したときはこれを訂正する。

（免許書の拒否）

9 放送委員會は、放送局の免許若しくは免許の更新又は前條に規定する事項の變更の申請を審査した結果、法律の規定に適合していないと認めたときは、その申請を拒否する。

10 放送委員會は、前項の場合においては、第五章に定める審査手續を経なければならぬ。

（廣告放送等）

11 放送局の免許を受けた者は、廣告放送をなし又は其放送時間を他人に付与する場合においては、その料金を放送委員會

の場合はと共にこれにて一切の手續を終り得る。

(便り者放送)

第六五條 一 航空局不被予記載の航空局の結果を送り、公使を有する公職の係員又は他の候補者に於して其甲斐に就てさせばときは、その選舉に於ける他の候補者に於して同一時間に於て同一時間に於てされはならぬ。これは、にて一空飛行者に就し、該空飛行者にて該機種に提供された場合でも警告として表示された場合であるが止まる。

(止)

第六六條 一 航空局の免許を受けた者が、航空局を離止しようとするときは、一月前その旨を航空委員会に届けなければならぬ。

(名義の變更)

第六七條 一 航空局、航空委員会の認可を受けないで、その名

義人を變更し、運用を委託し、實質又は方法の如何かがわらす他人の(支拂ひ度さむ)に付さねばならぬ。

2. 前項の認可について、一空飛行者の免許の場合の例による。

(免許の取消又は棄権の停止)

第六八條 航空委員会は、一般航空局の機率を受けた者が元の各規則の一に該當すると認めた場合には、當該免許を取消し又は一日以内の期間を定めて、業務の停止を命ずることができる。

一 級五十四條又は第六十二條に規定する申請書又はこれに添えた手續を終なればならない。

但し、第五条による場合を除く。

(許可書等の違反した場合)

この法律又はこの法律に遙く該当する規則に違反した場合

旅運に關係ある他の法規又は國際海運に違反した場合

第六章に規定する點で犯して處せられた場合

正當な事由がなく引揚き一日以上旅運を休止した場合

該委員會は前項の取消の場合においては、第五章に定め又被程

手續を終なればならない。

六 第五章 審理手続、再審理及び訴訟

(審理手続)

第六十九條 第三十九條、第六十三條及び第六十八條の規定に依り、取扱委員會が審理手續を行う場合は、第六十九條乃至第七十五條の規定するところによる。

取扱委員會は、申請に提出する場合の全権分を行うにあたり必要とするものとしまして、職務により前項の審理手續を行うことができる。

(審理手續の開始)

第七十條 審理手續の開始は、申請人及び取扱委員會の必要と認められた者に對し、審査の要旨、審理期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送達してこれをを行う。

前項に對する以外の者で、審理の結果に利害關係を有すると思料する者は、關係人としてこの手續に参加することができる。

(代理人)

第七十一條 申立人若しくは取扱委員會人は、辯護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

第七十二条 取扱委員會は、審理上必要と認めるときは、申立て又は職務にて、申請人若しくは關係人の取扱委員會に對する出頭を請求して審理し、且つ、これらの者より意見を徵し若しくは報告させることとする。

取扱委員會は、審理上必要と認めるときは、申立てより又は職務にて、左に掲げる行爲をすることができる。

一、帳簿書類その他の物件の所持者に、その提出を求めること。
二、申請人若しくは關係人の取扱委員會その他必要な場所に臨んで、設備、乗務、帳簿書類その他について實地検査すること。
三、取扱委員會に對して、前項の行爲をさせる場合は、その旨の證書を携帯せなければならぬ。關係人のあらまじめの同意を表示させなければならぬ。
四、第一項に定める参考人口、取扱委員會規則の定めるところにより、所要の費用及び手當を請求することができる。

(主張と立証)

第七十三條 申請人 及しくは關係人は自己の主張を述べ、證據を提出で、且づ、前項第一項によりて出頭した申請人、關係人若くは参考人を尋問することができる。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならない。但し、個人の秘密を保つため又は公益上必要あるときは、この限りでない。

2 審理は、委員長へ委員長が故意であるとき行、副委員長以下同じ。がこれとを指揮する。

3 審理に際しては、調書を作製しなければならない。

(部分の議決及び通知)

第七十五条 政送委員會が、審理手続にて部分を終了とするときは、委員長及び三人以上の委員の合意によらなければならぬ。

2 前項の合意は、出席委員の過半數を越えて、これを決し、可否同意のとき、委員長の決するところによる。

3 前項の合意は、これを公開しない。

4 第一項の議決は、書面によりこれを通知しなければならない。

5 前項の通知書には、政送委員會の認定した事實及び理由を示さなければならない。

6 部分の執行は、通知書が送達されたときに生ずる。

(再審理の不當)

第七十六條 十未だ政送委員會の部分に不服のある者は、先づ本理由があるときは、 申訴することができる。が、本理由 として、再審理を申請することができる。

2 再審理の申請は、部分の通知を受けた日三十日以内に、理由を記載した再審理申請書を本政送委員會に提出して、これを行わなければならぬ。

3 再審理の申請は、原審の執行を停止しない。但し、政送委員會が必ず認めたときは、この限りでない。

(申請の却下)

第七十七條 放送委員會は、再審理申請書に基き、再審理を行ふ充分の理由があると認めたときは、申請書を受理した日から三十日以内に申識を却下することができる。

2 前項による却下は、通知書により、これを申請人に通知する。

(再審理の開始)

第七十八條 前條に上り却下する場合を除き、放送委員會は、申請書を受理した日より三十日以内に再審理を開始しなければならない。

(審理手續規定の準用)

第七十九條 第七十條^{乃至}第七十^四條^止の規定は、再審理にこれを準用する。

(決定)

第八十條 放送委員會が、再審理を終えたとき、決定を以て、原處分を

取消す。若しくは變更し又は取消す。

2 第八十三條^の規定に、前項の決定にこれを準用する。

3 決定書には、委員長及び合議に出席した委員が、これに署名捺印しなければならない。

4 決定書には、少數意見を附記することができる。

(訴の提起)

第五十一條 放送委員會の趣旨に對しては、再審理を申請した後でなければ裁判所に訴し、訴を提起することができない。

2 前項の訴に關しては、放送委員會を被告とする。

3 訴の提起は、再審理申請書の通知書又は再審理による決定書の副本の送達を受けた日より三十日以内にそれを行わなければならない。

4 再審理申請の却下に對する訴は、東京地方裁判所の管轄に屬する。

5 決定に對する訴は、東京高等裁判所の管轄に屬する。

(決定の效力)

第六十二條 訴の提起は、原處分又は決定の執行を停止しない。但し、裁判所が必要と認めたときは、この限りでない。

(記載の添付)

第六十三條 決定に對する訴の提起があつたときは、裁判所は審理なく取

送達員會に封し當該審判の記載の添付を求めなければならぬ。

(訴訟認定の拘束方)

第八十四條 前條による訴訟につけりては、取送員會の認定した事項は、これを立證する充分な證據があるときは、裁判所を拘束する。
前項に規定する充分な證據の有無は裁判所がこれを判断するものとする。

(事件の差戻)

第八十五條 裁判所は、決定を差戻することを相違と認めるときは、差戻すべき點を指示して、事件を取送員會に差戻すことができる。

(決定の取消及び差戻)

第八十六條 裁判所は、決定が左の各款の一にあたる場合は、これを取消し再び審理することができる。
一 決定が本院ところに上告を立訴する充分な證據がない場合
二 決定が憲法その他の法令を違反する場合

2 審判所は、決定の内容が、憲法その他の法令の適用について相違に過ぎ又は不當であると認めるとときは、これを差戻することができます。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、審理に定める手続手續等に關し必要な事項は、取送員會規則でこれを定める。

第六章 則例 刑

不法建設の罪

第八十九條 第五十七條第一項一第三十七條に於て準用する場合を含む。一の免許を受けた後放送設備をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪はこれを罰する。

不法放送の罪

第八十九條 左の各款の一に該當する者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。
一 第三十九條第一項又は第五十九條第十項の規定による許可を受けた後放送した者
二 第六十條第七項一第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による使用承認がないのに放送した者
三 第六十二條一第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による許可を受けないで放送した者

による許可を受けないで番号を變更して放送した者

四 第六十八條の規定により業務を停止された後放送した者

一目的外使用の罪
第二十九條第六條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

風俗壊亂事項放送等の罪

第九十九條 放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する者は、三万圓以下の罰金に處する。

第九十九條 携帯の乗員又は乗員が、その職務に關し賄賂を收受し又は貪利を要求する者は、約束をした者は、同様の罰に処する。
2 賄賂に規定する額を供與し又はその作成後もしくは約束をした者は、

第六章 惩罰則

不法建設の罪

第八十九條 第五十七條第一項、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の免許を受けないで放送設備をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪はこれを刪する。

不法放送の罪

第八十九條 左の各款の一に該當する者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。
一 第三十一条第一項又は第五十一条第十項の規定による許可未得免許を受けないで放送した者
二 第六十條第一項、第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による使用承認がないのに放送した者
三 第六十二條第一項に於て準用する場合を含む。一の規定

による許可を受けないで番組事項を變更して放送した者

四 第六十八條の規定により業務を停止された後放送した者

一目的外使用的罪

第九十条 第六條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一屢々壞滅事項放送等の罪

第九十一条 放送設備によつて屢々を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に處する。

一就職制限違反の罪

第九十二条 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

〔一報告又は酒出義務違反等の罪〕

一報告又は届出義務違反等の罪一
九十三條 第八條第一項第七號、第四十一條但書、第四十三條又は
第六十六條による報告等資料の提出若しくは届出を怠り又は虚偽の
報告等資料を提出し若しくは虚偽の届出をした者は、六ヶ月以下の
懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一業務執行妨害の罪

九十五

九十九條 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十八條乃至第九十一条の違反をしたときは、行為者を罰す

る外、その法人又は人間業者一出頭、陳述をしない罪等

る外、その法人又は人に蒙しても各本管の罰金刑を科す。
一出頭、陳述をしない罪等

九十本條 左の各號の一に該當する者は、これを五百圓以下の過料に處する。

に處する

する處分に違反して出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者

卷之三

二、第七十二條第二項第二號に上の物件の所持者が對する處分を
反して物件を提出しない者

二
三

（有線放送）

第九十七條 公衆の受信に供する目的を以て、電線路を使用して時事、教養、演藝等に関する事項を傳送するものに關しては、第三條、第四條、第五十條、第五十五條、第六十四條及び第六十八條（免許の取消の場合を除く）の規定を準用する。

（改正職）

第九十八條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、國会各會の放送に關し議見ある十五名以上（内議員からなる審議會を設置して、放送に關する政策を調査せしめ）この法律の

存續、改正又は廢止についてその勧告を求め、且つ放送委員會の意見を徵さなければならぬ。

- 2 内閣總理大臣は、前項期間内において必要があると認めらるときは、何時でも前項の規定による勧告及び意見を受けることを止む。
3 前二項の場合において、審議會が、本この法律を改正又は廢止すべきことを勧告したときは、内閣は、速かにその法律案を勧告書及び意見書の各原本と共に、國會に提出しなければならない。

有線漫遊

第九十七条 公衆の受信に供する目的を以て、電線路を使用して講事、教養、演藝等に関する事項を傳送するものに關しては、第三條、第四條、第六条、第五十五條、第六十四條及び第六十八條（免許の取消の場合を除く）の規定を準用する。

改、廢

第九十八條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内に、
内閣各官の放送に關し議見ある十五名以上の委員からなる
にて、内閣各官の放送に關し議見ある十五名以上の委員からなる
審議會を設置して、放送に關する政策を調査せしめ、この法律の

存續、改正又は廃止についてその勧告を求める。且つ放送委員会の意見を聽かなければならぬ。

内閣總理大臣は、前項規則内において必要なる事項は、尙時でも前項の規定による勧告及び意見を發することができ
る。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から九十日を経過した日からこれを施行する。

第一条委員の任期
第十一條 東洋電報株式会社の第一回の委員の任期は、内閣總理大臣の定めるところにより、平々一、二年、三年、四年として委員長たる委員は五年とする。

(協賀の設立)

第五條 日本電報株式会社は、この法律施行の日から六十日以内にこれを設立する。

社團法人日本電報株式会社は、この法律施行の日現在の帳簿價格によるとその資産及び負債との他、一切の權利義務並びに従業員を、前項の申請書にて、當社に引き渡さなければならぬ。但し、貢出資額は、未々されど良に返還するものとする。

第三条 委員會は、製立委員をして、本件設立の事務を處理させる。

第四条 設立委員は、當社を作成して、製立委員外の認可を受けなければならぬ。

第五条 前項の認可あつたときは、設立委員は、無効なく第二項の引継ぎをしなければならない。

第六条 前項の引継ぎを終つたときは、設立委員は、遅くその事務を終りて、設立に引合せかねければならない。

第七条 前項の引継ぎを受けたときは、社長、副社長、理事及び

監査官が前項の事務の引継ぎを受けたときは、社長、副社長、理

事の監査官は、遅く設立の登記をしなければならない。

第八条 下記の、設立の登記をすることによつて設立する。

第九条 本件が成立したときは、この法律施行の際現に存する社團法人日本電報株式会社は解散する。

第十条 この法律實質上施行された許可

第十一條 この法律の施行に付された許可並びに取扱無線電話の施設の許可及ぼての他の許可は、この法律の規定に過ぎ、取消、變更又は更新される事に有効とする。

一登録税法の改正

登録税法の一部を次のよう改正する。

第六条第一項中「恩給金庫力恩給債券」を恩給金庫又は日本
國庫に付記する事無く、改めて「恩給債券」を「恩給
債券又は恩給券」と改めることとする。

一總理府設置法の改正

總理府設置法 一昭和二十三年法律第

號一の一部を

次のように改正する。

第二條中「國家公安委員會」の次に「放送委員會」を加える。

第四條の表の中「國家公安委員會」の欄に左の表を加える。

放送委員會

放送法 一昭和二十三年法律第

號一

とめえり

一登録税法の改正一

登録税法の一部を次のように改正する
六 次第二項第一項中「恩給金庫力恩給債券」を「恩給金庫又ハ日本
國政府が此の権利を有する債券」と改め、記入欄トテ「左書記入欄又ハ
恩給債券又ハ」を「恩給
債券又ハ」に改める。
十九條第七號中「法令ニ依ル公幽」の下に「、日本放送協會」
を「公幽ニ歸スル法令」の下に「、放送法」を加える。

この法律施行前に生じた事については、方お従前の例に

仕事の事は、所長は二歳前後なり。筆記ヲウケタ
如一月足らず。此等は仕事の如クレハシ

(この法律の目的)

第一條 この法律は、放送を公共の利便、利益又は必要に合致するやうに經營すると共に、その自由を保障し、その健全な發達を圖ることを目的とする。

第二條 放送に附する國の政策は、左の通りとする。

- 一 放送業者が、情報及び教育の手段として、又國民文化の媒体として國民に最大の效果と営益とを齎することを保障すること。
- 二 放送を自由な表現の演壇として、その不偏不黨性と一体性とを保障すること。
- 三 放送に携る者の國民教育する直接の責任を設定することによつて、放送が健全な民主主義に奉仕し、且つそれを育成するようすること。

(定義)

第二條 この法律では、左の用語を各下記の意義に用いる。

- 一 「放送」とは、公衆に供する意図で行われる電気通信を送信し又は受信することをいう。
- 二 放送の左の五種に分ける。
- 三 漢字放送
- 四 電波放送
- 五 遠距離放送
- 六 電視放送(テレビジョン)
- 七 横書き放送(アクリシミル)
- 八 「放送業者」とは、放送設備による文字、形象、圖書又はそれらの組合せの放送

「國內放送」とは、日本の領土内で受信されることを想定する放送をいう。

「國際放送」とは、各種の放送が何れか一つ以上より日本の領土外に於いて受信されることを想定する放送をいう。

「播送機」とは、放送に使用する搬送波の周波数をいう。

「電力」とは、放送局の送信空中線に供給する電力をいう。

「放送設備」とは、放送に使用する無線設備をいう。それに演奏室設備、中継地點設備若しくはそれ等の附屬設備と無線設備の組合せをから放送局のことをいふ。

「放送局」とは、放送設備とその保守運用に必要な要員の組合せをいう。

「一般放送局」とは、日本放送監督會が認可した以外の放送局をいう。

「並行事業者」とは、日本放送監督會、一般放送局の免許を受けた者が又はその第三者をいう。

「受信設備」とは、各種の放送へ外國において行う放送を含む

の何れか一つ以上を受信することができる設備をいう。

「一般放送番組」とは、公衆に供する意圖で行われる電気通信をいう。

（普通放送の自由）
三條 何人も法律に定める権限によるのでなければ、放送番組に干渉し又はそれを制限することができない。

（ニュース記事）

第四條 ニュース放送は、正確に擲ける原則を守らなければならない。
一 ニュース記事は、取扱い規則を守らなければならぬ。

二 ニュース記事は、直接であると間接であると記載せず、公序を害するものを含んではならない。

三 ニュース記事は、事實に基づき且つ完全に編集者の意見を排除してもなければならない。

四 ニュース記事は、何等かの宣傳的意圖に合うように着色されなければならない。

五 ニュース記事の一小部分を特に強調して何等かの宣傳的意圖を強め

又は展開させてはならない。
いかなるニュース記事も一部の事實又は部分を省略することによつて歪められてはならない。
ニュース事項を記事化するには、何等かの宣傳的意圖を設け又は展開せんように、一つの事項が不自然に目立つような編集をしてはならない。

八 時事評論、時事分析及び時事系説は嚴格に前掲各號に従わなければならぬ。

(國際放送)

第五條 國際放送は、國際親善を図するものであつてはならない。外國において放送する目的で國內で番組を叢集する場合も同様とする。

(目的外便局の禁止)

第六条 放送設備及び受信設備は、許可され又は登記した目的以外の便局にてはならない。

第二章 放送委員會

(設置)

第七條 この法律の公正な實施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に放送委員會を置く。

第八条 放送委員會は、總理府の外局とし、獨立してその権限を行う。

第九条 放送委員會は、その権限を行うには第二十條及び第三十九條に規定する會議の議決を経なければならぬ。委員會は、第一回の議定する原則に従わなければならぬ。

(一般的権限及び職責)

第十条 放送委員會は、別に規定するものの外左に掲げる一般的権限及び職責を有する。

一一この法律によつて委託された権限及び職責を執行するため、放送委員會規則を制定すること。放送委員會規則は官報で公布する。

130

放送局の免許及び使用の承認を與え、拒否し、取消し更新を許可し又は免許事項の變更を許可する一切の權限。この權限は、電波廳の有する施設許可及び使用許可をする権限と協同して行わなければならぬ。通信告設直法（昭和二十三年法律第^一號）の規定に拘はらず、電波廳は放送の政策的事項に關し何等の權限を有せず又放送局の建設と運営に對する最終的決定権を有するものでない。

電波廳の行う施設許可及び使用許可に關しては、電波廳は、技術的運用の高基準を確保し及び他の無線通信に対する妨害を防ぐに必要な放送局の技術的設備及び技術運営の統制の範圍を越えてはならない。

電波廳の行う放送局の施設許可、使用許可及び周波數の指定又はその變更に對する申請及びそれらの條件で放送局を運営する電波廳は、その一切の申請並びにこれらに關する交渉は、すべて丘山良信に總山され、放送委員會において處理される。

放送委員會は、電波廳に對して、放送局の施設許可及び使用許可の手續をする。この場合においても電波廳は、前掲の規定に嚴格に従つて、放送委員會の申出を迅速に處理しなければならない。

申請者によつて放送委員會以外の者が提出された放送局に關するいかなる申請も、電波廳によつて受理され且つ處理されることはない。

放送設備及び受信設備に關し、必要な最低技術條件を制定すること。
但し、使用言語の型式、周波数の確定、電波の質、及び受信設備に關する事項については、少くとも電波法の定める技術基準を滿するものでなければならぬ。

この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、
その意見を内閣總理大臣に申出すること。

他の行政廳の所管に屬する事項であつて、この法律の目的達成上必
要な事項については、防暑行政廳に必要な勧告をすること。

放送事業者等、必要な報告若しくは資料の提出を命じ又はその帳
簿その他の記録を調査すること。

放送設備又は受信設備を検査すること。

不法に施設された放送設備を臨檢してその除却を命ずること。
放送に影響のある事柄に關する。國內及び國外の時宜に適し、且つ

該事項に於ける影響を入手し、これを第一條に規定する一般的政策に照して
分析し及び解釋すること。

十

現在及び將來の放送政策に關し、左に掲げる重要な問題を調査し、且
つ、公衆の利用できる報告書を以て内閣總理大臣に勧告をすること。
十一 放送地域の擴充及び公衆のあらゆる分野によつて公平に受信され
るよう、放送業務を改善すること。

十二 各組織の自由を具現する方法及び自由な表現を行うための不偏
不撫且つ公共的演壇として放送施設を容易に且つ公平に利用できる
ようとする方法。

十三 特殊の利益を代表するいかなる政治的、經濟的、社會的その他の
關係にも支配されない放送企業の責任ある經營形態の維持、
放送の品質及び業務の改善に重大な關係のある政府各機關の機能を
一層よく發揮することを據る手當。
十四 放送に對し政府の行う規律の性質、範圍及び制限を認する望まし
い取締の決定。
十五 教育の目的のためにする放送の利用。

十六 國際放送事業を管理する目的、組織及び方法の決定。

6

卷之三

内 原波源調査、模範、電報その他の種類の伝達機の開発方策の策定

四 その他委員會が重要と認める放送政策上の諸問題

十一 放送に關する國の政策の發展を促すこと及びそれらの政策に盛り立てる法令を立案し又はこれを建議すること。

十二 委員會は、その職責を果しその事務を行つては左記する事項を守らなければならぬ。

口 政府機關又は民間機關の放送業務、放送施設及び資料（統計資料も含む）を最大限利用すること。

口 必要と認める場合は、商業、工業、金融、労働、農業、教育、地方自治等の國民の代表者等の意見を聽すること。

口 個人又は團体によつて行われるすべての放送の後述に關する研究を奨励し及び援助すること。

こと。

四 他の政府機關から隨時應會される放送に關する問題を商討すること。

- 十三 委員會は、この法律の範囲内の事項に關し、自己の發意により調査を行ふ十分な權限を有するものとする。
- 十四 委員會が調査を行つたときは、これを文書とし、調査した案件及び委員會の決定又は結論を、關係資料を添附して、記述しなければならない。
- 十五 國際的又は地域的協定に關する放送政策を決定し委員會が必要と認め、ときは、これに參加すること。
- 十六 前項第七號の放送設備又は受信設備の検査に關する事項は、前項第七號の放送設備又は受信設備の検査を行う職員には、その手元に持つて置くことのできる證票を携帯させなければならない。
- ハ構成
- 第九條 放送委員會は、委員五人を以て、これを組織する。
- 2 委員の中、一人を委員長、一人を副委員長とする。
- ハ委員の任命
- 第十條 委員は公共の利益に關して公正な判断をすることができる、且つ卓越した廣い経験と識見を有する年齢三十五年以上の者の中から、國務の承認を経て、内閣總理大臣がこれを任命する。
- イ その職務の一に該當する者は、委員となることをできない。
- 一 治療者若しくは準治療者又は破産者で復權を得ない者
- 二 犯人以上がに處せられた者又は第七章に規定する罪を犯し處せられた者
- 三 國家公務員であつて感覚免職の處分を受け、當該處分の日から二年を超過しなる者
- 四 日本憲法施行の以前に於いて、日本憲法又はその下に成立した政府又はこれに加入した者
- 五 政黨の役員ハ任命の日以前一年間に於いて、これに該當した者を含む)但し役員の範囲は放送委員會規則でこれを定める。

七 放送用送信機又は受信機（附し機器を含む。）の製造業者、販賣業者、放送設備の建築者、業者、放送事業者若しくは放送設備の所有者これらの者が法人であるときはその他の名稱の如何にかかわらずこれを同等以上の職権又は支配力を有する者、又はこれらの事業を金融上重大な損害關係を有する者、若くはその事業の株式の十分の二以上を所有する者ハ任命の日以前一年間ににおいてこれに該當した者（れ）。

八 脇に掲げる事務の同様者團体の役員その他名稱の如何にかかわらずこれを同等以上の職権又は支配力を有する者ハ任命の日以前一年間ににおいてこれらに該當した者を含む。一
九 利用するに當る者は主として放送に依存する事業者か法人でもさることなく、その役員その他名稱の如何にかわらず、これを上記の事務に從事する者ハ任命の日

以前一年間ににおいてこれに該當した者を含む。一

三十 種類の任命については、その中の三人以上が同一の政黨に属する者となるこことなつてはならない。

八、宣言及び服務

十一 委員は、任命後、最高裁判所長官の面前において、成規の宣誓に署名してからでなければその職務を行つてはならない。

十二 國家公務員法第三百七条の規定は第九十七條、第百三條、第百四條、第百六條の規定を除く外、左表にこれを準用する。
ハ兼職の禁止

第十二條 委員は、他の職に就くことができない。

八、任期

第十三條 委員の任期は五年とする。但し、補缺の委員は前任者の残任期間を任する。

2

委員はこれを再任することができる。

ハ退職

第十四條 委員は、左の各號の一に該當する場合においては、當然退職するものとする。

一 第十條第二項各號の一に該當するに至つた場合

二 内閣總理大臣の訴追に基き、公開の事務手續により、罷免を可とするに決定された場合

三 前項第二號の規定による革謫の事由、左に掲げるものとする。

一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと。

二 職務上の義務に、違反し、その他委員たるに適しない非行があること。

ハ罷免

第十五條 内閣總理大臣は、國會の承認を経て何時でも三人以上の委員が同一政黨に所属するに至つた場合、これらの委員を罷免する。

2 前項の場合を除く外委員は、その意に反して罷免されることがな

ハ彈劾

第十六條 委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

2 内閣總理大臣は、委員の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

3 内閣總理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の、
寫を訴追に係る委員に送付しなければならない。

- 4 委員裁判所は、第一項の事務を受託した日から三十日以上九十日以内のうちに、おいて裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣總理大臣及び訴追に係る委員に、これを通知しなければならない。
- 5 最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならぬ。
- 6 委員の争初の裁判の手續は、裁判所規則でこれを定める。
- 7 裁判に要する費用は、黒庭の負擔とする。
- 8 債給

第十七條 委員長は、國務大臣の俸給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は一般國務大臣の俸給を乞うる各省次官の最高俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

8 送員は、任期満了して退職した場合には、退職時の俸給月額に在職月數を乗じた額の加割相当額の範囲以内で、その功績の度に従い、放き送委員會の裁により決定した退職手當を受けることができる。

9 委員が、在職中死亡した場合も前項の例による。

ハ 退職後の就職の制限

第十八條 委員であつた者は、その退職後一年間は、第十條第一項第七號乃至第九號に掲げる職についてはならない。

ハ 委員長及び副委員長

第二十九條 委員長及び副委員長は、委員の中から、内閣總理大臣かこれを充てる。

3 委員長は、以送委員會を代表し、その會議を主宰する。

3 副委員長は、委員長が事故あるときは、その職務を代行し委員長か

委員のときはその職務を行う。

(ハ) 会議及び手續

第二十條 放送委員會は、放送委員會規則の定めるところにより、一定の場所において少くとも一週間に一回定期會議を開催することを常例としなければならない。但し、必要ある場合においては、定期以外の會議は他の場所において開催することができる。

2 放送委員會の會議は、委員長又は副委員長若くはその兩者を含み少くとも二委員長事故あるときは副委員長三人以上の委員の出席なければ、議事を開き議決することができない。

3 放送委員會の會議の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。但し會議の議事はすべて議事録として記録して置かなければならぬ。この法律に別に規定する場合を除き、この記録は公衆の閲覧のため公開されなければならない。

5 事務局長又はその正當な代理人は、幹事として會議に出席し、前項の議事録の作成に當る放送委員會の會議の議事に關し、その他の必要な事項は、放送委員會規則でこれを定める。

(ハ) 事務局及び地方事務局

第二十一條 放送委員會に事務局を置き、放送委員會の機関に属する事項に關する事務を掌らしめる。

2 放送委員會事務局の事務の一部を分掌させるため、地方事務局を置く、地方事務局の名稱、位置、所掌事務の範囲及び管轄區域は、政令でこれを定める。

(ハ) 放送政策の報告

第二十二條 放送委員會は、内閣總理大臣を經由して、國會に對し、毎年

常會開會後六十日以内に、この法律の施行状況及び左に掲げる事項を記載した放送政策報告書を提出しなければならない。

一 放送の現狀、それには、放送に關する組織、施設、提供業務分布及び財政並びに放送に關連して國民に重要な影響のある社會的、經濟的、政治的、文化的、その他の一切の一般的事象を含むものとする。

二 放送の將來の發達に重大な影響のある技術的、工學的、經濟的、文化的等の事柄の現在及び將來に亘る進歩及び推移

三 放送業務の管理條件を規定している國の政策に關する勸告に依り改變

四 法律によつて設定された政策・監督組織・運營組織又はその監督の遂行につき申出のあつた變更を實現するための法規の制定及び改廢に關する建言

五 その他この法律の目的達成に關連すると思はれる重要な事項

2 放送委員會は、總一條に掲げる日本放送協會の毎事業年度の貸借對照表、財產目錄、損益計算書を内閣總理大臣を經由して國會に報告すると共に、これを公告しなければならない。

3 放送委員會は、前二項に掲げる場合の外、必要と認めた場合又は國會の要求あつた場合は、放送に關連する事項につき附屬報告又は特別報告を、内閣總理大臣を經由して、國會に提出しなければならない。

第三章 日本の元老院

(協会の設立)

第二十ニ三條 放送を公共の福祉に必要な無く行うことを目的として、日本連邦議會（以下協會といひ）を設立する。

2 委員は法人とし、勵進、不動産及びその他の資本を有せし者であることができる。

但し、剩餘金その他の收入ある場合はそのすべてを協會の目的達成のためにのみ用いなければならぬ。

(部會の業務)

第一条 放送を興行するに當り、前項の目的を達成するため、左に掲げる業務を行ふ。

一 聚會に興えられたライセンスに従い、公衆の利益のため放送を行ふことと目印として地方的、地域的及び全國的放送施設を設置し、運営し及び維持すること。

二 標準放送及び送波放送により、國際連絡を行うため、必要な政府の提供する施設を使用し又はみずから通信網を施設しこれを經營すること。

三 放送番組を編集し、放送すること。

四 放送番組編集上必要な楽團、音楽團等の維持養成及び助成すること。

五 協會により放送せらるべきことを主な目的とする公演演奏會その他の娛樂の催を組織し運営し又は助成すること。

六 放送の普及興進に必要な出版物の販賣をすること。

七 放送の進歩發達に必要な研究技術に寄附の贈与する事。

八 放送の運営に必要な資金の調査、監督、運営する事。

九 放送の運営に必要な資金の調査、監督、運営する事。

他に該會の管轄に於ける大なる事務を運営して運営する事。

究及に實用化の実績を以て実績ある事に於ける事。

ニュース及び情報収集すること及び通信社を設立し又はこれに参加すること。

協会の目的達成を助長するため、文學、音樂その他の藝能作品の著作権を取得すること及びこれらの記録を作成すること並びに著作権を使用し、使用を承認し又は利用すること。但し、放送する目的以外で著作権を公演その他の目的のために使用することを放送協会に認めるものではない。

特許を申請して取得し、又は買収その他 の方法で取得すること及び協会の目的達成に有効な發明に關係ある秘密其の他の情報を運用し又は共同する實施権を取得する契約をすること。

十一 法律で制限された場合を除き、協会の負担負、前從事員及びその家族の福利に立ちよるような福利、施設、基金、信用及びその他の特典を決定し、財政すること及びそれらのものの退職金及びその他手當の額度を設け並ばにそれらのものの福利のための支出を実施すること。

第二十五條 協會は、主たる事務所を東京都に置き從たる事務所を必要とす場合に置くことができる。

第二十六條 協會は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。
（一）事務所の所在地
（二）目的
（三）事務所の業務
（四）設立の年月日
（五）役員の氏名及び住所
（六）前項に定めるものゝ外、登記に際して必要な事項は、放送委員會規則でこれを定める。

第二十七條 協會は、左の事項を登記しなければならぬ。

- （一）目的
（二）名稱
（三）事務所
（四）設立の年月日
（五）役員の氏名及び住所
（六）前項に定めるものゝ外、登記に際して必要な事項は、放送委員會規則でこれを定める。
- （七）第一項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗する出来ない。
- （八）二十八條、協會に役員として、理事七人、監事二人を置く。

会員のうち一人を會長、一人を副會長とする。

（選舉會）

二十九條 理事を以て、選舉會を構成する。

（選舉會の選舉業務を審議する。）

（役員の職務）

第三十條 會長は協會を代表し、その業務を總理し、理事會主宰とする。

副會長は、會長に、事故のあらときけの職務を代行し、會長が缺員のときに、その職務を行う。

副會長及び理事は、會長を補佐して協會の業務を掌理する。

理事は、協會の業務を監査する。

（役員の任命）

第三十一條 會長、副會長及び他の五名の理事は放送に關して指揮權

を有する年令三十五年以上の者の中から、放送委員會が多數投票に

議見

より國會の同意を經て、之を任命する。

監事は、事業計算に關して議見を有する者の中から放送委員會がこれを任命する。

役員一監事を除く一の任命についてけ、第七條第二項の各號及び第三項の規定を準用する但し同條第二項第七號のうち放送事業者及び放送施設の所有者又は、これらの者が法人であるときは、この役員その他名稱の如何に拘らずこれを同等以上の職權又は支配力を有する者を除き、同條第三項に「三人以上」とあるのを「四人以上」と読み替える。

（役員の任免）

第三十二條 役員の任免は、監事とす。監事は、議決の役員は、監事の監督権を有する。

（監督の禁止）

（監督の禁止）

第三十三條 協會の役員は、放送委員会の承認した場合を除くの外、
他の職に就くことができない。

一 役員の退職

第三十四條 役員は第十一條第二項各款の一に該當するに至つた場合においては、當然退職するものとする。但し、第七號の放送事業者及び放送設備の所有者又はこれらの者が法人であるときは、その役員その他名稱如何に拘らず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を除く。

一 僕元

第三十五條 放送委員会は、國會の承認を経て、左に掲げる協會の役員を解任する。

- 一 理事のうち四人以上が同一の政黨に所属するに至つた場合におけるこれらの理事
- 二 職務上の義務に違反し又は職務を怠つた役員

一 民法等の準用

第三十六條、民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手續法第三十五條第一項の規定は、協會にこれを準用する。

一 放送局の施設

第三十七條

(受信料)

- 第三十八條 協會によつて提供された種類の放送を受信することのできる機械を裝置した人から受信料を徵收することが出來る。
- 2 前項の受信料の額については、一年毎に放送委員會の認可を受けなければならぬ。一年内にこれを變更しようとするときも同様とする。
- 3 放送委員會は、前項の場合においては、第六章に定める審理手續を経なければならぬ。
- 4 協會が、第一項の受信料の徵收方法その他に關し、受信者と締結する契約事項についてはあらかじめ放送委員會の認可を受けなければならない。これに變更しようとするときも同様とする。
- 5 協會は、受信料の徵收に關する事務を運営省に委託することができる。
- 委託を受けた運営省は相互協約の條件に従つて受信料の徵收を行う。

(貸借對照表等の承認)

- 第三十九條 協會は、毎事業年度毎に貸借對照表、財産目録及び損益計算書を作成し毎事業年度經過後二ヶ月以内に、これを放送委員會に提出し、その承認を受けなければならぬ。
- （放送債券及び借入金の認可）
- 第四十條 協會は、放送設備の建設若しくは改修資金に充てるため、放送委員會の認可を受けて放送債券を發行することができる。
- 2 前項の放送債券の發行の限度は十五億圓とする。
- 3 前二項に定めるものの外、放送債券に關し必要な事項については、放送委員會規則の定めるところにより商法の社債に關する規定を準用する。
- 4 協會は借入金現在高一億圓を超えて借入金をしようとするときは、その度毎に放送委員會の認可を受けなければならぬ。

(放送の休止及び廢止の認可)
第四十一条 協會は、放送委員會の認可を受けた後でなければ、その放送局を廢止し又はその放送を休止することができない。但し、不可抗力に因り休止したときは、速かにその旨を、放送委員會に届出なければならない。

(放送に関する研究)

第四十二条 放送本邦^{日本}は、放送の進歩發達を圖るため必要と認められたときは、協會に對し、第二十四條第七項の範圍内で事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 前項の場合において要した費用は、國がこれを負擔する。

3 前二項の規定によつて行われる研究の成績は、全放送事業を含む公共の利益にならなければならない。

(會計監査等)

第四十三條 放送委員會は、協會に對し、その財産狀況の報告を命じ

又は所都の官吏を派遣して、その監査をさせることができるもの。

(國際放送の費用負擔)

第四十四條 協會の行う國際放送の經費は、國がこれを負擔する。

(協會の放送禁止事項)

第四十五條 協會は、時事に關し自己の意見を放送してはならない。

(番組の編集)

第四十六條 協會の番組の編集は、國民の要望を満すよう最善の努力を拂わなければならぬ。この目的を達成するため協會は、受信者の番組に對する意向を確めるため、科學的輿論調査を定期的に、且つ、繼續して行はなければならない。

2、協會は、番組編集にあたつては左記に從ふなければならぬ。
一 受信者に對し、出来るだけ完全に公けに問題となつてゐる事項を報道しなければならない。但し、編集者の意見を加えてはならない。

二 論争暴評に對するあらゆる意見を代表する責任ある者を紹介し、
登場させることによつて、すべての角度から論争を明かにするこ
と。

三 協會の適當と認めるあらゆる方法により、成人教育放送及び學
校放送を進展させること。

四 音楽、文學及び娛樂の分野において、たえず最善の文化的な番
組を放送すること。

(協會の番組公平)

第四十七條 協會の放送番組の編集は、政治的に公平でなければなら
ない。
2 公選による公職の候補者に、その政見の放送を許したとき又は選
舉運動演説をさせたときは、その選舉における他の候補者に對して
も申出により同一施設を使用し、同一條件の時間において、同一時
間數を與へなければならぬ。

これは日本放送協會の全放送網にも、個々の放送局にも適用せられ
る。

(廣告放送の禁止)

第四十八條 協會は表示方法の如何にか、わらず營業の廣告を放送し
てはならない。

(財產に對する制限)

第四十九條 協會は、放送設備の全部若しくは一部の管理を委託し、
賃貸し、擔保を共し又は方法の如何に拘かわらず他人の支配に屬さ
せてはならない。

2 協會は、放送委員會の認可を受けなければ放送設備の全部若しく
は一部を譲渡又は處分することができない。

(商業の免稅)

第五十条 協會には所得稅及び法人稅を課さない。

2 都道府縣、市町村又はこれに準ずる者は、協會の事業に對して、

地方税を課すことができない。

(協会の土地收用權)

第五十一條 協会の營む放送事業は、土地收用法第二條の土地收用又は使用することのできる事業とし、同法を適用する。

(解散)

第五十二條 協会の解散については、別に法律でこれを定める。

第四章 一般放送局

(免許)

第五十三条 一般放送局を開設しようとする者は、放送委員會の免許を受けなければならぬ。

(免許の申請)

第五十四条 前條の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、放送委員會に提出しなければならない。

(企業目論見)

工事設計

放送事項

放送設備の位置及び所有者

放送の種類(國際放送であるときはその旨)

放送事項

放送時間及び放送区域

工事落成及び放送開始の予定期日

その他放送委員會が必要と認める事項

(免許申請者の資格)

第五十五条 左に掲げる者は、前條の免許を申請することができない。

一 日本の國籍がない者

外國政府又はその代表者

外國法人又は團體

法人又は團體であつて、日本の國籍がない者か、その代表者となつてゐるもの

五 法人又は團體であつて、日本の國籍がない者が、その役員の三分の一以上又は、議決權の五分の一以上を占めるもの

(申請の審査)

第五十六条 放送委員會は、第五十八條に規定する申請書を受理した

ときは、前條及び左の各項に掲げる事項を考慮して、審査しなければならない。但し、第四號の審査項目について、電波局と協議するものとする。

- 一、當該放送局の設置が第一條の規定に合致するものであること。
- 二、當該放送局の放送設備の技術的設計が、放送委員會規則の定める最低技術條件を満すものであること。
- 三、當該放送事業の財政的基礎が、その企業を維持するに足るものであること。
- 四、電波局の行う電波監理に支障のないこと

放送委員會は、申請の審査に際し必要があるときは、申請者に、出頭又は資料の提出を求めることができる。

(申請の免許)

五十七條 旅客委員會は、前項の規定に依りて審査した結果、當該申請がこの法律の規定に適合するものであると認めるとときは申請者に許し、第五十三條に規定する免許を頒发する。

2 前項の場合において、旅客委員會は申請者に代つて第十九條第一項の規定に従つて、青函隧道到着五十四條に規定する申請書添付して繰縫電報法（大正西元六月二十六日規）に該く施設許可を申請する。

3 前項の施設許可是、電報事務よりの許可を旅客委員會より申請者が第一項に規定する免許の有效期間は使用の承認の日から五年にして、その後は一年毎に旅客委員會に對し更新の申請をしなければならぬ。

(改修の規定)

五十八條 旅客委員會は、前項の免許を換えるに當つては當該設備

の要成期日を指定することができる。

2 前項によつて期日を指定し、その期日までに落成しない場合は、旅客委員會は、その遅延が不可抗力その他の正當な事由によるものでないと認めたときは、その免許を取消すことができる。

(設備の検査)

五十九條 旅客委員會は、前項の規定によつて許可を與えた設備は、前項に依つて期日を指定し、その期日までに落成しない場合は、これを検査しなければならない。但し、前項の規定に定める無類設備の検査については、委員會と共同してこれを行ういとくをとほめるときは、旅客委員會は、申請者に許し、検査の期日を指定して、その改修を命ずることができる。

3 検査第二項の規定は、前項の場合に、これと適用する。

(費用の承認)

六十條 旅客委員會は、前項の規定によつて行つた検査の結果が法律の規定に適合していろと認めたときは、受許人に對し當該設備の費用の承認を與える。

前項の場合に於て、該社委員會は免許人代つて第十九條第一項の規定に従い申請を以てしめ認可の使用許可を下諾する。

(免許の更新)

第六十一条 沿海港の免許を受けたるか、或るの更新を申請しよつとすふときび、該社委員會にその申請書を提出しその許可を受けなければいけばならない。

2 前項の申請は、免許の有效期間満了の日から六月以前八月を過ぐる期間において、これをしなければならない。

3 第一項の申請については、第五十六條及び第五十七條の規定を用する。

(免許の継更の申請)

六十一條 一帶航路の免許を受けたるか、第五十四條第一款乃至第七条のあ項の變更を申請しようとするときは、該社委員會はその第一款を異りしその許可を受けなければならぬ。

2 本項の甲請については、第五十六條及び第五十九條の規定を適用する。

3 該社委員會は、第一項の甲請を審査した結果法規の規定に適合する。但し、第五十九條の規定の適用は、工事設計變更の場合に限られる。

4 該社委員會は、第一項の甲請を審査した結果法規の規定に適合しないと認めたともいこれで許可し免許状の該當箇句を訂正し、又行はばならない。但し、工事設計變更の許可である場合に、十九條の規定によろ検査附されたときにこれを罰正する。

(免許等の拒否)

5 第三條 成績證明書は、該社の資格若しくは免許の更新又は前半の規定による該項の變更の甲請を審査した結果、法規の規定に適合しないと認めたときは、その申請を拒否する。

6 第四條 一帶航路の免許を受けたるか、該許可を以てしめ又は前半の規定による該項の變更を他人に與する場合においては、その料金を支拂ひ得ない。

(廣告放送等)

7 第四條 成績證明書は、該社の資格若しくは免許の更新又は前半の規定による該項の變更の甲請を審査した結果、法規の規定に適合しないと認めたときは、その申請を拒否する。

が提出すると共にこれを公示しなければならない。

(候補者公示)

第六十五條　國々の一般放送局又はそれ等の放送局の結合を通じ、公選による公職の候補者にその政界の説教を許したとき又は選舉運動演説をさせたときは、その選舉における他の候補者に對しても、申出により同一施設で併用し同一講演の時間において同一時間數を與えなければならない。これは、はての一一般放送局に對し、放送時間が無ければならない。これは、はての一一般放送局に對し、放送時間が無ければならない。これは、はての一一般放送局に對し、放送時間が無ければならない。これは、はての一一般放送局に對し、放送時間が無ければならない。これは、はての一一般放送局に對し、放送時間が無ければならない。

(停止)

第六十六條　一般放送局の免許を受けた者が、放送業を停止しようとするときは、一ヶ月前にその旨を放送委員會に届けなければならぬ。

(名義の變更等)

第六十七條　一般放送局は、放送委員會の認可を受けないで、その名

義人を變更し、運営を委託し、賃貸し又は方法の如何にかくわらず他人の支配に屬させてはならない。

前項の認可については、一般放送局の免許の場合の例による。

(免許の取消又は業務の停止)

第六十八條　放送委員會は、一般放送局の免許を受けた季から年の各該の一に該當すると認めた場合に、營業免許を取消し又は一箇以内の期間を定めて、業務の停止を命ずることができる。

第六十九條　第六十二條に規定する由譲書又はこれに添えた手續を経なければならぬ。但し、無五箇月による場合を除く。

登録に、虚偽の事實を記載した場合

免許状記載事項に違反した場合

この法律又はこの法律に基く放送委員會規則に違反した場合

正當な事由がなく引續き一月以上放送を休止した場合

放送委員會が前項の取消の場合においては、第五章に定める審理

第六章に規定する罪を犯して處せられた場合

正當な事由がなく引續き一月以上放送を休止した場合

放送委員會が前項の取消の場合においては、第五章に定める審理

第五章 審理手續、再審理及び訴訟

(審理手續)

六十九條 第三十八條、第六十三條及び第六十八條の規定により、放送委員會が審理手續を行う場合は、第六十九條乃至第七十五條の規定するところによる。

2 放送委員會は、前項に掲げる場合の外、要分を行ったり必要と認めるとときは、該権により前項の審理手續を行うことができる。

(審理手續の開始)

第七十條 審理手續の開始は、申請人及び放送委員會の必要と認める關係人に對し、審査の長旨、審理期日及び場所並びに出席を求める旨とした審理開始通知書を送達してこれを行う。

12 前項に舉げる以外の者で、審理の結果に利害關係を有すると認められる者は、關係人として、この手續に參加することができる。

(代理人)

第七十一條 申請人若しくは關係人は、辯護士その他適當と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

第七十二條 放送委員會は、審理上必要と認めるときは、申立てにより又は職権を以て、申請人若しくは關係人を審理し、又は参考人に出席を求めて審理し、且つ、これらの者より意見を徵し若しくは報告させることができることとする。

2 放送委員會は、審理上必要と認めるとときは、申立てにより又は職権を以て、左に掲げる行爲をすることができる。

- 一 較簿書類その他の物件の所持者に、その提出を求めるごとく
- 二 申請人若しくは關係人の取扱いその他の必要な場所に臨んで、設備、用具、較簿書類その他のついて實地検査すること
- 三 放送委員會の職員をして、前項の行爲をさせる場合に、その旨の證券を携帯させなければならぬ。
- 4 第一項に定める参考人は、放送委員會規則の定めるところにより、料金の費用及び手當を請求することができる。

(王張と立證)

第七十三條 申請人若しくは被保人は自己の主張を述べ、證據を提出で、且つ、前候第一項により、横頭した申請人、障保人若しくは参考人を訊問することができる。

(審理の公開等)

第七十四條 審理は、これを公開しなければならない。但し、個人の秘密を保つため、又は公益上必要あるときは、この限りでない。

2 審理は、委員長(委員長事故あるときは、副委員長以下同じ)がこれを指揮する。

3 審理に際しては、調書を作製しなければならない。

(處分の議決及び通知)

第七十五條 放送委員會が、審理を経て處分を決しようとするときは、委員長及び三人以上の委員の合議によらなければならぬ。

2 前項の合議は、出席委員の過半数を以て、これを決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

3 前項の合議は、これを公開しない。

4 第一項の議決による處分は、書面によりこれを通知しなければならない。

5 前項の通知書には、放送委員會の認定した事實及び理由を示さなければならない。

6 處分の效力は、通知書が送達されたときこれ生ずる。

2 再審理

第七十六條 すべて被保人の處分に不服のある者は、充分な理由があるときに限り、放送委員會に對して、再審理を申請することができる。

2 再審理の申請は、處分の通知を受けた日より三十日以内に、理由を記載した再審理申請書を、放送委員會に提出して、これを行わなければならぬ。

3 再審理の申請は、原處分の執行を停止しない。但し、放送委員會が当委と認めたときは、この限りでない。

(申請の却下)

第七十七條 放送委員會は、再審理申請書に基き、再審理を行う充分の理由か否かと認めたときは、申請書を受理した日より三十日以内に申請を却下することができる。

2 前項による却下は、通知書により、これを申請人に通知する。
(再審理の開始)

第七十八條 前條により却下する場合を除き、放送委員會は、申請書を受理した日より三十日以内に再審理を開始しなければならない。

(再審理手續規定の準用)

第七十九條 第七十八條乃至第八十二條の規定は、再審理に準用する。

(決定)

第八十條 放送委員會が、再審理を終えたときは、決定を以て、原處分を取消し若しくは變更し又は取消す。

2 第八十三條各項の規定は、前項の決定にこれを準用する。

3 決定書には、委員会及び合議庭出席した委員が、これに署名捺印しなければならない。

4 決定書には、少數意見を附記することができることとする。

(訴の提起)

第八十一條 放送委員會の處分に對しては、再審理を申請した後でなければ裁判所に對し、訴を提起することができない。

2 前項の訴に對しては、放送委員會を被告とする。

3 訴の提起は、再審理申請却下の通知書又は再審理による決定書の送達を受けた日より三十日以内にこれを行わなければならぬ。

4 再審理申請の却下に對する訴は、東京地方裁判所の管轄に屬する。

5 決定に對する訴は、東京高等裁判所の管轄に屬する。

(決定の效力)

第八十二條 訴の提起は、處分又は決定の執行を停止しない。但し、裁判所が必要と認めるときは、これ限りでない。

(記録の送付)

第八十三條 決定に對する訴の提起があつたときは、裁判所は過疎なく並

必委員會に對し當該事項の記錄の送付を求めなければならぬ。

(事實認定の拘束力)

第八十四條 前條による訴訟について、原告委員會の認定した事實は、これを立證する充分な證據があるときは、裁判所がこれを判斷するものとす。

2 前項の規定する充分な證據の有無は裁判所がこれを判斷するものとす。

(事件の差戻)

第八十五條 裁判所は、決定を變更することを相當と認めたときは、これをべき語を指示して、事件を原告委員會に差戻さとがである。

第八十六條 裁判所は、決定が左の各號の一にあたる場合は、これを取消し又は變更する事ができる。

1 決定が本件に對する元の證據が不足の場合

2 決定が憲法その他の法令に違反する場合

2 裁判所は、決定の内容が、憲法その他の法令の趣旨について誤解したとき又は不當であると認めるときは、これを變更する事ができる。

(規則委任事項)

第八十七條 この法律に定めるものを除き、本件に定める事項を手続及び審理に關し必要な事項は、原告委員會規則でこれらを定める。

（不法建設の罪）

第八十八條 第五十七條第一項～第三十七條に於て準用する場合を除む。一の免許を受けないで放送設備をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪はこれを罰する。

（不法放送の罪）

第八十九條 左の各項の一に該當する者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

- 一 第三十七條第一項又は第五十七條第一項の規定による許可又は免許を受けないで放送した者。
- 二 第六十條第一項～第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による使用承認がないのに放送した者。
- 三 第六十二條～第三十七條に於て準用する場合を含む。一の規定による許可を受けないで免許事項を變更して放送した者。

四 第六十八條の規定により業務を停止された後放送した者（目的外使用の罪）

第五十條～第六條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

（風俗壊亂事項放送等の罪）

第九十一條 放送設備によつて風俗を害する事項を放送した者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

2 放送設備によつて、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者は、七年以下の懲役に處する。

（就職制限違反の罪）

第九十二條 第十九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一報告又は届出義務違反等の罪

第九十三條 第八款第一項第一號、第四十一條但書、第四十三條又は第六十六條による報告、資料の提出若しくは届出を怠り又は虚偽の報告、資料を提出し若しくは虚偽の届出をした者は、六ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一業務執行妨害の罪

第九十四條 第八款第一項第一號、第四十三條又は第七十二條第二項第二號により、官吏が調査、検査又は監査する場合、これを拒み、妨げ若しくは忌避した者は、六ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一兩罰規定

第九十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し第八十八條乃至第九十一條、第九十三條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰す

る外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。
一出頭、陳述をしない罪等

第九十六條 左の各號の事に該當する者はかそれを五百圓以下の過料に處する。

一 第七十二條第一項の規定による申請人、關係人又は参考人に対する處分に違反じて出頭せず、陳述をせず若しくは虚偽の陳述をし又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
二 第七十二條第二項第一號による物件の所持者に對する處分に違反して物件を提出しない者

第七章 雜 則

（有線放送）

第九十七條 公衆の受信に供する目的を以て、電線路を使用して時事、教養、演藝等に関する事項を傳送するものに關しては、第三條、第四條、第六條、第五十五條、第六十四條及び第六十八條の免許の取消の場合を除くの規定を準用する。

（改廢）

第九十八條 内閣總理大臣は、この法律施行の日から五年以内において、國民各層の放送に關し識見ある十五名以上の委員からなる審議會を設置して、放送に關する政策を調査せしめ、この法律の

存續、改正又は廢止についてその勧告を求め、且つ放送委員會の意見を徵さなければならぬ。

2 内閣總理大臣は、前項の期間内において必要があると認めるときは、何時でも前項の規定による勧告及び意見を徵することができる。

附 則

(施行期)

第一項 この法律は、公布の日から施行する。但し、施行した日からこれを施行する。

(第一期委員の任期)

第二条 施行委員會の第一期の委員の任期は、内閣總理大臣の定めるところにより、天々一年、二年、三年、四年とし、委員長たる委員は五年とする。

(協議の設立)

第三条 日本復興協會は、この法律施行の日から六十日以内にこれを設立する。

2. 取締法人日本復興協會は、この法律施行の日現在の帳簿價格による次の資産及び負債との他、一切の権利義務並びに從業員を、前項の範圍内に、逐一に引き渡さなければならぬ。但し、販賣出資額は、夫々これにて賃貸に返還する。

3. 改善委員會は、設立委員をして、協議設立の事務を處理させる。

4. 設立委員は、定款を作成して、批准を申請せられ認めを受けなければならぬ。

5. 前項の認可があつたとき、設立委員は、専務なく第一項の引き継ぎをしなければならない。

6. 前項の引継ぎを終つたとき、設立委員は専務なくその事務を専務の委員長に引き継かなければならない。

7. 権利が前項の義務の引継ぎを受けたときの、専務、副専務、理事及び監査の全員は、専務なく設立の登録をしなければならない。

8. これは、上記の登記をすることによつて成立する。

9. 本規則は、本規則が成立したときは、この法律施行の時起算する社團法人日本復興協會の規則とする。

10. 他の法律實施前に公された野松正、内閣總理大臣の許可及び取締者等の施設の許可及ぼての他の許可は、この法律の規定に基き、取消、參更又は更新される事なれど有効とする。

（一）登録税法の改正

第五条 登録税法の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項中「恩給金庫力恩給債券」を恩給金庫又は日本
放送協会力恩給債券又は放送債券に「恩給債券又ハ」を「恩給
債券若クハ放送債券又ハ」に改める。

第七十九條第七號中「法令ニ依ル公團」の下に「日本放送協会」
を「公團ニ歸スル法令」の下に「、放送法」を加える。

（二）この法律施行前の行為

第六條 この法律施行前に生じた事項については、方お從前の例による。

「わが國放送事業の沿革」

大正 九五十一月

米國ビツツバーク市において、ウエスティングハウス電機會社 W.E.A. 局から世界最初の實用放送開始

十二年十二月

無線電信法に基き、遞信命令第十九十八號を以て放送用私設無線電話規則を公布並びに該國法人 東京放送局設立許可

十三年十一月

名古屋

十年一月

大阪

十一年二月

東京

十四年三月

東京放送局試験及候放送開始
東京・大阪・名古屋の各放送局解散し、附

十五年八月

團法人日本放送協會設立

二 日本放送協會の組織

ノ 社團法人 命令により遞信大臣設立許可監督實施

2 放送施設 無線電信法により、遞信大臣許可監督實施

3 日本放送協會による放送事業の監督、經營

無線電信法、通商部放無線電信規則は被徵の事業者のあり得べき形で規定されてゐる。過去においては東京、名古屋、大阪の三事業者体かあつたことは前述のとおりいか、日本放送協會の設立後は行政方針として他に許可を與えてゐない。

四 日本放送協會の運営

會員 一日ハ五〇〇箇、昭和二十一年六月までは二〇〇箇(

以上)の会員をした者で會長の承認を要する。

一回につき、機関の会員が一組ともつ。

出席者員数 六五三八名

出席者額 ￥555,000圓

役員 人選は三〇名を以て、即ち候補にて選定（議論の有無を認

識す。

内に於て専務幹事一員の選出の用意を互選（

会議事三名以内の候補者にて選舉）

又幹事長六〇名の候補にて選舉・候補會員は十五名以

内に推薦できる（候補者を候補）

候補者五名は内を越えて二名ができる。

（註）二名以上はすべて審議することを要する。

の現在の主要役員氏名

會長 高野 勲三郎

專務幹事 吉垣 要

（編成局長幹事取扱）

常務幹事 佐藤 保之助

（庶務部幹事）

常務幹事 佐藤 保之助

（財政部門機関）

常務幹事 小松 勝

（技術部門機関）

常務幹事 松長 寛弘

（技術部門機関）

式典
部機
機械

主 席 黒 沙 勝
副 席 外 部 部 長
秘 书 制

會

長

專務監事

總

經

業

局

成

放送文化研究所

技術研究所

職員養成所

監查部

中央放送局（札幌、仙臺、廣島、名古屋、熊本）

甲府、長野、新潟

松本放送局

中央放送局（札幌、仙臺、廣島、名古屋、熊本）

放送局

六 放送 情報

本年春迄に於ける電波の充電は、いかにも過度的時勢から大範
力不足、中、大弱、小弱、力量を併用してきた。

同主として設営も整備された中継局は、各所を除き、それぞれローカル
的、半自動をやうに演奏録音機を搭つてゐる。

例現在の一放送網で電波においては全國送信數の八〇%は國民理
論電機で収音出来る状態である。

四大送局間の競争の中堅および遅後は送信率の競争を専用してお
り、複数傳播地に進えて無線中継によつて放送が遠隔出来るよう
になつてゐる。

六 放送 局

五〇kw 一月

一〇・一一一 六局

西六局 Q五・一一一三〇局

Q三・一一一四局

Q一・一一一三局

Q〇五・一一一一所

2 放送送所

四四四一 一一所

〇〇三・一一一四三所

支 員 訊 問

本年四月一日現在七七三七名ハ一四六名の兵事休職者を含む
なか當初は逕會關係については、昨年十二月「產別」脫退を機に三派
を立の形であつたが、現在に於ては「日本放送勞動組合」の組合員六

四四〇名）を主幹として「日本汽船運輸労働組合」（運全員へ一九名）
がある。

八 憲政財政

收入の大宗は穀取料（昭和二十三年度收入見込）は現在穀取料額にして約十二億二千萬圓（）に達する。現行穀取料月額十七億三十萬圓は毎年九月から改正實績をみたものであるが、その他の歳の幾次況により該期の經營は極めて困難となるてゐる。そこで當下營業政策につき所感、過往省において審議を行つてゐる。

穀取料の現在までの變遷は左のとおりである。

大正十五年	一月	昭和二十一年四月	二月五十錢
昭和七年四月	七十五錢	昭和二十一年九月	五錢
昭和二十年四月	五十錢	昭和二十一年九月	十七圓五十錢
昭和二十一年四月	一圓		

九 放送事業

1 國內放送

第一放送（全放送局） 明五時から夜十時半まで 十七時半
第二放送（主要十六府廳局） 朝六時半から夜十時五分まで 九時半

2 進駐軍向放送

（）が進駐軍に播報及びその保守を授業してゐるもの

東京ハ五〇〇（） 大阪ハ一〇〇（） 名古屋ハ一〇〇（）
横濱ハ三〇（） 札幌ハ七〇（）

同進駐軍演説であつて、憲兵が監守を担当してゐるもの

佐々木ハ一〇〇（）

いの外に何等機密なく通航軍において施設と運用しているものに

張門(アラゲル) KW 一 出口(アガリ) KW 一 勝(ハラタケ) KW 一 慶厚(ケイウ) KW

小倉(アラカワ) KW 一 美張(ミヤコ) KW 一 関山(カンザン) KW

「註」の如く限する該郵便は該通航費支拂

3. 在外邦人向放送

支那大陸・滿洲・南支方面に施設している日本人向對に國内の狀況を報道しているもので、逓信施設を專用してゐる。

通 信 所 釜山電力 一 釜山方面

放 送 時 間

河内港所 七・五 KW 一 韶北・上海向

午前六・五〇

三〇 天津、北京

至午後一〇・三〇

河内港所

七・五 KW

長春向

午前六・五〇

二〇 收 取 者

二戸一受信機を目標として普及につゝめ、逐次その數を増加し、昭和十九年ににおける七百四十七萬かその最高であつた。しかし戰災等のために戻少して、昭和二十一年には五百七十萬となり、その後は逐次回復し、本年三月末現在においては六百四十萬で、その普及率は一〇〇%當り四〇・六である。

普 及 状 況

年 度

現 在 敷

普 及 率

大正十三年

三四二万

41

十五年

三八二万六千

41

十七年

二四一九七二

41

昭和十一年

一九〇四八二

41

昭和十九年 ラジオ業者へへ 二〇四四二〇八

なお最近の受信機の生産状況は月六萬八千臺で、販賣額は八十三萬七千八百九十六個（本年三月）になつてゐる。

逐便者としては、商工省に対し、受信機及真空管その他保守用部品の輸出を要望している。

一 ラジオ受信機の試験実験

逐便者では試験實驗に必要な受信機最優等標準を定め、本年二月一日からラジオ受信機の製造業者が商品として販賣する電機に對して、その性能を試験し、試験に合格したものでなければ原則としてラジオの輸入を許可しないことになつてゐる。

五月二十現在において、製造業者から至二十年の試験の申請が

あり、試験官の逐便者二十一件は公見不合格であつたか、試験方法を若干緩和したので今後は相合符するものか曰ふと思ふ。

從來販賣されたラジオ受信機は大抵分粗惡なものであつたが、この形狀試験の實驗によつて、逐便機の品質が改善され、一般に良質受信機が普及すること共に電波管理上の障壁も除去される。

二 ラジオ税

昭和二十一年九月地方税務の改正実施後、地方財政の一財源として、ラジオ税が課り上づられ、青森、大城西大臣の許可を得て、六馬ハ秋風・櫻居・海手・横木・宮城・鹿児島（十五市町村）にてラジオ税の賦課が開始された。

この税金の収支額の多くは、昭和二十一年度限りを許可期間としていたが、支那戰争六月三日、札幌兩電がかけ思案二

十三年まで本尊の貳頭が祀られてゐる。

1

なお運営者で、彼のラジオ観劇譲に添し、精力反濁し、内閣、大蔵省に至し、昭和に慶應の卒入をした結果、財政、民政で、今後ラジオ税を課しない方針を立てる。

一
九
四
九
年
八
月
日

昭和二十一年十二月通常會軍總司令部の覺書により、日本放送協会を再組織するため、國見等層から選出した委員會を設け、協會會長兼總者の推薦を經て新會長の決定後はこれらの諮詢機關となつて協會の政策決定について必要な助言を與え、また協會の再組織及び放送の倫理規範の決定につき考慮すべきことか當時の遞信院總裁に通達せられた。

そのため遞信院では、總司令部と打合せの上、右委員會委員八十一名を決定し、昭和二十一年一月二十二日第一回の委員會を開いた。

委員会は先ず新会長候補者の選出を行ひ、その後は協會業務の改善のために努力してゐる。

現在の委員は次のとおりである。

常任委員長　井貢一
常任委員　淺沼　近藤　成徳　易
常任委員　新嘉出版　技術開発
財政機制調査　小林　經夫
税邊政策　大村　英之助
農業　矢内原　忠雄
工、商、業　土、万、與、志
学界　矢内原　忠雄

労働　島上　善五郎
婦人　藤島　克巳
宗教　松岡　恵子
婦人　加藤　静枝
学生　宮本　百合子

常任委員　青生　忠夫
常任委員　爪生　忠夫

なれ放送協会ではこの委員會の運営費として年額二十八萬六千五百圓を充てている。

一、時許料

放送用私設無線電話規則第十條によつて、放送施設者が毎月計画度の始めに前年度末現在の總取契約一箇につき二十箇の割合で

の御所に歸らるるものである。但し宮殿は施設および造営大臣が公館上の公事から御用事の運営を司らしものと解しては如何なるか詳説するところが少ないのである。

昭和二十二年度における放送事業

昭和二十二年二月五日

一 日本放送協会設立経緯

我が國における放送は、大正十四年三月二十二日東京放送局が東京芝浦で播送を開始したのが最初である。これは大正九年十一月米國のラジオ技術ハムス開拓者が、ピツツバーグ市のWDA放送局から行つた世界最初の放送に遡ること四年四ヶ月である。

東京において、初回不規則には、大正・六月には名古屋の名古屋放送局が開業した。

東京放送局は、大正十二年十一月、名古屋、大阪放送局は、それがそれ大正十四年一月及び二月に設立され、各地域において、放送事業運営を開始したが間もなく翌十一年八月、これら三局は解散してノットル法人日本放送協会を設立したのである。

二 協会の性格

日本放送協会は、民法總則第二章の規定を基く公益社團法人であつて、主務大臣たる通信大臣によつてその設立を許可され、その監督を受けている。まか放送施設については、郵便電信法の規定に従つて、逓信大臣の監督を受けている。

かが國における放送事業は、法律上は複数の經營主体を認められてゐるが、事實上他のものに許可されていなかつたため、日本放送協会が獨占的經營を行つてゐるのである。

三 協会の組織

協会は會員六五五八を有し、その役員は、理事三十名以内、監事三名以内、五名以内の会計、六十名の幹部員をもつて構成される。理事、監事、幹部員は會員たることを要する。理事長は評議員會で選舉し、理事会の互選によつて會長一、幹部員第一、常務理事が定められている。なお、幹部員數は、本年四月一日現在、十七三七名で、つて、部頭長を除く幹部員は労働組合を組織している。

卷之三

放送局會本部には、會長、専務理事の下に、評議室、庶務部、沙外部、經理部、編成部、事業部、放送文化研究所、技術研究所、職員養成所、監査部を置き、地方では、中央放送局、新潟局、支局、分局、中継放送所、が置かれている。

卷之三

旅送機械販賣は、駿河のによる被襲は、越後省の製鐵所設等に比較すれば割合に少いが、相當大なる損害を蒙つた。更にそれよりも甚大な問題は懸念の主なる収入源をなす懸念者の大巾の減少と聽取者の疎闊移動等による聽取料收入の激減である。

の借入難渋なやむ反面、収納内需の改善に要する経費の増加とインフレーションによる

物價資金の値上がり等によつて財政的に非常な苦境に立つて至り、從來五十銭がつた廳取料を二十年四月には一圓に、二十一年四月には二圓五十銭に、同年九月には三圓を引上げ昭和二十二年度最初においては收支各四億四千万圓の予算を作成したが、これまた、立ちまち破たんを來たし同年九月には廳取料を十七圓五十銭に引上げ總額九億九千万圓の改訂予算を組んだがこの廳取料額は、物價急騰の波及度が強すぎたことと、その他のインフレーションによって徐々經營に困難を來たし

大正四年九月
戦後版を修正化のせめぐ、御文書等皆改められ、舊はれを代用するべつて、御文書等の改めを直譲し、御文書等の現行版の新規の發行が終了者勘定を行つた後か、右の御文書等を立てて、仕務にとつてらる。

國後の毛バ蛇が首を渡せたるの守り方については、鷹民各所層の
ところ、漁會研討所、放逐の方法の確てか等入念に拂ひ、その上
常に美狀な今力を拂つてゐる。即ち、その裏を鉛錆の、或は錆の
の壁にてあり、或間れ沙砾の立場であり、全體各地に於ける、
毛巴蛇を運動でみる機會を與する好評結果を示する幸運である。さ
う、毛巴蛇は自体の發力は、日々の増殖によつて弱知いとなりであ
り、然ち、其下及び今後の酒嗜味、これ等各部の動向を悉く取上げて、
我が國民における、該參謀團は始形態の守り方、その蓋れ形式、全般反
對方の對抗の態勢標準をもびて優秀要領方の普及更に科學醫道の政策
にてその實業活動努力が何強されてゐるところである。

卷之三